

平成 28 年度 虐待事案の未然防止のための  
調査研究事業 報告書

平成 29 (2017) 年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所



# 目 次

第1章 事業実施概要	1
1. 事業の実施目的	2
2. 事業概要	2
(1) 「平成27年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計	2
(2) 自治体ヒアリング調査の実施	3
(3) 検討委員会での検討	3
第2章 「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」結果	5
1. 調査の概要	6
(1) 調査目的	6
(2) 調査方法	6
2. 結果要旨	8
3. 調査結果（単純集計）	10
(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等	10
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	19
(2)－1 市区町村における対応状況等	19
(2)－2 都道府県における対応状況等	21
(2)－3 虐待の事実が認められた事例について	23
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等	29
(4) 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等	30
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	31
4. 調査結果（詳細分析）	35
(1) 相談・通報件数に関する分析	35
(2) 養護者虐待事案の詳細分析	43
5. 委員会での意見	55
第3章 障害者虐待の未然防止に向けた自治体ヒアリング調査結果	57

1. 調査の概要.....	58
(1) 調査目的.....	58
(2) 調査対象.....	58
(3) 調査実施期間.....	58
(4) 調査実施方法.....	58
(5) 主なヒアリング調査項目.....	59
2. 調査結果.....	60
(1) 障害者虐待の未然防止に向けて取組を進めている自治体.....	60
(2) 死亡事例対応を行った自治体.....	68
3. 委員会での意見.....	71
第4章 虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点や留意点等.....	73
1. 養護者虐待.....	74
(1) 未然防止.....	74
(2) 適切な対応.....	75
①早期発見・早期対応.....	75
②個別ケース会議の開催による援助方針の決定.....	76
③再発防止、重度化（拡大）防止.....	77
2. 施設従事者虐待.....	78
(1) 未然防止.....	78
(2) 適切な対応.....	79
①早期発見・早期対応.....	79
②個別ケース会議の開催による援助方針の決定.....	79
③再発防止、重度化（拡大）防止.....	80
3. 死亡事例（養護者虐待、施設従事者虐待共通）.....	80
参考資料.....	81
参考資料1 障害者虐待の経年比較.....	82
1. 養護者による障害者虐待.....	82
(1) 相談・通報件数、虐待認定件数、被虐待者数等の推移.....	82
(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待認定件数の推移.....	83
(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）.....	84

2. 障害福祉施設従事者による障害者虐待 .....	85
(1) 相談通報件数、虐待認定件数、被虐待者数等の推移.....	85
(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待認定件数の推移.....	86
(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答） .....	87
(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待認定件数の推移.....	88
(5) 職種別にみた虐待者数の推移 .....	90
(6) 虐待認定施設・事業所に対する指導等の状況.....	91
3. 使用者による障害者虐待 .....	92
(1) 相談・通報件数の推移 .....	92
(2) 相談・通報・届出者の経年比較（複数回答） .....	92
4. 法に規定する以外の虐待 .....	93
(1) 相談・通報件数の推移 .....	93
(2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移 .....	93
(3) 相談の対応状況（経年比較） .....	94
5. 体制整備状況.....	95
(1) 市区町村.....	95
(2) 都道府県.....	96
参考資料2 施設従事者による障害者虐待（平成27年度） クロス集計結果 .....	97
1. 施設・事業所種別にみた施設従事者による障害者虐待の類型.....	97
2. 施設・事業所種別にみた被虐待者の属性 .....	98
(1) 性別、年代.....	98
(2) 障害支援区分認定状況 .....	99
(3) 障害の種類.....	100
(4) 行動障害の有無.....	101
3. 施設・事業所種別にみた虐待者の属性 .....	102
(1) 性別、年代.....	102
(2) 職種・職位.....	103
(3) 虐待の発生要因（複数回答） .....	105
4. 相談・通報者別にみた認定件数割合 .....	106
参考資料3 検討委員会の設置 .....	107

## 第 1 章 事業実施概要

---

## 1. 事業の実施目的

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）が施行した。当法は先に施行されている「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）（平成12年11月施行）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）（平成13年10月施行）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）（平成18年4月施行）」とは異なり、障害者に特有の問題に対応することを規定している。

- (1) 虐待行為の禁止を広く規定（法第3条）
- (2) 使用者虐待の防止に関する規定（法第2条第8項、第21条、第28条）
- (3) 就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定（法第29条、第30条、第31条）
- (4) 正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止（法第2条第6項第1号イ、第7項第1号、第8項第1号）

また、平成26年2月には、日本においても、障害者に対する差別解消や虐待を禁止するための措置を締約国に規定した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が発効した。さらに、平成28年4月からは、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されている。

このような法や社会の動きを鑑みると、生活のあらゆる場面で障害者の権利利益が守られ、一層の社会参加を進めていくことや、障害者に対する虐待の発生予防から虐待を受けた障害者が安定した社会生活を送れるようになるまでの各段階における切れ目のない支援体制を構築していくことが、年々社会に要請されているといえる。

本事業は、こうした社会の動きを踏まえ、毎年度実施している、自治体（市区町村、都道府県）における障害者虐待への対応状況等に関する調査や自治体ヒアリング調査等をもとにした分析、検討委員会による議論により、障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

## 2. 事業概要

- (1) 「平成27年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計

厚生労働省が実施している「平成27年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」（以下「障害者虐待対応状況調査」という。）の集計、都道府県への照会作業を行い、最終結果を取りまとめた。

なお、本報告書第2章で掲載している調査結果は、平成27年12月16日に厚生労働省より公表された「平成27年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』

に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の「【参考資料3】」と同一の内容である。

あわせて、法施行から毎年度実施している同調査の3年分の結果の経年比較、詳細分析を行った。

## (2) 自治体ヒアリング調査の実施

障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点と課題を整理するための基礎資料を得る目的で、現在、障害者虐待の未然防止に向けた取組を進めている自治体から、取組に関する現状と課題に関するヒアリング調査を実施した。

また、障害者虐待のなかでも重篤と考えられる死亡事例対応を行った自治体<sup>\*</sup>に対して、死亡に至るまでの経緯や状況、その兆候から、死亡を阻止するのに有効な手立てや体制を検討するための基礎資料を得る目的で、事例概要や事件後に自治体が行った対応、その後の再発防止に向けた取組等について聞き取りを行った。

※養護者虐待：平成27年度中に養護者による死亡事例対応を行った自治体

※施設従事者虐待：過去に施設従事者による死亡事例対応を行った自治体

## (3) 検討委員会での検討

検討委員会を設置し、虐待の発生要因や自治体の対応に関する分析を行うとともに、障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点と課題を整理するための検討を行った。



## 第2章 「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」結果

---

## 1. 調査の概要

### (1) 調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)の施行(平成24年10月1日)を受けて、平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査方法

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、平成27年度中(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に相談・通報(本人による届出を含む。以下同じ。)があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

#### ○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待行為の種類と程度
  - (4) 被虐待障害者等の状況
  - (5) 虐待への対応策
  - (6) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
3. 使用者による障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

#### ○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1及び2における具体的内容(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)虐待があった施設等の種別、虐待行為の種類、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

### 【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

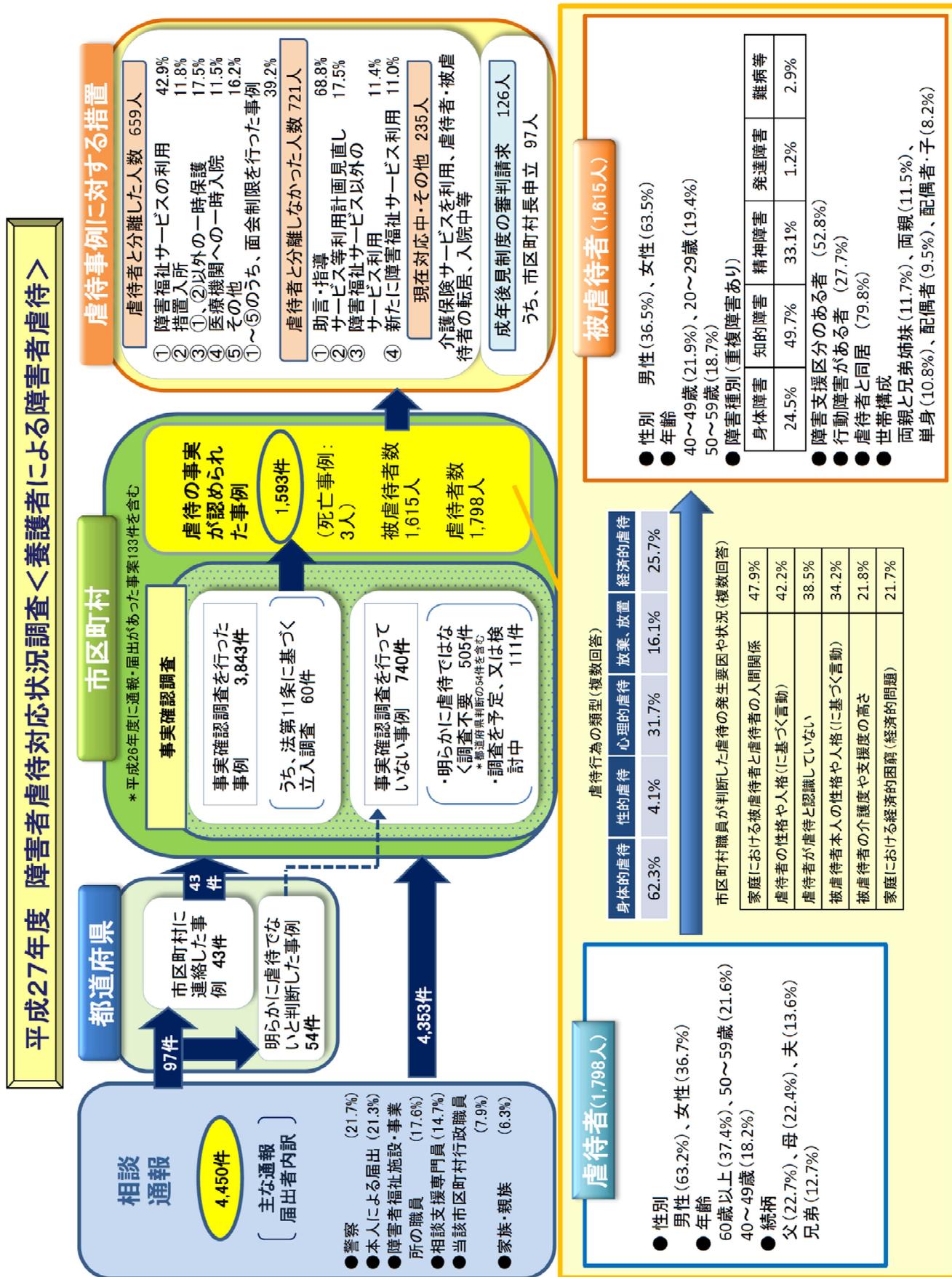
「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

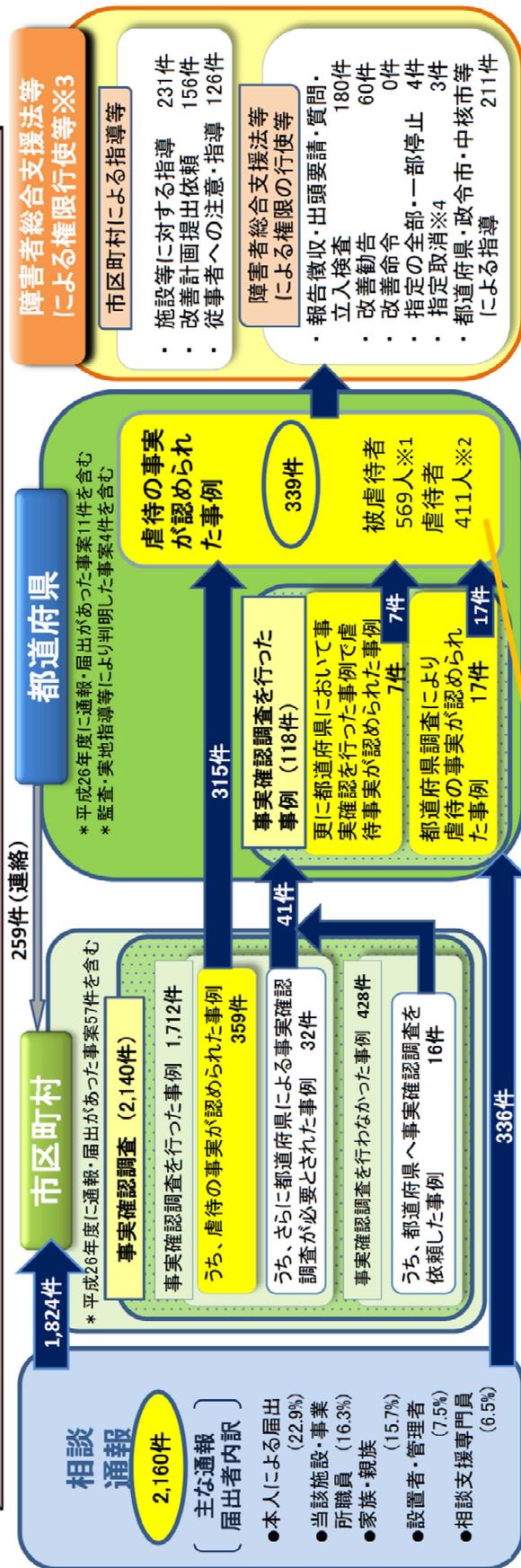
### 【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合がある。

2. 結果概要



# 平成27年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



**障害者総合支援法等による権限行使等※3**

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導 231件
- 改善計画提出依頼 156件
- 従事者への注意・指導 126件

**障害者総合支援法等による権限の行使等**

- 報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 180件
- 改善勧告 60件
- 改善命令 0件
- 指定の全部・一部停止 4件
- 指定取消※4 3件
- 都道府県・政令市・中核市等による指導 211件

**被害者 (411人)**

- 性別 男性 (70.6%)、女性 (29.4%)
- 年齢 60歳以上 (20.4%)、40～49歳 (20.0%)、50～59歳 (18.0%)
- 職種 生活支援員 (44.5%)、管理者 (10.9%)、世話人 (7.5%)、指導員 (6.8%)、その他従事者 (6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	51.2%
倫理観や理念の欠如	43.9%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%

**被害者 (569人)**

- 性別 男性 (66.4%)、女性 (33.6%)
- 年齢 30～39歳 (23.2%)、40～49歳 (20.0%)、20～29歳 (19.0%)
- 障害種別(重複障害あり) 身体障害 16.7%、知的障害 83.3%
- 障害支援区分のある者 (70.5%)
- 行動障害がある者 (28.8%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
58.1%	14.2%	41.0%	5.3%	7.7%

障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	居宅介護	重度訪問介護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	移動支援事業	地域活動支援センターを運営する事業	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	合計
88	9	3	1	43	11	1	5	23	49	63	1	2	2	1	35	339	100.0%

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者被害者が特定できなかった等の7件を除く332件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため被害者が特定できなかった13件を除く326件が対象。  
 ※3 平成27年度末までに行われた権限行使等。  
 ※4 指定取消の3件は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為を理由として行ったもの。

### 3. 調査結果（単純集計）

#### （1）養護者による障害者虐待についての対応状況等

##### 1）相談・通報対応件数（表1）

平成27年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,450件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が4,353件、都道府県が受け付けた件数が97件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	356	東京都	291	滋賀県	109	香川県	35
青森県	45	神奈川県	182	京都府	43	愛媛県	56
岩手県	23	新潟県	83	大阪府	865	高知県	34
宮城県	70	富山県	29	兵庫県	197	福岡県	164
秋田県	17	石川県	43	奈良県	29	佐賀県	27
山形県	26	福井県	25	和歌山県	18	長崎県	33
福島県	36	山梨県	34	鳥取県	20	熊本県	53
茨城県	50	長野県	56	島根県	32	大分県	44
栃木県	24	岐阜県	34	岡山県	64	宮崎県	47
群馬県	57	静岡県	79	広島県	104	鹿児島県	37
埼玉県	186	愛知県	250	山口県	54	沖縄県	82
千葉県	197	三重県	74	徳島県	36	合計	4,450

##### 2）相談・通報・届出者（表2-1、表2-2）

「警察」が21.7%と最も高く、次いで「本人による届出」が21.3%、「施設・事業所の職員」が17.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数4,450件に対する割合を記載している。

※今年度調査から「施設・事業所の職員」と「相談支援専門員」の選択肢を分けたため、「警察」の割合が最も多くなっている。

表2-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	948	279	140	30	210	43	654	784	32	965	353	132	18	178	40	4,806
構成割合	21.3%	6.3%	3.1%	0.7%	4.7%	1.0%	14.7%	17.6%	0.7%	21.7%	7.9%	3.0%	0.4%	4.0%	0.9%	-

（注）構成割合は、相談・通報件数4,450件に対するもの

表2-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	183	241	478	16	3	4	23	948
構成割合	19.3%	25.4%	50.4%	1.7%	0.3%	0.4%	2.4%	100.0%

（注）構成割合は、本人による届出件数948件に対するもの

## 3) 事実確認の状況 (表3、表4)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報4,450件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例133件を加えた4,583件のうち「事実確認調査を行った」が3,843件(83.9%)、「事実確認調査を行っていない」が740件(16.1%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例54件を含む)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は60件(1.6%)であった。

法第11条に基づく立入調査以外的事实確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が2,069件(54.7%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が1,714件(45.3%)であった。

事実確認を行っていない事例740件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において)相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が505件(68.2%)であった。

表3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	3,843	83.9%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	3,783	(98.4%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,069	[54.7%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	1,714	[45.3%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	60	(1.6%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	19	[31.7%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	41	[68.3%]
事実確認調査を行っていない事例	740	16.1%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	505	(68.2%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	111	(15.0%)
他部署等への引継ぎ	124	(16.8%)
合計	4,583	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数4,450件と、前年度市区町村が検討中とした事例133件を加えた4,583件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」、「1日(翌日)」、「2日」までを合わせ48時間以内に事実確認を行った割合は63.4%、3日以上の日数を要した割合が36.6%であった。

表4 事実確認を行うまでの日数

	0日 (当日)	1日 (翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	1,595	610	233	595	395	137	62	216	3,843
構成割合	41.5%	15.9%	6.1%	15.5%	10.3%	3.6%	1.6%	5.6%	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例3,843件に対するもの。

## 4) 事実確認調査の結果（表5、表6）

事実確認調査の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）の件数は1,593件であり、事実確認調査を行った件数の約4割を占めた。

表5 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,593	41.5%
虐待ではないと判断した事例	1,421	37.0%
虐待の判断に至らなかった事例	829	21.6%
合計	3,843	100.0%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った件数3,843件に対するもの。

表6 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	89	東京都	102	滋賀県	48	香川県	12
青森県	13	神奈川県	83	京都府	27	愛媛県	28
岩手県	11	新潟県	31	大阪府	257	高知県	7
宮城県	32	富山県	9	兵庫県	52	福岡県	46
秋田県	14	石川県	13	奈良県	14	佐賀県	8
山形県	11	福井県	11	和歌山県	10	長崎県	30
福島県	25	山梨県	11	鳥取県	10	熊本県	19
茨城県	13	長野県	19	島根県	18	大分県	9
栃木県	13	岐阜県	7	岡山県	28	宮崎県	18
群馬県	13	静岡県	32	広島県	30	鹿児島県	13
埼玉県	83	愛知県	117	山口県	18	沖縄県	26
千葉県	84	三重県	19	徳島県	10	合計	1,593

以下、虐待判断事例件数1,593件を対象に、虐待行為の類型や程度、被虐待障害者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

## 5) 虐待行為の類型と程度（表7-1、表7-2、表7-3、表7-4）

## ア. 虐待行為の類型

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が62.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が31.7%、「経済的虐待」が25.7%、「放棄、放置」が16.1%、「性的虐待」が4.1%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは17件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」の割合が高く、逆に男性では「経済的虐待」や「放棄、放置」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,593件と一致しない。

表7-1 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	993	65	505	256	409	2,228
構成割合	62.3%	4.1%	31.7%	16.1%	25.7%	-

（注）構成割合は、虐待判断事例件数1,593件に対するもの。

表7-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
被虐待者の性別	男性	件数	331	3	171	133	192	830
		構成割合	56.1%	0.5%	29.0%	22.5%	32.5%	-
	女性	件数	662	62	334	123	217	1,398
		構成割合	64.6%	6.0%	32.6%	12.0%	21.2%	-

(注)構成割合は、被虐待者数(男性590人、女性1,025人)に対するもの。

#### イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が50.4%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が36.9%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が12.7%を占めた。

表7-3 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,122	50.4%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	822	36.9%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	284	12.7%
合計	2,228	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

#### ウ. 経済的虐待の内容

経済的虐待の内容は、「障害年金」が69.2%、「その他」が44.5%を占めている。

※1件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数409件と一致しない。

表7-4 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	283	1	3	182	469
構成割合	69.2%	0.2%	0.7%	44.5%	-

(注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数409件に対するもの。

### 6) 被虐待障害者等の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,593件に対し被虐待障害者数は1,615人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

#### ア. 被虐待者の性別及び年齢（表8、表9）

性別では「女性」が63.5%、「男性」が36.5%と、「女性」が全体の6割強を占めていた。年齢階級別では「40～49歳」が21.9%と最も多く、次いで「20～29歳」が19.4%、「50～59歳」が18.7%であった。

表8 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	590	1,025	1,615
構成割合	36.5%	63.5%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

表9 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	135	314	277	354	302	184	46	3	1,615
構成割合	8.4%	19.4%	17.2%	21.9%	18.7%	11.4%	2.8%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

#### イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表10）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が49.7%と最も多く、次いで「精神障害」が33.1%、「身体障害」が24.5%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待障害者数1,615人と一致しない。

表10 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	395	803	534	20	47	1,799
構成割合	24.5%	49.7%	33.1%	1.2%	2.9%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

#### ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表11、表12）

被虐待障害者1,615人のうち、障害支援区分のある者が全体の52.8%を占めていた。認定がない者は45.1%であった。区分がある者のうち「区分3」が全体の12.0%と最も多く、次いで「区分4」が11.6%、「区分2」が11.4%であった。

また、行動障害がある者が全体の27.7%を占めていた。

表11 被虐待者の障害支援区分がある者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	29	184	194	188	126	132	729	33	1,615
構成割合	1.8%	11.4%	12.0%	11.6%	7.8%	8.2%	45.1%	2.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

表12 行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	168	25	254	1,111	57	1,615
構成割合	10.4%	1.5%	15.7%	68.8%	3.5%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上(または障害程度区分3、行動関連項目8点以上)。

## エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表13）

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が58.8%と最も多く、「自立支援医療」が22.5%であった。サービスの利用がない者は24.3%であった。

※1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,615人と一致しない。

表13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	949	15	363	229	97	69	392	4	2,118
構成割合	58.8%	0.9%	22.5%	14.2%	6.0%	4.3%	24.3%	0.2%	-

（注）構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

## オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表14）

「虐待者と同居」が79.8%と、約8割が虐待者と同居している状況であった。

表14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,288	280	42	5	1,615
構成割合	79.8%	17.3%	2.6%	0.3%	-

（注）構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

## カ. 被虐待者を含む世帯構成（表15）

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が11.7%、「両親」世帯が11.5%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の44.9%を占めていた。「その他」に含まれる世帯構成のうち最も多かったのは「兄弟姉妹世帯（配偶者・子）との同居」であり、21件（1.3%）であった。

表15 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	174	154	132	186	189	83	37	120
構成割合	10.8%	9.5%	8.2%	11.5%	11.7%	5.1%	2.3%	7.4%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	110	99	55	273	3	1,615
構成割合	6.8%	6.1%	3.4%	16.9%	0.2%	-

（注）構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

## 7) 虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,593件に対し虐待者数は1,798人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

## ア. 虐待者の性別及び年齢（表16、表17）

虐待者の性別では、「男性」が63.2%、「女性」が36.7%と、「男性」が全体の6割程度を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が37.4%と最も多く、次いで「50～59歳」が21.6%、「40～49歳」が18.2%の順であった。50歳以上の虐待者が全体の6割近くを占めていた。

表16 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,137	659	2	1,798
構成割合	63.2%	36.7%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,798人に対するもの。

表17 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	12	126	200	327	389	673	71	1,798
構成割合	0.7%	7.0%	11.1%	18.2%	21.6%	37.4%	3.9%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,798人に対するもの。

## イ. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄（表18）

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が22.7%と最も多く、次いで「母」22.4%、「夫」13.6%、「兄弟」12.7%、「姉妹」5.1%、「息子」4.7%、「妻」2.4%、「娘」2.1%の順であった。

表18 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	409	403	244	43	85	38	2	2
構成割合	22.7%	22.4%	13.6%	2.4%	4.7%	2.1%	0.1%	0.1%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	228	91	5	7	237	4	1,798
構成割合	12.7%	5.1%	0.3%	0.4%	13.2%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,798人に対するもの。

## 8) 虐待の発生要因等

## ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表19）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」が42.2%で最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」が38.5%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者本人の性格や人格（に基づく言動）」が34.2%で最も多いが、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」も21.8%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が47.9%で最も高いが、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も21.7%を占めている。

表19 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因								
	虐待者の介護疲れ	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	311	681	301	123	247	82	621	247	135
構成割合	19.3%	42.2%	18.6%	7.6%	15.3%	5.1%	38.5%	15.3%	8.4%

	被虐待者側の要因				家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮(経済的問題)	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	352	248	552	142	773	350	198	116
構成割合	21.8%	15.4%	34.2%	8.8%	47.9%	21.7%	12.3%	7.2%

(注)構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

#### イ. 過去の虐待の有無（表20）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が半数を占める。一方、「過去に虐待認定されていた」割合は7.7%、「虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は25.0%であった。

表20 過去の虐待の有無

	過去に虐待認定されていた	虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	125	403	814	273	1,615
構成割合	7.7%	25.0%	50.4%	16.9%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

### 9) 虐待への対応策

#### ア. 分離の有無（表21）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は659人（40.8%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は721人（44.6%）であった。

表21 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	659	40.8%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	721	44.6%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	90	5.6%
その他	145	9.0%
合計	1,615	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,615人に対するもの。

## イ. 分離を行った事例における対応の内訳（表22）

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が42.9%と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が17.5%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が11.8%、「医療機関への一時入院」が11.5%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は39.2%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者78人のうち60人(76.9%)に面会制限が行われていた。

表22 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	283	42.9%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	78	11.8%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	115	17.5%
医療機関への一時入院	76	11.5%
その他	107	16.2%
合計	659	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	258	39.2%

(注)構成割合は、分離を行った被虐待者数659人に対するもの。

## ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳（表23）

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が68.8%と最も多く、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が17.5%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が11.4%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が11.0%であった。

表23 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	496	68.8%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	6	0.8%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	79	11.0%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	126	17.5%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	82	11.4%
その他	223	30.9%
合計	1,012	-

(注)構成割合は、分離を行っていない被虐待者数721人に対するもの。

## エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が70人、「利用手続き中」が56人であり、これらを合わせた126人のうち、市区町村長申立の事例は97人(77.0%)を占めていた。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は58人であった。

## 10) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例のうち、平成27年4月1日～平成28年3月31日に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めたところ、3件の事例(被害者3人)が報告された。事件形態は、「養護者による被養護者の殺人」が3件であった。

被虐待者の性別は「男性」が1人、「女性」が2人であり、年齢は「40～44歳」が2人、「45～49歳」が1人、障害種別は3人ともに「知的障害」のある人であった。

虐待者の性別は「男性」が1人、「女性」が2人であり、続柄は「父」と「母」であった。被虐待者のサービスの利用状況は、障害福祉サービスを利用していた者が2人であった。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(2) - 1 市区町村における対応状況等

1) 相談・通報対応件数 (表24)

平成27年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,160件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が1,824件、都道府県が受け付けた件数が336件であった。

表24 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	121	東京都	221	滋賀県	69	香川県	9
青森県	25	神奈川県	158	京都府	34	愛媛県	15
岩手県	17	新潟県	15	大阪府	221	高知県	20
宮城県	33	富山県	5	兵庫県	101	福岡県	90
秋田県	13	石川県	36	奈良県	21	佐賀県	26
山形県	12	福井県	24	和歌山県	19	長崎県	36
福島県	17	山梨県	23	鳥取県	26	熊本県	39
茨城県	24	長野県	32	島根県	23	大分県	40
栃木県	21	岐阜県	24	岡山県	34	宮崎県	26
群馬県	45	静岡県	27	広島県	51	鹿児島県	32
埼玉県	47	愛知県	99	山口県	28	沖縄県	21
千葉県	83	三重県	44	徳島県	13	合計	2,160

2) 相談・通報・届出者 (表25)

「本人による届出」が22.9%と最も多く、次いで「当該施設・事業所職員」による通報が16.3%、「家族・親族」による通報が15.7%だった。また、「当該施設・事業所設置者・管理者」からの通報は7.5%、「相談支援専門員」からの通報は6.5%だった。一方、「当該施設・事業所元職員」からの通報も4.4%であった。

表25 相談・通報・届出者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者
件数	494	339	113	4	25	10	140	81	351	95	162
構成割合	22.9%	15.7%	5.2%	0.2%	1.2%	0.5%	6.5%	3.8%	16.3%	4.4%	7.5%
	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計	
件数	30	3	81	25	8	10	8	183	149	2,311	
構成割合	1.4%	0.1%	3.8%	1.2%	0.4%	0.5%	0.4%	8.5%	6.9%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数2,160件に対するもの。

## 3) 市区町村における事実確認の状況 (表26)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報1,824件、都道府県から連絡のあった259件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例57件の計2,140件うち、「事実確認調査を行った」が1,712件(80.0%)、「事実確認調査を行っていない」が428件(20.0%)であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は359件(21.0%)である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が827件(48.3%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が526件(30.7%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が223件(52.1%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が91件(21.3%)であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が16件(3.7%)であった。

表26 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	1,712	80.0%
虐待の事実が認められた事例	359	(21.0%)
虐待の事実が認められなかった事例	827	(48.3%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	526	(30.7%)
事実確認調査を行っていない事例	428	20.0%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	223	(52.1%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	91	(21.3%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	16	(3.7%)
その他	98	(22.9%)
合計	2,140	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数1,824件、都道府県から市区町村へ連絡された件数259件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例57件)の合計2,140件に対するもの。

## 4) 都道府県への報告 (表27)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第17条及び同法施行規則第2条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成27年度において、市区町村から都道府県へ407件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が359件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が48件であった。

表27 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	359	88.2%
報告済み	342	(95.3%)
これから報告する	17	(4.7%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	48	11.8%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	32	(66.7%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	16	(33.3%)
合計	407	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数407件に対するもの。

## (2) - 2 都道府県における対応状況等

## 1) 市区町村からの報告事例(表28)

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数(表27)には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は356件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が315件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が41件であった。

表28 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	315	88.5%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	41	11.5%
合計	356	100.0%

(注)構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数356件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例315件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例41件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため、表27と一致しない。

## 2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例(表29)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例41件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例4件の計45件うち、43件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が7件、「虐待ではないと判断した事例」が9件、「虐待の判断に至らなかった事例」が27件であった。

表29 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	7	15.6%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	9	20.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	27	60.0%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	2	4.4%
合計	45	100.0%

(注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数41件に、平成26年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)で、該当年度に事実確認を行った事例4件を加えた45件に対するもの。

## 3) 都道府県が直接把握した事例(表30)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など347件のうち、225件が市区町村に連絡されていた。残り122件のうち75件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が17件、「虐待でないと判断した事例」が21件、「虐待の判断に至らなかった事例」が37件であった。

表30 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	336	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	7	-
	監査・実地指導等により判明した事例	4	-
	計	347	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		225	64.8%
都道府県が対応	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	17	4.9%
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	21	6.1%
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	37	10.7%
	後日、事実確認調査を予定している又は可否を検討中の事例（現在確認中を含む）	6	1.7%
	事実確認調査を行わなかった事例（通報段階で判断できた）	41	11.8%
	合計	122	-

(注) 構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例336件、昨年度から繰り越した事例7件、監査・実地指導等により判明した事例4件の計347件に対するもの。

#### 4) 虐待の事実が認められた事例件数（表31、表32）

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が315件（表28）、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が7件（表29）、都道府県が直接把握した事例が17件（表30）であり、これらを合わせた総数は、339件であった。これを都道府県別にみると表32のとおりである。

表31 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	315	7	17	339

表32 都道府県別にみた障害者福祉施設等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	12	東京都	26	滋賀県	18	香川県	5
青森県	5	神奈川県	16	京都府	6	愛媛県	3
岩手県	1	新潟県	3	大阪府	45	高知県	13
宮城県	6	富山県	2	兵庫県	11	福岡県	6
秋田県	1	石川県	3	奈良県	4	佐賀県	1
山形県	2	福井県	7	和歌山県	3	長崎県	5
福島県	3	山梨県	3	鳥取県	4	熊本県	7
茨城県	2	長野県	7	島根県	6	大分県	2
栃木県	4	岐阜県	1	岡山県	5	宮崎県	5
群馬県	9	静岡県	9	広島県	7	鹿児島県	4
埼玉県	14	愛知県	18	山口県	3	沖縄県	2
千葉県	16	三重県	4	徳島県	0	合計	339

## (2) - 3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた339件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

## 1) 施設・事業所の種別 (表33)

「障害者支援施設」が26.0%と最も多く、次いで「共同生活援助」が18.6%、「就労継続支援B型」が14.5%、「生活介護」が12.7%の順であった。

表33 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	88	26.0%
居宅介護	9	2.7%
重度訪問介護	3	0.9%
同行援護	0	0.0%
行動援護	0	0.0%
療養介護	1	0.3%
生活介護	43	12.7%
短期入所	11	3.2%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	1	0.3%
就労移行支援	5	1.5%
就労継続支援A型	23	6.8%
就労継続支援B型	49	14.5%
共同生活援助	63	18.6%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	1	0.3%
移動支援事業	2	0.6%
地域活動支援センターを運営する事業	2	0.6%
福祉ホームを運営する事業	0	0.0%
児童発達支援	2	0.6%
医療型児童発達支援	1	0.3%
放課後等デイサービス	35	10.3%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援事業	0	0.0%
合計	339	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数339件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

## 2) 虐待行為の類型と程度 (表34-1、表34-2)

## ア. 虐待行為の類型

虐待行為の類型(複数回答)は、「身体的虐待」が58.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が41.0%、「性的虐待」が14.2%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは21件であった。

表 34-1 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	197	48	139	18	26	428
構成割合	58.1%	14.2%	41.0%	5.3%	7.7%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数339件に対するもの。

### イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が73.6%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が22.2%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が4.2%であった。

表 34-2 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	315	73.6%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	95	22.2%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	18	4.2%
合計	428	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

### 3) 被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の7件を除く332件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待障害者が複数の場合があるため、332件の事例に対し被虐待障害者数は569人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

#### ア. 被虐待者の性別及び年齢（表35、表36）

性別については、「男性」が66.4%、「女性」が33.6%と、全体の6割が「男性」であった。年齢については、「30～39歳」が23.2%と最も多く、次いで「40～49歳」が20.0%、「20～29歳」が19.0%であった。

表 35 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	378	191	569
構成割合	66.4%	33.6%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった7件を除く332件の事例を集計。

表 36 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	99	108	132	114	51	26	27	12	569
構成割合	17.4%	19.0%	23.2%	20.0%	9.0%	4.6%	4.7%	2.1%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった7件を除く332件の事例を集計。

## イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表37）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が83.3%と最も多く、次いで「身体障害」が16.7%、「精神障害」が8.8%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数569人と一致しない。

表37 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	95	474	50	13	0	6	638
構成割合	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%	1.1%	-

（注）被虐待障害者が特定できなかった7件を除く332件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者569人に対するもの。

## ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表38、表39）

被虐待障害者569人のうち、障害支援区分のある者が70.5%を占めていた。「区分6」が全体の24.3%と最も多く、次いで「区分5」が16.2%、「区分4」が14.1%であった。また、行動障害がある者が全体の28.8%を占めていた。

表38 被虐待障害者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	7	31	53	80	92	138	117	51	569
構成割合	1.2%	5.4%	9.3%	14.1%	16.2%	24.3%	20.6%	9.0%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった7件を除く332件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者569人に対するもの。

表39 行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては いないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	99	18	47	193	212	569
構成割合	17.4%	3.2%	8.3%	33.9%	37.3%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった7件を除く332件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者569人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

## 4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった13件を除く326件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、326件の事例に対し虐待者数は411人であった。

## ア. 虐待者の性別及び年齢（表40、表41）

「男性」が70.6%、「女性」が29.4%であった。年齢については、「60歳以上」が20.4%と最も多く、次いで「40～49歳」が20.0%、「50～59歳」が18.0%であった。

表40 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	合計
人数	290	121	411
構成割合	70.6%	29.4%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった13件を除く326件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者411人に対するもの。

表41 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	61	59	82	74	84	51	411
構成割合	14.8%	14.4%	20.0%	18.0%	20.4%	12.4%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった13件を除く326件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者411人に対するもの。

#### イ. 虐待者の職種（表42）

「生活支援員」が44.5%、「管理者」が10.9%、「世話人」が7.5%、「指導員」が6.8%、「その他従事者」が6.1%であった。

表42 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合		件数	構成割合
サービス管理責任者	24	5.8%	指導員	28	6.8%
管理者	45	10.9%	保育士	2	0.5%
医師	0	0.0%	児童発達支援管理責任者	8	1.9%
設置者・経営者	17	4.1%	機能訓練担当職員	0	0.0%
看護職員	6	1.5%	児童指導員	1	0.2%
生活支援員	183	44.5%	栄養士	1	0.2%
理学療法士	0	0.0%	調理員	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%	訪問支援員	4	1.0%
言語聴覚士	0	0.0%	居宅介護従業者	4	1.0%
職業指導員	15	3.6%	重度訪問介護従業者	2	0.5%
就労支援員	6	1.5%	行動援護従業者	1	0.2%
サービス提供責任者	2	0.5%	同行援護従業者	0	0.0%
世話人	31	7.5%	その他従事者	25	6.1%
機能訓練指導員	0	0.0%	不明	3	0.7%
相談支援専門員	3	0.7%	合計	411	100.0%
地域移行支援員	0	0.0%			

(注) 虐待者が特定できなかった13件を除く326件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者411人に対するもの。

## 5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

## ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表43）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が56.1%で最も多く、次いで「虐待を行った職員の性格や資質の問題」が51.2%、「倫理観や理念の欠如」が43.9%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が42.0%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も20%を超えている。

表43 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	183	56.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	137	42.0%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	167	51.2%
倫理観や理念の欠如	143	43.9%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	81	24.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	75	23.0%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった13件を除く326件に対するもの。

## イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表44）

虐待が認められた施設・事業所に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「通報義務の履行」割合が44.2%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が43.7%、「虐待防止委員会の設置」割合が38.6%であった。

なお、「立入調査に対する虚偽答弁」があった事例が2件、「通報者に対する不利益取り扱い」があった事例が1件みられた。

表44 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	148	43.7%
虐待防止委員会の設置	131	38.6%
通報義務の履行	150	44.2%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数339件に対するもの。

## 6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表45-1、表45-2、表45-3)

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例339件のうち、平成27年度末までに行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が231件、「改善計画の提出依頼」が156件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が126件であった。

表45-1 市区町村による指導等(複数回答)

		件数
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	231
	改善計画の提出依頼	156
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	126

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成27年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が180件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が60件、「指定の効力の全部又は一部停止」が4件、「指定取消」が3件であった。その他都道府県等による一般指導は211件であった。

「指定取消」の3件は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったものである。

表45-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	180
	改善勧告	60
	改善勧告に従わない場合の公表	2
	改善命令	0
	指定の効力の全部又は一部停止	4
	指定取消	3
	合計	249
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	211

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が319件、「勧告・命令等への対応」が48件であった。

表45-3 当該施設等における改善措置(複数回答)

		件数
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設・事業所等からの改善計画の提出	319
	勧告・命令等への対応	48

(注)「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出(161件)以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数(158件)も含まれる。

## (3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

## 1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成27年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は848件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が455件、都道府県が受け付けた件数が393件であった。

## 2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表46）

「本人による届出」が36.0%、「家族・親族」による通報が10.5%、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が9.1%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報・届出件数848件に対する割合を記載している。

表46 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業者管理者
件数	305	89	20	1	3	1	77	32	6
構成割合	36.0%	10.5%	2.4%	0.1%	0.4%	0.1%	9.1%	3.8%	0.7%

	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	11	28	2	290	24	889
構成割合	1.3%	3.3%	0.2%	34.2%	2.8%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数848件に対するもの。

## (4) 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等

## 1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成27年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待に関する相談・通報件数は269件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が219件、都道府県が受け付けた件数が50件であった。

## 2) 相談内容に該当する機関（表47）

1) の相談内容に該当する機関は「医療機関」が29.7%、「官公署」が13.4%、「学校」が7.1%であった。

表47 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	1	0.4%
学校	19	7.1%
医療機関	80	29.7%
官公署	36	13.4%
その他	114	42.4%
不明	19	7.1%
合計	269	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数269件に対するもの。

## 3) 相談の対応状況（表48）

1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継いだ事例が99件であった。このうち、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が31件、「官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が22件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が11件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が170件であり、そのうち「相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介の対応不用と判断した事例」が90件であった。

表48 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
該当機関等に引き継いだ事例	99	36.8%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(1.0%)
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	11	(11.1%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	31	(31.3%)
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	22	(22.2%)
その他	34	(34.3%)
該当機関等に引き継いでいない事例	170	63.2%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	47	(27.6%)
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不用と判断した事例	90	(52.9%)
その他(対応継続中又は検討中の事例を含む。)	33	(19.4%)
合計	269	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数269件に対するもの。

(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成27年度末の状況を調査した。

1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況 (表49)

障害者虐待防止センター(法32条)については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約8割、委託のみで行っている市区町村は約1割であった。

表49 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について(平成27年度末)

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,362
		構成割合	78.4%
	委託のみ	市区町村数	163
		構成割合	9.4%
	直営と委託の両方	市区町村数	212
		構成割合	12.2%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表50）

平成27年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表50に示す。

表50 市区町村における体制整備等に関する状況（平成27年度末）

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,434	303	
	構成割合	82.6%	17.4%	
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,262	475	
	構成割合	72.7%	27.3%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	576	1,161	
	構成割合	33.2%	66.8%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,253	484	
	構成割合	72.1%	27.9%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	895	842	
	構成割合	51.5%	48.5%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	948	789	
	構成割合	54.6%	45.4%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	629	1,108	
	構成割合	36.2%	63.8%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	918	819	
	構成割合	52.8%	47.2%	
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	419	499	
	構成割合	45.6%	54.4%	
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	318	600
	構成割合	34.6%	65.4%	
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	464	454
	構成割合	50.5%	49.5%	
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	250	668
	構成割合	27.2%	72.8%	
	生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	264	654
構成割合	28.8%	71.2%		
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	470	448	
	構成割合	51.2%	48.8%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	905	832	
	構成割合	52.1%	47.9%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	667	1,070
		構成割合	38.4%	61.6%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	474	1,263
構成割合	27.3%	72.7%		
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	535	1,202	
	構成割合	30.8%	69.2%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	776	961	
	構成割合	44.7%	55.3%	
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市区町村数	917	820	
	構成割合	52.8%	47.2%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	621	1,116
	構成割合	35.8%	64.2%	
	業務指針の作成	市区町村数	389	1,348
	構成割合	22.4%	77.6%	
	対応フロー図の作成	市区町村数	717	1,020
構成割合	41.3%	58.7%		
事例集の作成	市区町村数	110	1,627	
	構成割合	6.3%	93.7%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	704	1,033	
	構成割合	40.5%	59.5%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	465	1,272
	構成割合	26.8%	73.2%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	447	1,290
	構成割合	25.7%	74.3%	
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	344	1,393
構成割合	19.8%	80.2%		
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	361	1,376	
構成割合	20.8%	79.2%		
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業など関係機関と連携した対応	市区町村数	752	985	
	構成割合	43.3%	56.7%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

## 2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

## ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況（表51）

障害者権利擁護センター（法36条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の6割強、委託のみで行っている都道府県は2割強を占めた。

表51 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成27年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	10
		構成割合	21.3%
	直営と委託の両方	都道府県数	7
		構成割合	14.9%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

## イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表52）

平成27年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表52に示す。

表52 都道府県における体制整備等に関する状況（平成27年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		都道府県数 47	0
		構成割合 100.0%	0.0%
住民への通報義務の周知		都道府県数 47	0
		構成割合 100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		都道府県数 28	19
		構成割合 59.6%	40.4%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修		都道府県数 47	0
		構成割合 100.0%	0.0%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数 6	41
		構成割合 12.8%	87.2%
未受講者への受講勧奨	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数 16	31
		構成割合 34.0%	66.0%
伝達研修実施状況の把握	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数 9	38
		構成割合 19.1%	80.9%
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数 9	38
		構成割合 19.1%	80.9%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動		都道府県数 35	12
		構成割合 74.5%	25.5%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		都道府県数 47	0
		構成割合 100.0%	0.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		都道府県数 5	42
		構成割合 10.6%	89.4%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）		都道府県数 35	12
		構成割合 74.5%	25.5%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議		都道府県数 30	17
		構成割合 63.8%	36.2%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議		都道府県数 44	3
		構成割合 93.6%	6.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整		都道府県数 20	27
		構成割合 42.6%	57.4%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備		都道府県数 42	5
		構成割合 89.4%	10.6%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備		都道府県数 44	3
		構成割合 93.6%	6.4%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供		都道府県数 34	13
		構成割合 72.3%	27.7%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数 29	18
		構成割合 61.7%	38.3%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数 24	23
		構成割合 51.1%	48.9%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数 25	22
		構成割合 53.2%	46.8%
	業務指針の作成	都道府県数 17	30
		構成割合 36.2%	63.8%
	対応フロー図の作成	都道府県数 28	19
		構成割合 59.6%	40.4%
	事例集の作成	都道府県数 13	34
		構成割合 27.7%	72.3%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		都道府県数 27	20
		構成割合 57.4%	42.6%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 13	34
		構成割合 27.7%	72.3%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 15	32
		構成割合 31.9%	68.1%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 14	33
		構成割合 29.8%	70.2%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 12	35
		構成割合 25.5%	74.5%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

## 4. 調査結果（詳細分析）

## (1) 相談・通報件数に関する分析

## 1) 通報件数

平成24年度から27年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成24年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数0件である。4か年（実質は3年半）を通して1件も相談・通報件数がない市区町村は30.0%（521自治体）であった。（表4-2）

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は20～30%であり、70%程度の自治体には相談・通報は寄せられていない。4か年を通してみれば、1件も相談・通報がない市区町村は50.8%（883自治体）であった。（表4-3）

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は10～15%にとどまっている。4年間で相談・通報が1件もない市区町村は72.7%（1,262自治体）となっている。（表4-4）

「平成27年度 虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が0件の割合が高い。特に人口5万人未満の市区町村では養護者による障害者虐待の相談・通報件数0件の割合が72.8%、施設従事者による障害者虐待では85.7%を占めていた。（表4-1）

この結果を踏まえれば、平成24年度以降の4年間で相談・通報が1件もない市区町村の多くが人口5万人未満の小規模自治体であると推察される。

表4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数0件の市区町村数（人口規模別）

人口規模別	市区町村数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5万人未満	1,187	864	72.8%	1,017	85.7%	1,149	96.8%
5～10万人未満	262	74	28.2%	137	52.3%	203	77.5%
10～30万人未満	203	16	7.9%	57	28.1%	118	58.1%
30万人以上	85	0	0.0%	1	1.2%	29	34.1%
計	1,737	954	54.9%	1,212	69.8%	1,499	86.3%

## 2) 市区町村の体制整備状況との関係

「平成27年度 虐待対応状況調査」結果を用いて相談・通報件数の有無と市区町村の体制整備状況と関係性について比較分析を実施した。なお、相談・通報件数は養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数である。

相談・通報がなかった市区町村では、相談・通報が寄せられた市区町村に比べ、「住民への相談窓口の周知」や「通報義務の周知」、「障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修」、「障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知」等の広報啓発活動を実施している割合が低い。また、「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」割合、個別ケース会議における専門職の参加割合も低く、マニュアルや業務指針、対応フロー図の作成割合も有意に低くなっていた。(表4-5)

一方で、相談・通報がなかった市区町村では「障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営」している割合が有意に高く、障害者虐待防止ネットワークについても他の虐待防止ネットワーク等との一体的な運営を行っている割合が高い。(表4-5)

なお、上記体制整備に関する特徴は人口5万人未満の市区町村において顕著にみられることから、前頁でみたように市区町村の規模による影響も大きいことが推察される。(表4-6)

表4-2 養護者による障害者虐待相談・通報件数0件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H24～27		自治体数
	通報0件 自治体数	割合									
北海道	146	81.6%	135	75.4%	128	71.5%	131	73.2%	91	50.8%	179
青森県	31	77.5%	30	75.0%	30	75.0%	32	80.0%	21	52.5%	40
岩手県	26	78.8%	21	63.6%	21	63.6%	22	66.7%	13	39.4%	33
宮城県	18	51.4%	14	40.0%	22	62.9%	22	62.9%	11	31.4%	35
秋田県	17	68.0%	18	72.0%	18	72.0%	19	76.0%	12	48.0%	25
山形県	25	71.4%	26	74.3%	25	71.4%	26	74.3%	14	40.0%	35
福島県	43	72.9%	44	74.6%	40	67.8%	44	74.6%	21	35.6%	59
茨城県	24	54.5%	21	47.7%	23	52.3%	22	50.0%	12	27.3%	44
栃木県	14	53.8%	16	61.5%	14	56.0%	14	56.0%	7	28.0%	25
群馬県	25	71.4%	26	74.3%	21	60.0%	22	62.9%	17	48.6%	35
埼玉県	30	47.6%	26	41.3%	22	34.9%	26	41.3%	10	15.9%	63
千葉県	25	46.3%	23	42.6%	22	40.7%	21	38.9%	8	14.8%	54
東京都	15	24.2%	16	25.8%	17	27.4%	14	22.6%	8	12.9%	62
神奈川県	11	33.3%	9	27.3%	14	42.4%	9	27.3%	2	6.1%	33
新潟県	13	43.3%	12	40.0%	15	50.0%	11	36.7%	6	20.0%	30
富山県	3	20.0%	6	40.0%	7	46.7%	7	46.7%	2	13.3%	15
石川県	8	42.1%	5	26.3%	7	36.8%	7	36.8%	3	15.8%	19
福井県	13	76.5%	8	47.1%	10	58.8%	8	47.1%	6	35.3%	17
山梨県	12	44.4%	16	59.3%	16	59.3%	17	63.0%	9	33.3%	27
長野県	58	75.3%	52	67.5%	60	77.9%	55	71.4%	41	53.2%	77
岐阜県	27	64.3%	31	73.8%	28	66.7%	30	71.4%	17	40.5%	42
静岡県	15	42.9%	17	48.6%	16	45.7%	19	54.3%	9	25.7%	35
愛知県	22	40.7%	23	42.6%	18	33.3%	14	25.9%	7	13.0%	54
三重県	16	55.2%	10	34.5%	12	41.4%	17	58.6%	7	24.1%	29
滋賀県	9	47.4%	3	15.8%	5	26.3%	5	26.3%	1	5.3%	19
京都府	11	42.3%	9	34.6%	8	30.8%	12	46.2%	5	19.2%	26
大阪府	8	18.6%	8	18.6%	4	9.3%	1	2.3%	0	0.0%	43
兵庫県	12	29.3%	13	31.7%	14	34.1%	15	36.6%	2	4.9%	41
奈良県	30	76.9%	28	71.8%	30	76.9%	31	79.5%	24	61.5%	39
和歌山県	22	73.3%	18	60.0%	23	76.7%	23	76.7%	12	40.0%	30
鳥取県	10	52.6%	7	36.8%	8	42.1%	10	52.6%	5	26.3%	19
島根県	14	73.7%	10	52.6%	11	57.9%	13	68.4%	6	31.6%	19
岡山県	16	59.3%	13	48.1%	15	55.6%	17	63.0%	10	37.0%	27
広島県	10	43.5%	10	43.5%	3	13.0%	8	34.8%	0	0.0%	23
山口県	8	42.1%	5	26.3%	7	36.8%	7	36.8%	3	15.8%	19
徳島県	15	62.5%	12	50.0%	12	50.0%	14	58.3%	5	20.8%	24
香川県	12	70.6%	6	35.3%	9	52.9%	9	52.9%	4	23.5%	17
愛媛県	9	45.0%	10	50.0%	8	40.0%	6	30.0%	2	10.0%	20
高知県	21	70.0%	25	83.3%	23	76.7%	19	63.3%	12	40.0%	30
福岡県	33	55.0%	27	45.0%	33	55.0%	32	53.3%	13	21.7%	60
佐賀県	12	60.0%	8	40.0%	11	55.0%	7	35.0%	4	20.0%	20
長崎県	8	38.1%	10	47.6%	10	47.6%	8	38.1%	3	14.3%	21
熊本県	33	73.3%	30	66.7%	30	66.7%	26	57.8%	14	31.1%	45
大分県	13	72.2%	8	44.4%	9	50.0%	11	61.1%	4	22.2%	18
宮崎県	15	57.7%	13	50.0%	14	53.8%	15	57.7%	5	19.2%	26
鹿児島県	27	62.8%	24	55.8%	25	58.1%	32	74.4%	17	39.5%	43
沖縄県	28	68.3%	22	53.7%	25	61.0%	24	58.5%	16	39.0%	41
計	1,013	58.3%	924	53.2%	943	54.3%	954	54.9%	521	30.0%	1,737

表4-3 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数0件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H24～27		自治体数
	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	
北海道	171	95.5%	152	84.9%	156	87.2%	153	85.5%	128	71.5%	179
青森県	33	82.5%	31	77.5%	33	82.5%	32	80.0%	26	65.0%	40
岩手県	31	93.9%	24	72.7%	33	100.0%	28	84.8%	22	66.7%	33
宮城県	30	85.7%	32	91.4%	25	71.4%	26	74.3%	18	51.4%	35
秋田県	21	84.0%	23	92.0%	20	80.0%	17	68.0%	14	56.0%	25
山形県	33	94.3%	32	91.4%	28	80.0%	31	88.6%	26	74.3%	35
福島県	56	94.9%	55	93.2%	55	93.2%	53	89.8%	47	79.7%	59
茨城県	36	81.8%	37	84.1%	33	75.0%	34	77.3%	22	50.0%	44
栃木県	20	76.9%	22	84.6%	21	84.0%	17	68.0%	14	56.0%	25
群馬県	27	77.1%	30	85.7%	28	80.0%	26	74.3%	21	60.0%	35
埼玉県	52	82.5%	49	77.8%	44	69.8%	48	76.2%	28	44.4%	63
千葉県	39	72.2%	31	57.4%	34	63.0%	33	61.1%	17	31.5%	54
東京都	27	43.5%	21	33.9%	23	37.1%	19	30.6%	13	21.0%	62
神奈川県	19	57.6%	16	48.5%	17	51.5%	15	45.5%	9	27.3%	33
新潟県	28	93.3%	28	93.3%	27	90.0%	24	80.0%	21	70.0%	30
富山県	13	86.7%	13	86.7%	12	80.0%	13	86.7%	10	66.7%	15
石川県	16	84.2%	13	68.4%	12	63.2%	10	52.6%	8	42.1%	19
福井県	13	76.5%	11	64.7%	12	70.6%	6	35.3%	3	17.6%	17
山梨県	22	81.5%	18	66.7%	21	77.8%	22	81.5%	14	51.9%	27
長野県	68	88.3%	69	89.6%	61	79.2%	63	81.8%	47	61.0%	77
岐阜県	37	88.1%	38	90.5%	36	85.7%	33	78.6%	29	69.0%	42
静岡県	26	74.3%	23	65.7%	23	65.7%	24	68.6%	15	42.9%	35
愛知県	39	72.2%	28	51.9%	29	53.7%	26	48.1%	16	29.6%	54
三重県	22	75.9%	17	58.6%	22	75.9%	18	62.1%	14	48.3%	29
滋賀県	13	68.4%	8	42.1%	9	47.4%	6	31.6%	3	15.8%	19
京都府	20	76.9%	18	69.2%	15	57.7%	14	53.8%	8	30.8%	26
大阪府	22	51.2%	17	39.5%	17	39.5%	14	32.6%	5	11.6%	43
兵庫県	25	61.0%	21	51.2%	15	36.6%	24	58.5%	12	29.3%	41
奈良県	37	94.9%	32	82.1%	31	79.5%	35	89.7%	28	71.8%	39
和歌山県	24	80.0%	28	93.3%	25	83.3%	24	80.0%	17	56.7%	30
鳥取県	17	89.5%	15	78.9%	15	78.9%	15	78.9%	12	63.2%	19
島根県	16	84.2%	16	84.2%	12	63.2%	12	63.2%	10	52.6%	19
岡山県	22	81.5%	20	74.1%	19	70.4%	14	51.9%	12	44.4%	27
広島県	17	73.9%	12	52.2%	12	52.2%	9	39.1%	3	13.0%	23
山口県	14	73.7%	13	68.4%	16	84.2%	13	68.4%	8	42.1%	19
徳島県	20	83.3%	19	79.2%	16	66.7%	21	87.5%	11	45.8%	24
香川県	12	70.6%	12	70.6%	13	76.5%	12	70.6%	7	41.2%	17
愛媛県	15	75.0%	12	60.0%	15	75.0%	11	55.0%	7	35.0%	20
高知県	27	90.0%	28	93.3%	28	93.3%	24	80.0%	24	80.0%	30
福岡県	51	85.0%	41	68.3%	40	66.7%	40	66.7%	24	40.0%	60
佐賀県	15	75.0%	11	55.0%	12	60.0%	15	75.0%	8	40.0%	20
長崎県	12	57.1%	12	57.1%	12	57.1%	11	52.4%	5	23.8%	21
熊本県	36	80.0%	34	75.6%	37	82.2%	37	82.2%	23	51.1%	45
大分県	14	77.8%	13	72.2%	14	77.8%	9	50.0%	7	38.9%	18
宮崎県	22	84.6%	17	65.4%	19	73.1%	18	69.2%	12	46.2%	26
鹿児島県	40	93.0%	38	88.4%	33	76.7%	32	74.4%	28	65.1%	43
沖縄県	38	92.7%	33	80.5%	32	78.0%	31	75.6%	27	65.9%	41
計	1,408	81.1%	1,283	73.9%	1,262	72.7%	1,212	69.8%	883	50.8%	1,737

表4-4 使用者による障害者虐待相談・通報件数0件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H24～27		自治体数
	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	
北海道	171	95.5%	173	96.6%	165	92.2%	171	95.5%	154	86.0%	179
青森県	38	95.0%	39	97.5%	38	95.0%	38	95.0%	34	85.0%	40
岩手県	31	93.9%	29	87.9%	31	93.9%	31	93.9%	26	78.8%	33
宮城県	34	97.1%	33	94.3%	30	85.7%	31	88.6%	28	80.0%	35
秋田県	24	96.0%	25	100.0%	24	96.0%	24	96.0%	23	92.0%	25
山形県	34	97.1%	35	100.0%	34	97.1%	34	97.1%	32	91.4%	35
福島県	55	93.2%	55	93.2%	57	96.6%	57	96.6%	50	84.7%	59
茨城県	38	86.4%	38	86.4%	41	93.2%	40	90.9%	32	72.7%	44
栃木県	23	92.0%	25	100.0%	24	96.0%	25	100.0%	23	92.0%	25
群馬県	32	91.4%	31	88.6%	33	94.3%	30	85.7%	28	80.0%	35
埼玉県	61	96.8%	52	82.5%	55	87.3%	58	92.1%	43	68.3%	63
千葉県	44	81.5%	46	85.2%	45	83.3%	42	77.8%	32	59.3%	54
東京都	37	59.7%	37	59.7%	38	61.3%	41	66.1%	18	29.0%	62
神奈川県	22	66.7%	21	63.6%	23	69.7%	18	54.5%	13	39.4%	33
新潟県	29	96.7%	27	90.0%	28	93.3%	29	96.7%	24	80.0%	30
富山県	15	100.0%	14	93.3%	14	93.3%	14	93.3%	12	80.0%	15
石川県	15	78.9%	17	89.5%	17	89.5%	15	78.9%	12	63.2%	19
福井県	14	82.4%	13	76.5%	14	82.4%	12	70.6%	9	52.9%	17
山梨県	26	96.3%	26	96.3%	22	81.5%	23	85.2%	20	74.1%	27
長野県	73	94.8%	72	93.5%	73	94.8%	72	93.5%	63	81.8%	77
岐阜県	40	95.2%	38	90.5%	39	92.9%	38	90.5%	37	88.1%	42
静岡県	33	94.3%	27	77.1%	31	88.6%	27	77.1%	21	60.0%	35
愛知県	48	88.9%	43	79.6%	39	72.2%	33	61.1%	26	48.1%	54
三重県	25	86.2%	23	79.3%	25	86.2%	26	89.7%	21	72.4%	29
滋賀県	17	89.5%	18	94.7%	15	78.9%	14	73.7%	12	63.2%	19
京都府	25	96.2%	24	92.3%	20	76.9%	22	84.6%	16	61.5%	26
大阪府	37	86.0%	25	58.1%	30	69.8%	22	51.2%	15	34.9%	43
兵庫県	33	80.5%	30	73.2%	33	80.5%	34	82.9%	24	58.5%	41
奈良県	39	100.0%	37	94.9%	37	94.9%	38	97.4%	36	92.3%	39
和歌山県	30	100.0%	30	100.0%	28	93.3%	29	96.7%	27	90.0%	30
鳥取県	17	89.5%	15	78.9%	17	89.5%	16	84.2%	14	73.7%	19
島根県	15	78.9%	17	89.5%	19	100.0%	17	89.5%	12	63.2%	19
岡山県	23	85.2%	24	88.9%	24	88.9%	23	85.2%	19	70.4%	27
広島県	20	87.0%	19	82.6%	20	87.0%	16	69.6%	14	60.9%	23
山口県	16	84.2%	18	94.7%	18	94.7%	17	89.5%	15	78.9%	19
徳島県	21	87.5%	21	87.5%	20	83.3%	23	95.8%	17	70.8%	24
香川県	17	100.0%	15	88.2%	16	94.1%	15	88.2%	12	70.6%	17
愛媛県	17	85.0%	19	95.0%	18	90.0%	12	60.0%	11	55.0%	20
高知県	29	96.7%	29	96.7%	29	96.7%	28	93.3%	27	90.0%	30
福岡県	57	95.0%	51	85.0%	57	95.0%	48	80.0%	42	70.0%	60
佐賀県	17	85.0%	18	90.0%	19	95.0%	19	95.0%	14	70.0%	20
長崎県	20	95.2%	20	95.2%	16	76.2%	18	85.7%	15	71.4%	21
熊本県	41	91.1%	43	95.6%	40	88.9%	41	91.1%	35	77.8%	45
大分県	16	88.9%	16	88.9%	14	77.8%	16	88.9%	12	66.7%	18
宮崎県	23	88.5%	21	80.8%	24	92.3%	25	96.2%	21	80.8%	26
鹿児島県	41	95.3%	38	88.4%	39	90.7%	40	93.0%	35	81.4%	43
沖縄県	41	100.0%	39	95.1%	39	95.1%	37	90.2%	36	87.8%	41
計	1,574	90.6%	1,526	87.9%	1,532	88.2%	1,499	86.3%	1,262	72.7%	1,737

第2章 「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」結果

表4-5 養護者虐待相談・通報件数の有無別にみた市区町村の体制整備状況

市区町村障害者虐待防止センターの設置状況

		相談0件	相談1件以上	全体	有意差	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市区町村数	801	561	1,362	***
		構成割合	84.4%	72.8%	79.2%	
	委託のみ	市区町村数	65	98	163	***
		構成割合	7.1%	12.9%	9.8%	
直営と委託の両方	市区町村数	88	124	212	***	
	構成割合	9.7%	16.5%	12.8%		

有意差検定

\*\*\*:p<0.001  
\*\* :p<0.01  
\* :p<0.05

市区町村における体制整備等に関する状況

		相談0件	相談1件以上	全体	有意差	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	712	722	1434	***	
	構成割合	74.7%	92.2%	82.6%		
住民への通報義務の周知	市区町村数	594	668	1262	***	
	構成割合	62.4%	85.3%	72.7%		
住民への通報義務の周知 広報誌	市区町村数	435	472	907	***	
	構成割合	46.0%	60.7%	52.6%		
住民への通報義務の周知 パンフレット	市区町村数	323	485	808	***	
	構成割合	34.4%	62.3%	47.1%		
住民への通報義務の周知 ホームページ	市区町村数	245	484	729	***	
	構成割合	26.2%	62.1%	42.5%		
住民への通報義務の周知 その他	市区町村数	152	219	371	***	
	構成割合	16.2%	28.2%	21.6%		
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	222	354	576	***	
	構成割合	23.4%	45.6%	33.4%		
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	583	670	1253	***	
	構成割合	61.6%	86.0%	72.6%		
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	381	514	895	***	
	構成割合	40.1%	65.9%	51.8%		
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	396	552	948	***	
	構成割合	41.8%	70.8%	54.9%		
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	451	178	629	***	
	構成割合	47.6%	22.8%	36.4%		
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	456	462	918	***	
	構成割合	48.3%	59.5%	53.3%		
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	209	210	419		
	構成割合	46.5%	45.7%	46.1%		
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	201	117	318	***
		構成割合	45.2%	25.8%	35.4%	
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	255	209	464	***
		構成割合	57.7%	46.2%	51.9%	
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	157	93	250	***
		構成割合	35.4%	20.5%	27.9%	
	生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	156	108	264	***
		構成割合	35.3%	23.9%	29.6%	
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	248	222	470	*	
	構成割合	56.0%	49.2%	52.6%		
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	442	463	905	***	
	構成割合	47.6%	59.7%	53.1%		
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	291	376	667	***
		構成割合	31.1%	48.5%	39.0%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	160	314	474	***
		構成割合	17.6%	41.2%	28.4%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	221	314	535	***	
	構成割合	23.4%	40.5%	31.1%		
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	320	456	776	***	
	構成割合	33.9%	58.4%	45.0%		
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市区町村数	316	601	917	***	
	構成割合	33.6%	77.4%	53.4%		
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	244	377	621	***
		構成割合	26.0%	48.5%	36.1%	
	業務指針の作成	市区町村数	156	233	389	***
		構成割合	16.6%	30.1%	22.7%	
	対応フロー図の作成	市区町村数	270	447	717	***
		構成割合	28.8%	57.5%	41.8%	
事例集の作成	市区町村数	43	67	110	***	
構成割合	4.6%	8.6%	6.4%			
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	393	311	704		
	構成割合	42.0%	40.0%	41.1%		
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	288	177	465	***
		構成割合	31.1%	23.0%	27.4%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	272	175	447	**
		構成割合	29.4%	22.7%	26.4%	
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	200	144	344	
		構成割合	21.6%	18.7%	20.3%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	216	145	361	*	
構成割合	23.4%	19.0%	21.4%			
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	360	392	752	***	
	構成割合	38.6%	50.8%	44.1%		

第2章 「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」結果

表4-6 人口規模別にみた市区町村の体制整備状況

市区町村障害者虐待防止センターの設置状況

有意差検定

		5万人未満	～10万人	～30万人	30万人以上	全体	有意差	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市区町村数	984	200	137	41	1,362	***
		構成割合	83.5%	77.8%	68.5%	48.8%	79.2%	
	委託のみ	市区町村数	96	26	26	15	163	***
		構成割合	8.5%	10.1%	13.3%	17.9%	9.8%	
	直営と委託の両方	市区町村数	107	36	40	29	212	***
		構成割合	9.5%	14.2%	20.6%	34.1%	12.8%	

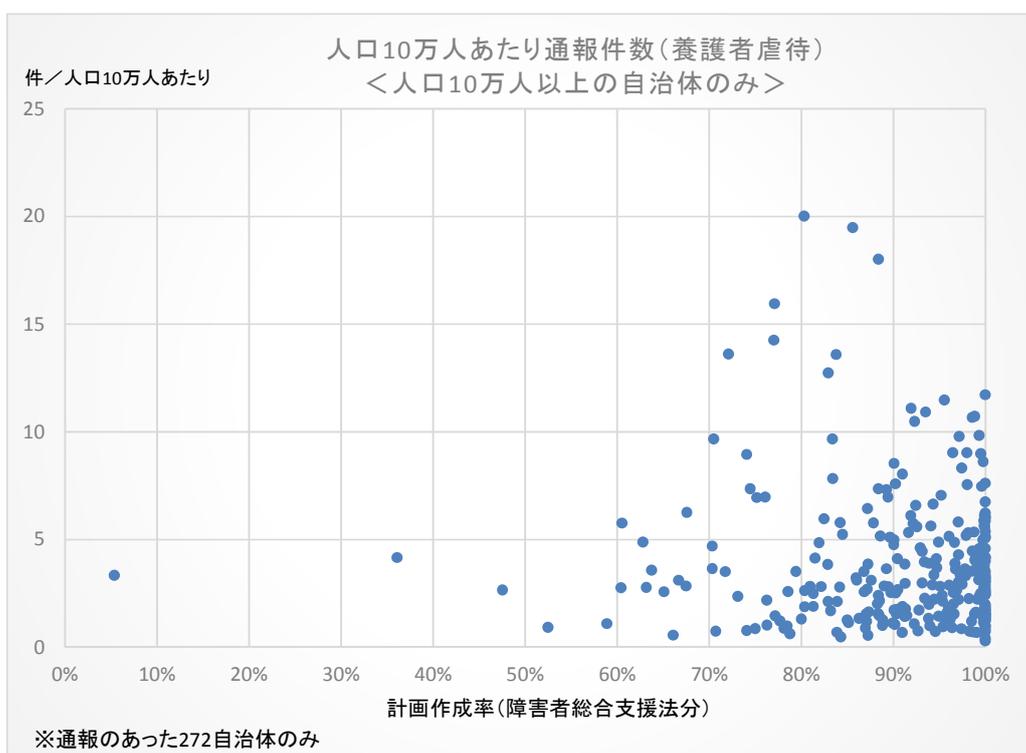
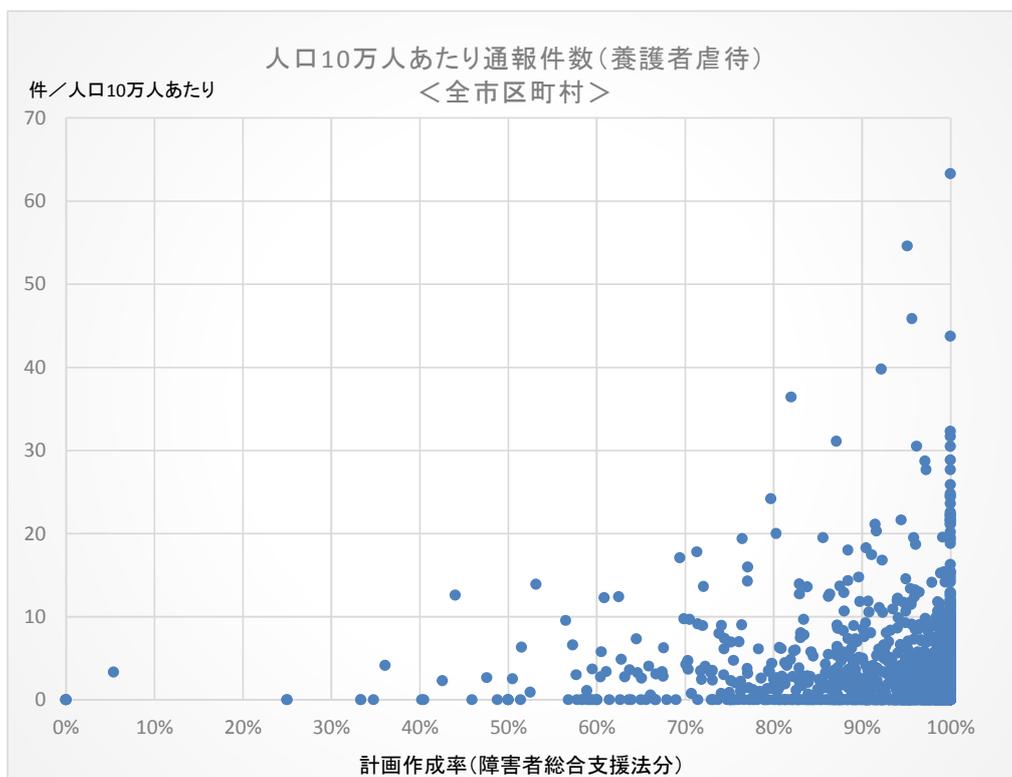
\*\*\*:p<0.001  
\*\* :p<0.01  
\* :p<0.05

市区町村における体制整備等に関する状況

		5万人未満	～10万人	～30万人	30万人以上	全体		
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	912	243	194	85	1434	***	
	構成割合	76.9%	92.7%	95.6%	100.0%	82.6%		
住民への通報義務の周知	市区町村数	765	229	185	83	1262	***	
	構成割合	64.6%	87.4%	91.1%	97.6%	72.7%		
住民への通報義務の周知 広報誌	市区町村数	546	172	136	53	907	***	
	構成割合	46.5%	65.6%	67.0%	62.4%	52.6%		
住民への通報義務の周知 パンフレット	市区町村数	411	159	160	78	808	***	
	構成割合	35.2%	60.7%	79.2%	91.8%	47.1%		
住民への通報義務の周知 ホームページ	市区町村数	331	156	158	84	729	***	
	構成割合	28.4%	59.5%	78.2%	98.8%	42.5%		
住民への通報義務の周知 その他	市区町村数	197	63	70	41	371	***	
	構成割合	16.9%	24.1%	34.7%	48.2%	21.6%		
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	297	114	116	49	576	***	
	構成割合	25.3%	43.5%	57.1%	57.6%	33.4%		
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	753	225	191	84	1253	***	
	構成割合	64.0%	86.2%	94.1%	98.8%	72.6%		
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	505	172	149	69	895	***	
	構成割合	42.8%	65.9%	73.4%	81.2%	51.8%		
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	512	185	173	78	948	***	
	構成割合	43.4%	70.6%	85.6%	91.8%	54.9%		
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	554	36	31	8	629	***	
	構成割合	47.0%	13.8%	15.3%	9.4%	36.4%		
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	568	154	130	66	918	***	
	構成割合	48.4%	59.0%	64.0%	78.6%	53.3%		
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	262	70	54	33	419		
	構成割合	46.5%	45.8%	42.2%	50.8%	46.1%		
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	249	33	29	7	318	***
		構成割合	44.7%	22.0%	23.0%	10.8%	35.4%	
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	324	60	56	24	464	***
		構成割合	58.4%	40.3%	44.8%	36.9%	51.9%	
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	194	25	24	7	250	***
		構成割合	34.9%	16.7%	19.0%	10.8%	27.9%	
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	200	32	28	4	264	***	
	構成割合	36.2%	21.3%	22.4%	6.2%	29.6%		
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	312	76	62	20	470	**	
	構成割合	56.4%	50.7%	49.2%	30.8%	52.6%		
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	557	153	134	61	905	***	
	構成割合	48.1%	59.3%	66.0%	71.8%	53.1%		
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	403	119	93	52	667	***
		構成割合	34.6%	45.9%	45.8%	61.2%	39.0%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	243	100	87	44	474	***
		構成割合	21.4%	39.2%	43.9%	53.0%	28.4%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	291	100	100	44	535	***	
	構成割合	24.8%	38.6%	49.3%	51.8%	31.1%		
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	437	146	137	56	776	***	
	構成割合	37.2%	55.7%	67.5%	65.9%	45.0%		
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市区町村数	473	190	174	80	917	***	
	構成割合	40.5%	72.8%	86.1%	94.1%	53.4%		
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	328	124	108	61	621	***
		構成割合	28.1%	47.3%	53.2%	71.8%	36.1%	
	業務指針の作成	市区町村数	205	73	72	39	389	***
		構成割合	17.6%	28.0%	35.5%	45.9%	22.7%	
	対応フロー図の作成	市区町村数	376	135	134	72	717	***
		構成割合	32.2%	51.5%	66.0%	84.7%	41.8%	
事例集の作成	市区町村数	55	24	17	14	110	***	
	構成割合	4.7%	9.2%	8.4%	16.5%	6.4%		
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	496	83	84	41	704	**	
	構成割合	42.5%	31.9%	41.6%	48.2%	41.1%		
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	367	46	36	16	465	***
		構成割合	31.7%	18.0%	18.0%	18.8%	27.4%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	349	44	37	17	447	***
		構成割合	30.2%	17.3%	18.5%	20.0%	26.4%	
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	260	37	31	16	344	**
		構成割合	22.5%	14.5%	15.6%	18.8%	20.3%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	277	41	28	15	361	**	
	構成割合	24.1%	16.1%	14.1%	17.6%	21.4%		
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	472	125	113	42	752	***	
	構成割合	40.7%	48.3%	56.2%	49.4%	44.1%		

参考 計画相談作成率と養護者虐待相談・通報件数の関係性

下図は、市区町村の計画相談作成率と養護者虐待の相談・通報件数（人口10万人あたり）についてみたものである。計画作成率が高い自治体が多いため、相談・通報件数との関係は明確には出ていない。



## (2) 養護者虐待事案の詳細分析

「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待として1,593件が認定されており、被虐待者数は1,615人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による障害者虐待と認定された事案について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節（「3. 調査結果（単純集計）」）の構成比とは一致していない。

### 1) 被虐待者の基本属性別分析

#### ①虐待の類型（複数回答）

全体で見れば、身体的虐待が61.5%、性的虐待が4.0%、心理的虐待が31.3%、放棄、放置（ネグレクト）が15.9%、経済的虐待が25.3%の割合である。

#### ア. 身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待被害に遭った割合が高い（男性56.1%、女性64.6%）。（表4-7）
- ・年代別では、20歳代以外は概ね60%前後の割合を占めている。（表4-7）
- ・障害種別にみると、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に高い（精神障害あり68.9%、なし57.8%）。逆に、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（知的障害あり56.0%、なし66.9%）。なお、身体障害や発達障害の有無では有意差はみられない。（表4-8）
- ・行動障害の有無別にみると、被虐待者に「強い行動障害がある」（認定あり・なし）場合には、70%以上が身体的虐待を受けており、「行動障害がない」被虐待者が身体的虐待を受けた割合58.9%と比べて有意差がみられた。（表4-9）

⇒ 身体的虐待に遭いやすい属性等：女性、精神障害がある、強い行動障害がある。

#### イ. 性的虐待

- ・性別にみると、性的虐待を受けた割合は男性では0.5%、女性は6.0%である。（表4-7）
- ・性的虐待の被害に遭っている年代は、15～19歳、20歳代、30歳代が中心である。（表4-7）
- ・障害種別にみると、身体障害のある被虐待者が性的虐待を受けた割合は有意に低いものの（身体障害あり2.3%、なし4.6%）、他の障害種別では障害の有無による違いはみられなかった。（表4-8）
- ・行動障害の有無別にみても、性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-9）

⇒ 性的虐待に遭いやすい属性等：女性、15～30歳代。

### ウ. 心理的虐待

- ・性別、年代別に心理的虐待を受けた被虐待者の割合に有意差はみられなかった。(表4-7)
- ・障害種別にみると、精神障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けている割合が有意に高い。逆に、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表4-8)
- ・行動障害の有無別にみても、心理的虐待を受けた割合に傾向的な特徴はみられなかった。(表4-9)

⇒ 心理的虐待に遭いやすい属性等：精神障害がある。

### エ. 放棄、放置（ネグレクト）

- ・女性に比べ、男性が放棄、放置（ネグレクト）の被害に遭っている割合が高い（男性22.5%、女性12.0%）。(表4-7)
- ・年代では、若い被虐待者ほど放棄、放置（ネグレクト）の被害に遭いやすい（特に未成年層の被害割合は30%を超えている）。(表4-7)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が有意に高い（知的障害あり20.5%、なし11.2%）。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり10.1%、なし18.7%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表4-8)
- ・行動障害の有無別では、放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合に有意差はみられなかった。(表4-9)

⇒ 放棄、放置（ネグレクト）に遭いやすい属性等：男性、若年者（特に未成年層）、知的障害がある。

### オ. 経済的虐待

- ・女性に比べ、男性が経済的虐待の被害に遭っている割合が高い（男性32.5%、女性21.2%）。(表4-7)
- ・年代について特徴的な傾向は見いだせないが、「平成27年度 虐待対応状況調査」では20歳代と60歳以上の年齢層で経済的虐待の被害に遭っている割合が高い。(表4-7)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり31.5%、なし19.2%）。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり18.2%、なし28.9%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表4-8)
- ・行動障害の有無別にみても、経済的虐待を受けた割合に傾向的な特徴はみられなかった。(表4-9)

⇒ 経済的虐待に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある。

②虐待者の続柄

全体で見れば、虐待者の割合は父親 25.3%、母親 25.0%、夫 15.1%、兄弟 14.1%、その他 13.7%の順となっている。

ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

- ・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 31.2%、母親 29.2%、兄弟 19.2%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には父親 22.0%、母親 22.5%、兄弟 11.1%に夫 23.6%が加わる。(表 4-7)

イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

- ・被虐待者が未成年～20 歳代までの主な虐待者は父親又は母親。被虐待者の年齢が高くなるに従って兄弟や夫の割合が高まり、50 歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-7)

ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が父親である割合は有意に低い(身体障害あり 20.3%、なし 27.0%)。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親から虐待を受けている割合が高い(被虐待者の年齢層が関係)。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や息子などから虐待を受けた割合が高まっている。(表 4-8)

エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

- ・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合には、父親や母親が虐待者である割合が高い。(表 4-9)

参考 年齢別にみた虐待者の続柄

虐待者の続柄を年齢別にみると、父親は 65 歳以上の階層が半数以上を占めていた。母親や夫・妻、兄弟姉妹は 40～50 歳代が多く、息子・娘は 18～29 歳と 30～39 歳の年齢に集中していた。

参考表 虐待者の続柄(年齢別割合)

		虐待者続柄				
		父	母	夫・妻	息子・娘	兄弟姉妹
虐待者 年齢	～17歳	0.3%	0.0%	0.0%	2.1%	0.7%
	18～29歳	0.3%	0.0%	2.3%	38.1%	10.7%
	30～39歳	1.2%	3.3%	13.2%	48.5%	14.0%
	40～49歳	11.3%	22.4%	24.4%	9.3%	20.3%
	50～59歳	20.2%	29.4%	29.7%	0.0%	24.4%
	60～64歳	12.3%	12.2%	15.8%	1.0%	10.0%
	65～74歳	27.3%	18.2%	11.7%	1.0%	15.1%
	75歳以上	25.2%	12.5%	2.6%	0.0%	0.4%
	不明	1.8%	2.0%	0.4%	0.0%	4.4%
サンプル数		326	303	266	97	271

注：「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」では、虐待者が複数いる場合には集計値としてカウントされているため、年齢と続柄の正確な対応が困難となっている。そのため、ここでは虐待者が1人のみの被虐待者1,451人のケースを抽出して集計したものである。

### ③虐待の発生要因

全体で見れば、虐待の発生要因としては「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」47.7%が最も多く、次いで「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」41.6%、「虐待者が虐待と認識していない」37.8%、「被虐待者本人の性格や人格（に基づく言動）」34.0%等が上位を占めている。

#### ア. 被虐待者の性別にみた虐待発生要因

- ・虐待の発生要因については、被虐待者の性別による大きな差異はみられないものの、男性の場合には女性に比べて「虐待者の知識や情報の不足」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」の割合が高くなっていた。（表4-7）

#### イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が高く、「虐待者の知識や情報の不足」「被虐待者の行動障害」「被虐待者本人の性格や人格（に基づく言動）」といった要因は有意に低い。（表4-8）
- ・知的障害のある被虐待者では、「虐待者の知識や情報の不足」、「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」等の割合が高く、虐待者や被虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」や「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」などは有意に低かった。（表4-8）
- ・精神障害のある被虐待者では、虐待者や被虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」や「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の割合が有意に高くなっており、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が有意に低い。（表4-8）
- ・発達障害のある被虐待者の場合、「被虐待者の行動障害」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」の割合が有意に高い。また、難病等の被虐待者の場合では、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が有意に高い。（表4-8）

#### ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

- ・行動障害の有無別にみると、「認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある」被虐待者では、他の分類（認定調査を受けて強い行動障害がある、行動障害がある、行動障害がない）に比べて、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の知識や情報の不足」、「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」などの割合が有意に高くなっていた。（同程度の「強い行動障害がある」場合でも、認定調査を受けていないケースでは上記の発生要因の割合がより高く出ている。）（表4-9）

第2章 「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」結果

表4-7 被虐待者の基本属性別有意差分析（その1 性別・年齢別）

	全体	性別			年齢								有意差
		男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有意差	
虐待の種類	身体的虐待	993 61.5%	331 56.1%	662 64.6%	***	12 66.7%	70 59.3%	162 51.6%	171 62.0%	226 63.8%	197 65.4%	154 66.1%	**
	性的虐待	65 4.0%	3 0.5%	62 6.0%	***	1 5.6%	11 9.3%	15 4.8%	16 5.8%	8 2.3%	9 3.0%	5 2.1%	**
	心理的虐待	505 31.3%	171 29.0%	334 32.6%		2 11.1%	37 31.4%	102 32.5%	97 35.1%	113 31.9%	90 29.9%	64 27.5%	
	放棄、放置(ネグレクト)	256 15.9%	133 22.5%	123 12.0%	***	6 33.3%	36 30.5%	59 18.8%	38 13.8%	45 12.7%	45 15.0%	27 11.6%	***
	経済的虐待	409 25.3%	192 32.5%	217 21.2%	***	0 0.0%	23 19.5%	102 32.5%	66 23.9%	77 21.8%	75 24.9%	66 28.3%	**
虐待者の続柄	父	409 25.3%	184 31.2%	225 22.0%	***	9 50.0%	52 44.1%	111 35.4%	91 33.0%	99 28.0%	35 11.6%	12 5.2%	***
	母	403 25.0%	172 29.2%	231 22.5%	**	10 55.6%	61 51.7%	143 45.5%	75 27.2%	74 20.9%	32 10.6%	8 3.4%	***
	夫	244 15.1%	-	242 23.6%		0 0.0%	0 0.0%	17 5.4%	38 13.8%	74 20.9%	62 20.6%	52 22.3%	***
	妻	43 2.7%	42 7.1%	-		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%	10 2.8%	21 7.0%	10 4.3%	***
	息子	85 5.3%	22 3.7%	63 6.1%	*	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	5 1.4%	38 12.6%	41 17.6%	***
	娘	36 2.2%	3 0.5%	33 3.2%	***	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	9 2.5%	17 5.6%	9 3.9%	***
	息子の配偶者(嫁)	2 0.1%	0 0.0%	2 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.9%	
	娘の配偶者(婿)	2 0.1%	0 0.0%	2 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.9%	
	兄弟	227 14.1%	113 19.2%	114 11.1%	***	0 0.0%	8 6.8%	26 8.3%	37 13.4%	51 14.4%	59 19.6%	46 19.7%	***
	姉妹	91 5.6%	37 6.3%	54 5.3%		0 0.0%	5 4.2%	9 2.9%	18 6.5%	20 5.6%	19 6.3%	20 8.6%	
	祖父	5 0.3%	0 0.0%	5 0.5%		0 0.0%	2 1.7%	3 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	*
	祖母	7 0.4%	1 0.2%	6 0.6%		0 0.0%	1 0.8%	3 1.0%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.4%	
	その他	221 13.7%	81 13.7%	140 13.7%		3 16.7%	11 9.3%	39 12.4%	42 15.2%	46 13.0%	43 14.3%	37 15.9%	
	虐待者側の要因	①虐待者の介護疲れ	310 19.2%	124 21.0%	186 18.1%		2 11.1%	24 20.3%	61 19.4%	44 15.9%	68 19.2%	55 18.3%	56 24.0%
②虐待者の性格や人格(に基づく言動)		672 41.6%	230 39.0%	442 43.1%		3 16.7%	52 44.1%	136 43.3%	117 42.4%	144 40.7%	127 42.2%	93 39.9%	
③虐待者の知識や情報の不足		296 18.3%	121 20.5%	175 17.1%	*	8 44.4%	21 17.8%	67 21.3%	53 19.2%	65 18.4%	52 17.3%	30 12.9%	*
④虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響		123 7.6%	40 6.8%	83 8.1%		0 0.0%	10 8.5%	27 8.6%	19 6.9%	30 8.5%	17 5.6%	20 8.6%	
⑤虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス		244 15.1%	91 15.4%	153 14.9%		1 5.6%	13 11.0%	48 15.3%	42 15.2%	57 16.1%	43 14.3%	40 17.2%	
⑥虐待者が過去に虐待を行ったことがある		82 5.1%	30 5.1%	52 5.1%		0 0.0%	11 9.3%	20 6.4%	20 7.2%	15 4.2%	10 3.3%	6 2.6%	*
⑦虐待者が虐待と認識していない		610 37.8%	234 39.7%	376 36.7%		4 22.2%	54 45.8%	122 38.9%	109 39.5%	139 39.3%	103 34.2%	78 33.5%	
⑧虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態		246 15.2%	83 14.1%	163 15.9%		4 22.2%	20 16.9%	58 18.5%	26 9.4%	52 14.7%	48 15.9%	38 16.3%	
⑨虐待者側のその他の要因		133 8.2%	55 9.3%	78 7.6%		5 27.8%	6 5.1%	24 7.6%	26 9.4%	30 8.5%	20 6.6%	22 9.4%	*
被虐待者側の要因	①被虐待者の介護度や支援度の高さ	353 21.9%	143 24.2%	210 20.5%	*	2 11.1%	18 15.3%	70 22.3%	61 22.1%	81 22.9%	66 21.9%	55 23.6%	
	②被虐待者の行動障害	248 15.4%	112 19.0%	136 13.3%	**	7 38.9%	19 16.1%	64 20.4%	37 13.4%	52 14.7%	41 13.6%	28 12.0%	**
	③被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	549 34.0%	185 31.4%	364 35.5%	*	0 0.0%	45 38.1%	94 29.9%	97 35.1%	134 37.9%	99 32.9%	80 34.3%	*
	④被虐待者側のその他の要因	140 8.7%	46 7.8%	94 9.2%		3 16.7%	12 10.2%	26 8.3%	24 8.7%	30 8.5%	24 8.0%	21 9.0%	
家庭環境	①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	770 47.7%	277 46.9%	493 48.1%		5 27.8%	56 47.5%	138 43.9%	136 49.3%	171 48.3%	152 50.5%	112 48.1%	
	②家庭における経済的困窮(経済的問題)	350 21.7%	145 24.6%	205 20.0%	*	2 11.1%	27 22.9%	90 28.7%	60 21.7%	71 20.1%	59 19.6%	41 17.6%	*
	③家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	197 12.2%	64 10.8%	133 13.0%		0 0.0%	12 10.2%	43 13.7%	39 14.1%	49 13.8%	27 9.0%	27 11.6%	
	④家庭におけるその他の要因	115 7.1%	42 7.1%	73 7.1%		6 33.3%	12 10.2%	19 6.1%	14 5.1%	34 9.6%	16 5.3%	14 6.0%	***

有意差検定

\*\*\*:p<0.001

\*\* :p<0.01

\* :p<0.05

第2章 「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」結果

表4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）

	全体	身体障害			知的障害			精神障害			発達障害			難病等			
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	
虐待の種類	身体的虐待	993 61.5%	230 58.2%	763 62.5%		450 56.0%	543 66.9%	***	368 68.9%	625 57.8%	***	15 75.0%	978 61.3%		16 88.9%	977 61.2%	*
	性的虐待	65 4.0%	9 2.3%	56 4.6%	*	38 4.7%	27 3.3%		18 3.4%	47 4.3%		1 5.0%	64 4.0%		0 0.0%	65 4.1%	
	心理的虐待	505 31.3%	117 29.6%	388 31.8%		223 27.8%	282 34.7%	**	193 36.1%	312 28.9%	**	9 45.0%	496 31.1%		7 38.9%	498 31.2%	
	放棄、放置(ネグレクト)	256 15.9%	71 18.0%	185 15.2%		165 20.5%	91 11.2%	***	54 10.1%	202 18.7%	***	2 10.0%	254 15.9%		2 11.1%	254 15.9%	
	経済的虐待	409 25.3%	93 23.5%	316 25.9%		253 31.5%	156 19.2%	***	97 18.2%	312 28.9%	***	4 20.0%	405 25.4%		3 16.7%	406 25.4%	
虐待者の続柄	父	409 25.3%	80 20.3%	329 27.0%	**	258 32.1%	151 18.6%	***	104 19.5%	305 28.2%	***	11 55.0%	398 25.0%	**	1 5.6%	408 25.5%	*
	母	403 25.0%	94 23.8%	309 25.3%		277 34.5%	126 15.5%	***	89 16.7%	314 29.0%	***	8 40.0%	395 24.8%		2 11.1%	401 25.1%	
	夫	244 15.1%	59 14.9%	185 15.2%		35 4.4%	209 25.7%	***	148 27.7%	96 8.9%	***	0 0.0%	244 15.3%	*	9 50.0%	235 14.7%	***
	妻	43 2.7%	25 6.3%	18 1.5%	***	2 0.2%	41 5.0%	***	13 2.4%	30 2.8%		1 5.0%	42 2.6%		1 5.6%	42 2.6%	
	息子	85 5.3%	24 6.1%	61 5.0%		13 1.6%	72 8.9%	***	46 8.6%	39 3.6%	***	0 0.0%	85 5.3%		2 11.1%	83 5.2%	
	娘	36 2.2%	12 3.0%	24 2.0%		4 0.5%	32 3.9%	***	22 4.1%	14 1.3%	***	0 0.0%	36 2.3%		1 5.6%	35 2.2%	
	息子の配偶者(嫁)	2 0.1%	0 0.0%	2 0.2%		0 0.0%	2 0.2%		1 0.2%	1 0.1%		0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	2 0.1%	
	娘の配偶者(婿)	2 0.1%	1 0.3%	1 0.1%		0 0.0%	2 0.2%		1 0.2%	1 0.1%		0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	2 0.1%	
	兄弟	227 14.1%	54 13.7%	173 14.2%		121 15.1%	106 13.1%		79 14.8%	148 13.7%		0 0.0%	227 14.2%	*	2 11.1%	225 14.1%	
	姉妹	91 5.6%	26 6.6%	65 5.3%		56 7.0%	35 4.3%	*	21 3.9%	70 6.5%	*	0 0.0%	91 5.7%		1 5.6%	90 5.6%	
	祖父	5 0.3%	0 0.0%	5 0.4%		5 0.6%	0 0.0%	*	0 0.0%	5 0.5%		0 0.0%	5 0.3%		0 0.0%	5 0.3%	
	祖母	7 0.4%	1 0.3%	6 0.5%		6 0.7%	1 0.1%		0 0.0%	7 0.6%		0 0.0%	7 0.4%		0 0.0%	7 0.4%	
	その他	221 13.7%	44 11.1%	177 14.5%		128 15.9%	93 11.5%	**	54 10.1%	167 15.4%	**	2 10.0%	219 13.7%		0 0.0%	221 13.8%	
	虐待者側の要因	①虐待者の介護疲れ	310 19.2%	92 23.3%	218 17.9%	*	165 20.5%	145 17.9%		89 16.7%	221 20.4%	*	6 30.0%	304 19.1%		5 27.8%	305 19.1%
②虐待者の性格や人格(に基づく言動)		672 41.6%	154 39.0%	518 42.5%		300 37.4%	372 45.8%	***	248 46.4%	424 39.2%	**	12 60.0%	660 41.4%		9 50.0%	663 41.5%	
③虐待者の知識や情報の不足		296 18.3%	53 13.4%	243 19.9%	**	169 21.0%	127 15.6%	**	102 19.1%	194 17.9%		3 15.0%	293 18.4%		3 16.7%	293 18.3%	
④虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響		123 7.6%	27 6.8%	96 7.9%		62 7.7%	61 7.5%		45 8.4%	78 7.2%		0 0.0%	123 7.7%		1 5.6%	122 7.6%	
⑤虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス		244 15.1%	62 15.7%	182 14.9%		133 16.6%	111 13.7%		74 13.9%	170 15.7%		7 35.0%	237 14.9%	*	5 27.8%	239 15.0%	
⑥虐待者が過去に虐待を行ったことがある		82 5.1%	15 3.8%	67 5.5%		53 6.6%	29 3.6%	**	24 4.5%	58 5.4%		1 5.0%	81 5.1%		0 0.0%	82 5.1%	
⑦虐待者が虐待と認識していない		610 37.8%	152 38.5%	458 37.5%		341 42.5%	269 33.1%	***	173 32.4%	437 40.4%	**	5 25.0%	605 37.9%		3 16.7%	607 38.0%	*
⑧虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態		246 15.2%	53 13.4%	193 15.8%		122 15.2%	124 15.3%		87 16.3%	159 14.7%		6 30.0%	240 15.0%		3 16.7%	243 15.2%	
⑨虐待者側のその他の要因		133 8.2%	35 8.9%	98 8.0%		80 10.0%	53 6.5%	**	36 6.7%	97 9.0%		0 0.0%	133 8.3%		2 11.1%	131 8.2%	
被虐待者側の要因	①被虐待者の介護度や支援度の高さ	353 21.9%	135 34.2%	218 17.9%	***	185 23.0%	168 20.7%		89 16.7%	264 24.4%	***	4 20.0%	349 21.9%		8 44.4%	345 21.6%	*
	②被虐待者の行動障害	248 15.4%	38 9.6%	210 17.2%	***	153 19.1%	95 11.7%	***	74 13.9%	174 16.1%		10 50.0%	238 14.9%	***	0 0.0%	248 15.5%	*
	③被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	549 34.0%	118 29.9%	431 35.3%	*	229 28.5%	320 39.4%	***	215 40.3%	334 30.9%	***	7 35.0%	542 34.0%		2 11.1%	547 34.3%	*
	④被虐待者側のその他の要因	140 8.7%	33 8.4%	107 8.8%		72 9.0%	68 8.4%		42 7.9%	98 9.1%		0 0.0%	140 8.8%		3 16.7%	137 8.6%	
家庭環境	①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	770 47.7%	196 49.6%	574 47.0%		321 40.0%	449 55.3%	***	284 53.2%	486 45.0%	**	11 55.0%	759 47.6%		9 50.0%	761 47.7%	
	②家庭における経済的困窮(経済的問題)	350 21.7%	80 20.3%	270 22.1%		201 25.0%	149 18.3%	**	108 20.2%	242 22.4%		3 15.0%	347 21.8%		4 22.2%	346 21.7%	
	③家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	197 12.2%	42 10.6%	155 12.7%		127 15.8%	70 8.6%	***	57 10.7%	140 13.0%		2 10.0%	195 12.2%		0 0.0%	197 12.3%	
	④家庭におけるその他の要因	115 7.1%	27 6.8%	88 7.2%		73 9.1%	42 5.2%	**	31 5.8%	84 7.8%		0 0.0%	115 7.2%		1 5.6%	114 7.1%	

表4-9 被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）

	全体	行動障害							
		強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいるが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明			
虐待の種類	身体的虐待	993 61.5%	123 73.2%	18 72.0%	161 63.4%	654 58.9%	37 64.9%	**	
	性的虐待	65 4.0%	4 2.4%	1 4.0%	9 3.5%	48 4.3%	3 5.3%		
	心理的虐待	505 31.3%	32 19.0%	8 32.0%	71 28.0%	381 34.3%	13 22.8%	**	
	放棄、放置(ネグレクト)	256 15.9%	28 16.7%	7 28.0%	51 20.1%	164 14.8%	6 10.5%		
	経済的虐待	409 25.3%	29 17.3%	3 12.0%	57 22.4%	301 27.1%	19 33.3%	*	
虐待者の続柄	父	409 25.3%	65 38.7%	7 28.0%	76 29.9%	246 22.1%	15 26.3%	***	
	母	403 25.0%	60 35.7%	7 28.0%	71 28.0%	257 23.1%	8 14.0%	**	
	夫	244 15.1%	8 4.8%	2 8.0%	37 14.6%	194 17.5%	3 5.3%	***	
	妻	43 2.7%	2 1.2%	1 4.0%	4 1.6%	35 3.2%	1 1.8%		
	息子	85 5.3%	3 1.8%	0 0.0%	7 2.8%	68 6.1%	7 12.3%	**	
	娘	36 2.2%	0 0.0%	1 4.0%	8 3.1%	25 2.3%	2 3.5%		
	息子の配偶者(嫁)	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	1 1.8%	*	
	娘の配偶者(婿)	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	1 0.1%	0 0.0%		
	兄弟	227 14.1%	24 14.3%	6 24.0%	31 12.2%	160 14.4%	6 10.5%		
	姉妹	91 5.6%	6 3.6%	1 4.0%	15 5.9%	66 5.9%	3 5.3%		
	祖父	5 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.4%	1 1.8%		
	祖母	7 0.4%	2 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.5%	0 0.0%		
	その他	221 13.7%	11 6.5%	3 12.0%	29 11.4%	163 14.7%	15 26.3%	**	
	虐待者側の要因	①虐待者の介護疲れ	310 19.2%	63 37.5%	12 48.0%	54 21.3%	174 15.7%	7 12.3%	***
		②虐待者の性格や人格(に基づく言動)	672 41.6%	40 23.8%	10 40.0%	101 39.8%	509 45.8%	12 21.1%	***
③虐待者の知識や情報の不足		296 18.3%	40 23.8%	12 48.0%	62 24.4%	167 15.0%	15 26.3%	***	
④虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響		123 7.6%	11 6.5%	0 0.0%	16 6.3%	94 8.5%	2 3.5%		
⑤虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス		244 15.1%	50 29.8%	11 44.0%	48 18.9%	132 11.9%	3 5.3%	***	
⑥虐待者が過去に虐待を行ったことがある		82 5.1%	10 6.0%	2 8.0%	16 6.3%	52 4.7%	2 3.5%		
⑦虐待者が虐待と認識していない		610 37.8%	61 36.3%	11 44.0%	102 40.2%	417 37.5%	19 33.3%		
⑧虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態		246 15.2%	24 14.3%	2 8.0%	37 14.6%	182 16.4%	1 1.8%	*	
⑨虐待者側のその他の要因		133 8.2%	15 8.9%	2 8.0%	23 9.1%	70 6.3%	23 40.4%	***	
被虐待者側の要因	①被虐待者の介護度や支援度の高さ	353 21.9%	72 42.9%	13 52.0%	52 20.5%	208 18.7%	8 14.0%	***	
	②被虐待者の行動障害	248 15.4%	92 54.8%	17 68.0%	98 38.6%	40 3.6%	1 1.8%	***	
	③被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	549 34.0%	32 19.0%	9 36.0%	74 29.1%	420 37.8%	14 24.6%	***	
	④被虐待者側のその他の要因	140 8.7%	4 2.4%	1 4.0%	24 9.4%	93 8.4%	18 31.6%	***	
家庭環境	①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	770 47.7%	69 41.1%	18 72.0%	116 45.7%	551 49.6%	16 28.1%	**	
	②家庭における経済的困窮(経済的問題)	350 21.7%	31 18.5%	7 28.0%	59 23.2%	239 21.5%	14 24.6%		
	③家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	197 12.2%	32 19.0%	0 0.0%	39 15.4%	121 10.9%	5 8.8%	**	
	④家庭におけるその他の要因	115 7.1%	17 10.1%	0 0.0%	24 9.4%	57 5.1%	17 29.8%	***	

## 2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。「平成27年度 虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は3件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、平成27年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定している。

- ①やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ②成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③虐待の程度が“重度”とされたケース（判断は市区町村担当職員）

### ①虐待の類型

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは身体的虐待の割合が最も高いものの、非適用ケースと比べて心理的虐待や放棄、放置（ネグレクト）の割合が有意に高い。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは経済的虐待が中心であるが、放棄、放置（ネグレクト）の割合も有意に高く、身体的虐待や心理的虐待は有意に低くなっている。
- ・虐待程度が重度のケースでは身体的虐待が45.6%を占めるが、中軽度の割合（64.1%）に比べ有意に低く、性的虐待や放棄、放置（ネグレクト）、経済的虐待の割合が有意に高くなっていた。

表4-10 重篤ケースの分析（虐待類型）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
身体的虐待	件数	49	944		16	977		103	890	
	構成比	62.8%	61.4%		24.6%	63.0%	***	45.6%	64.1%	***
性的虐待	件数	3	62		2	63		17	48	
	構成比	3.8%	4.0%		3.1%	4.1%		7.5%	3.5%	**
心理的虐待	件数	33	472		11	494		71	434	
	構成比	42.3%	30.7%	*	16.9%	31.9%	**	31.4%	31.2%	
放棄、放置	件数	20	236		20	236		68	188	
	構成比	25.6%	15.4%	*	30.8%	15.2%	**	30.1%	13.5%	***
経済的虐待	件数	24	385		44	365		84	325	
	構成比	30.8%	25.0%		67.7%	23.5%	***	37.2%	23.4%	***
虐待程度が重度	件数	22	204		22	204		-	-	
	構成比	28.2%	13.3%	***	33.8%	13.2%	***	-	-	

②障害種別

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースと比べて知的障害のある被虐待者の割合が有意に高い。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでも知的障害のある被虐待者の割合が約7割近くを占めており、非適用ケースに比べて有意に高くなっていた。
- ・虐待程度が重度のケースと中軽度のケースでは障害種別による有意差はみられなかった。

表4-11 重篤ケースの分析（障害種別）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
身体障害	件数	12	383		20	375		55	340	
	構成比	15.4%	24.9%	*	30.8%	24.2%		24.3%	24.5%	
知的障害	件数	49	754		45	758	***	119	684	
	構成比	62.8%	49.1%	*	69.2%	48.9%		52.7%	49.2%	
精神障害	件数	23	511		15	519		67	467	
	構成比	29.5%	33.2%		23.1%	33.5%	*	29.6%	33.6%	
発達障害	件数	1	19		1	19		2	18	
	構成比	1.3%	1.2%		1.5%	1.2%		0.9%	1.3%	
難病等	件数	0	18		0	18		1	17	
	構成比	0.0%	1.2%		0.0%	1.2%		0.4%	1.2%	
その他	件数	2	27		0	29		2	27	
	構成比	2.6%	1.8%		0.0%	1.9%		0.9%	1.9%	

③障害支援区分

- ・やむを得ない事由による措置、市区町村長申立ての適用ケースと非適用ケースを比較すると、被虐待者が障害支援区分の認定を受けている割合が有意に高くなっていた。
- 認定を受けている＝被虐待者や家庭に対するアセスメントが行われていることが、その後の支援や権限行使につながりやすい可能性が考えられる。
- ・虐待の程度については、重度と中軽度による差異はみられなかった。

表4-12 重篤ケースの分析（障害支援区分）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
区分1	件数	0	29		1	28		5	24	
	構成比	0.0%	1.9%		1.5%	1.8%		2.2%	1.7%	
区分2	件数	12	172		7	177		29	155	
	構成比	15.4%	11.2%		10.8%	11.4%		12.8%	11.2%	
区分3	件数	13	181		11	183		31	163	
	構成比	16.7%	11.8%		16.9%	11.8%		13.7%	11.7%	
区分4	件数	17	170	*	11	176	*	22	165	
	構成比	21.8%	11.1%		16.9%	11.4%		9.7%	11.9%	
区分5	件数	7	119		4	122		21	105	
	構成比	9.0%	7.7%		6.2%	7.9%		9.3%	7.6%	
区分6	件数	5	126		12	119		25	106	
	構成比	6.4%	8.2%		18.5%	7.7%		11.1%	7.6%	
なし	件数	24	705		19	710		89	640	
	構成比	30.8%	45.9%		29.2%	45.8%		39.4%	46.1%	

④行動障害

- ・やむを得ない事由による措置や成年後見制度市区町村長申立ての適用・非適用別に比較しても、被虐待者の行動障害の状況に統計的有意差はみられなかった。
  - ・虐待程度でみると、重度の被虐待者では行動障害がある割合が中軽度の被虐待者よりも高くなっており、統計的にも有意差がみられた。
- 行動障害が重篤化の一要因である可能性が考えられる。

表 4-13 重篤ケースの分析（行動障害の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目10点以上)	件数 構成比	10 12.8%	158 10.3%		11 16.9%	157 10.1%		26 11.5%	142 10.2%	
認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	件数 構成比	1 1.3%	24 1.6%		2 3.1%	23 1.5%		10 4.4%	15 1.1%	
行動障害がある	件数 構成比	14 17.9%	240 15.6%		12 18.5%	242 15.6%		46 20.4%	208 15.0%	***
行動障害がない	件数 構成比	53 67.9%	1058 68.8%		39 60.0%	1072 69.2%		136 60.2%	975 70.2%	
行動障害の有無不明	件数 構成比	0 0.0%	57 3.7%		1 1.5%	56 3.6%		8 3.5%	49 3.5%	

⑤虐待者の続柄

- ・主な虐待者は、全体では父親、母親、夫、兄弟、その他が多いが、やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは姉妹の割合も高くなっていった。
- ・また、虐待程度が重度の場合では、中軽度と比べて夫の割合は低く、母親の割合が高い。

表 4-14 重篤ケースの分析（虐待者の続き柄）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
父親	件数 構成比	20 25.6%	389 25.3%		11 16.9%	398 25.7%		51 22.6%	358 25.8%	
母親	件数 構成比	26 33.3%	377 24.5%		17 26.2%	386 24.9%		73 32.3%	330 23.8%	**
夫	件数 構成比	4 5.1%	240 15.6%	**	3 4.6%	241 15.5%	**	21 9.3%	223 16.1%	**
妻	件数 構成比	2 2.6%	41 2.7%		2 3.1%	41 2.6%		9 4.0%	34 2.4%	
息子	件数 構成比	5 6.4%	80 5.2%		5 7.7%	80 5.2%		17 7.5%	68 4.9%	
娘	件数 構成比	2 2.6%	34 2.2%		1 1.5%	35 2.3%		3 1.3%	33 2.4%	
息子の配偶者(嫁)	件数 構成比	0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	2 0.1%	
娘の配偶者(婿)	件数 構成比	0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	2 0.1%		1 0.4%	1 0.1%	
兄弟	件数 構成比	13 16.7%	214 13.9%		10 15.4%	217 14.0%		36 15.9%	191 13.8%	
姉妹	件数 構成比	11 14.1%	80 5.2%	**	5 7.7%	86 5.5%		12 5.3%	79 5.7%	
祖父	件数 構成比	2 2.6%	3 0.2%	*	0 0.0%	5 0.3%		1 0.4%	4 0.3%	
祖母	件数 構成比	1 1.3%	6 0.4%		1 1.5%	6 0.4%		2 0.9%	5 0.4%	
その他	件数 構成比	12 15.4%	209 13.6%		12 18.5%	209 13.5%		31 13.7%	190 13.7%	

⑥虐待の発生要因

- ・やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースに共通する発生要因の特徴は、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて「虐待者が虐待と認識していない」ことと「家庭における経済的困窮」の割合が高いことである。
  - 家庭の経済的困窮が虐待重篤ケースの構造的な要因になっている可能性が考えられる。
- ・上記要因のほか、やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースに比べて「虐待者の知識や情報の不足」「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」「家庭内に複数の障害者、要介護者がいる」などの割合も高く、介護負担が関係していることが推察される。
- ・市区町村長申立てが適用されたケースでは、「家庭内の経済的困窮」が主要因と考えられる。
- ・虐待程度が重度のケースでは、中軽度と比べて「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」「被虐待者の介護度や支援度の高さ」などの割合も高く、被虐待者のみでなく虐待者自身への支援の必要性が示唆されている。
  - 行動障害が重篤化の一要因である可能性が考えられる。

表 4-15 重篤ケースの分析（虐待の発生要因）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
虐待者側の要因	①虐待者の介護疲れ	件数 構成比	17 21.8%	293 19.1%		7 10.8%	303 19.5%*	31 13.7%	279 20.1%*	
	②虐待者の性格や人格	件数 構成比	44 56.4%	628 40.9%**		28 43.1%	644 41.5%	95 42.0%	577 41.5%	
	③虐待者の知識や情報の不足	件数 構成比	29 37.2%	267 17.4%***		9 13.8%	287 18.5%	47 20.8%	249 17.9%	
	④虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	件数 構成比	9 11.5%	114 7.4%		4 6.2%	119 7.7%	25 11.1%	98 7.1%*	
	⑤虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	件数 構成比	19 24.4%	225 14.6%*		7 10.8%	237 15.3%	27 11.9%	217 15.6%	
	⑥虐待者が過去に虐待を行ったことがある	件数 構成比	7 9.0%	75 4.9%		3 4.6%	79 5.1%	17 7.5%	65 4.7%	
	⑦虐待者が虐待と認識していない	件数 構成比	39 50.0%	571 37.2%*		33 50.8%	577 37.2%*	113 50.0%	497 35.8%***	
	⑧虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	件数 構成比	10 12.8%	236 15.4%		11 16.9%	235 15.2%	49 21.7%	197 14.2%**	
	⑨虐待者側のその他の要因	件数 構成比	6 7.7%	127 8.3%		8 12.3%	125 8.1%	15 6.6%	118 8.5%	
被虐待者側の要因	①被虐待者の介護度や支援度の高さ	件数 構成比	22 28.2%	331 21.5%*		21 32.3%	332 21.4%*	64 28.3%	289 20.8%**	
	②被虐待者の行動障害	件数 構成比	17 21.8%	231 15.0%		11 16.9%	237 15.3%	39 17.3%	209 15.0%	
	③被虐待者本人の性格や人格	件数 構成比	30 38.5%	519 33.8%**		13 20.0%	536 34.6%**	68 30.1%	481 34.6%	
	④被虐待者側のその他の要因	件数 構成比	6 7.7%	134 8.7%		5 7.7%	135 8.7%	23 10.2%	117 8.4%	
家庭環境要因	①家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	件数 構成比	49 62.8%**	721 46.9%**		30 46.2%	740 47.7%	110 48.7%	660 47.5%	
	②家庭における経済的困窮	件数 構成比	30 38.5%**	320 20.8%***		34 52.3%	316 20.4%***	75 33.2%	275 19.8%***	
	③家庭内に複数の障害者、要介護者がいる	件数 構成比	15 19.2%*	182 11.8%*		9 13.8%	188 12.1%	24 10.6%	173 12.5%	
	④家庭におけるその他の要因	件数 構成比	3 3.8%	112 7.3%		1 1.5%	114 7.4%*	13 5.8%	102 7.3%	

⑦過去の虐待の有無

・やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて「虐待兆候の把握があった」割合が共通して高くなっていた。

→ 何らかの情報を把握しつつも適切な介入タイミングが見いだせず、虐待が重度化してしまっただけのケースが少なくないと考えられる。

表 4-16 重篤ケースの分析（過去の虐待の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
過去に虐待認定されていた	件数	9	116	***	5	120		21	104	**
	構成比	11.5%	7.5%		7.7%	7.7%		9.3%	7.5%	
虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	件数	40	363		25	378		78	325	
	構成比	51.3%	23.6%		38.5%	24.4%		34.5%	23.4%	
虐待兆候は把握されていなかった	件数	24	790		28	786		99	715	
	構成比	30.8%	51.4%		43.1%	50.7%		43.8%	51.5%	
不明	件数	5	268	7	266	28	245			
	構成比	6.4%	17.4%	10.8%	17.2%	12.4%	17.6%			

## 5. 委員会での意見

「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」結果について、委員会では以下のような指摘がなされた。

### (1) 養護者虐待

#### 1) 相談・通報・届出

##### ○相談・通報・届出件数（表1（10p））

- ・ 相談・通報件数0件といっても、都市部の0件と過疎地や離島の0件では意味が違う。票1では都道府県の合計値で件数を公表しているが、市区町村ごとに数値をみる必要があると思う。できれば、障害手帳所持者数がわかれば「相談・通報件数/障害手帳所持者数」をみると、実際に虐待が起こっていないのか、認識されていないのかを推測することができると思う。
- ・ 虐待認定するかどうかよりも、きちんと支援に入って虐待に至らずに済んだということが望ましい。支援に入る端緒は相談・通報からだと思うので、その意味で認定件数が0件より相談・通報届出受理件数0件の方が問題は大きい。

##### ○相談・通報・届出者（表2-1（10p））

- ・ 「相談支援専門員」からの通報割合が低い（14.7%）。相談支援専門員によるモニタリングの頻度は月1回、年1回など利用者によって異なり、相談支援専門員が抱える利用者数も多い（1人で100人の利用者を抱える人もいる）。介護保険サービスと異なり給付管理も行っていないので、利用者との関わりが少ない。  
また、本人からの通報割合（21.3%）の高さをみると、モニタリングのあり方や相談支援専門員の役割が問われると感じた。

#### 2) 事実確認

##### ○事実確認の実施状況（表3（11p））

- ・ 「事実確認を行っていない」割合が高い（16.1%）。これは相談、通報を受理する市区町村職員の知識や経験の不足が背景にあると考えられる。特に、障害者虐待防止センターを直営で運営している自治体職員は、知識や経験を積む機会もないように思う。

##### ○「明らかに虐待ではなく事実確認不要と判断した事例」（表3（11p））

- ・ 「明らかに虐待ではない」とはどのような事例なのか。事実確認を行ったうえで「明らかに虐待ではない」と判断したのならよいが、事実確認すら行っていないのは問題ではないか。「明らかに虐待ではない」と判断するのは、例えば暴行罪や経済的搾取など刑事事件に発展した事例だけにするなど、明確にしたほうがいいのではないか。

#### 3) 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（表19（16p、17p））

- ・ 虐待者や被虐待者の性格や人格（に基づく言動）は虐待発生の二次要因であり、本当はそのような性格や人格に至った要因は何か、今起っている状態が発生した要因は何かを考えないと、有効な対応策には結びつかない。そのことを意識する必要がある。

#### 4) 虐待への対応策

##### ○分離しなかった事例への対応 (表 23 (18p))

- ・ 分離しなかった場合には、定期的にモニタリングできているのかということも重要。

#### (2) 施設従事者虐待

##### 1) 虐待が認められた施設・事業所の種別 (表 25 (19p))

- ・ 虐待が起こっている施設・事業所種別をみると、割合が高い順に、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、就労系の事業所となる。障害者支援施設、グループホームに共通していることは24時間営業で、密室性の高いサービスということ。また、就労系の事業所については、虐待する側にしつけの意識が根強く残っていることが推測される。

##### 2) 虐待者の状況 (表 40～表 42 (26p))

- ・ 虐待者の年齢は40歳以上の職員の割合が高い（「40～49歳」20.0%、「50～59歳」18.0%、「60歳以上」20.4%）。また、職種は管理者クラスの割合が高い（「設置者・管理者」4.1%、「管理者」10.9%、「サービス管理責任者」5.8%。合計20.8%）。この結果をみると、措置時代から勤務していて、しつけとして強権を使って言うことをきかせようとしてきた体質が残っているんじゃないかと思う。
- ・ 資格要件も実務経験もないまま、また虐待に関する知識や研修未受講でもで管理者になれることも問題だと感じる。

##### 3) 虐待の発生要因や状況 (表 43 (27p))

- ・ 養護者虐待と同じく、個人に問題を寄せている印象がある。

##### 4) 施設・事業所の虐待防止に関する取組 (表 44 (27p))

- ・ 再発防止のためには、モニタリングが重要。
- ・ 研修は、虐待を起こさせないようにするための研修に重きが置かれ、起こったあとの対応策（どのように対応するのか、虐待の事実を公表してどのように改善に取り組む必要があるか）といった研修は行われていないように感じる。

## 第3章 障害者虐待の未然防止に向けた自治体ヒアリング調査結果

---

## 1. 調査の概要

### (1) 調査目的

障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点と課題を整理するための基礎資料を得る目的で、現在、障害者虐待の未然防止に向けた取組を進めている自治体から、取組に関する現状と課題に関するヒアリング調査を実施した。

また、障害者虐待のなかでも重篤と考えられる死亡事例対応を行った自治体<sup>\*</sup>に対して、死亡に至るまでの経緯や状況、その兆候から、死亡を阻止するのに有効な手立てや体制を検討するための基礎資料を得る目的で、事例概要や事件後に自治体が行った対応、その後の再発防止に向けた取組等について聞き取りを行った。

※養護者虐待：平成27年度中に養護者による死亡事例対応を行った自治体

※施設従事者虐待：過去に施設従事者による死亡事例対応を行った自治体

### (2) 調査対象

本事業検討委員からの推薦や事務局による事前の情報収集をもとに、以下の6自治体をヒアリング調査協力候補先とし、協力を依頼した。

自治体名	自治体区分	人口 (H28.4.1 現在)	障害手帳 所持者数 (全体) ※重複あり	障害者虐待防止センター、 障害者権利擁護センターの 設置状況		
				全体	(直営)	(委託)
静岡県静岡市	政令指定都市	702,689人	34,550人	11	(-)	(11)
神奈川県横浜市	政令指定都市	3,725,042人	156,136人	1	(1)	(1) ※一部委託
滋賀県甲賀市	市	92,533人	5,771人	1	(1)	(-)
石川県白山市	市	112,813人	5,344人	1	(1)	(-)
千葉県	都道府県	6,242,474人	260,211人	1	(1)	(-)
大阪府	都道府県	8,830,956人	540,773人	1	(1)	(-)

### (3) 調査実施期間

平成29年1月～3月

### (4) 調査実施方法

今回の自治体ヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入およびヒアリング調査前の返送を依頼。ヒアリング調査当日は、その回答をさらに深掘りするかたちで聞き取りを行った。

## (5) 主なヒアリング調査項目

障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組や視点として、以下の点を重要と考え、回答を依頼した。

### 1) 障害者虐待の未然防止に向けて取組を進めている自治体

#### ①養護者虐待

##### ア. 市

- ・相談・通報は、相談・通報者からの SOS と受け止め、必ず必要な支援につなげる必要がある。そのため、聞き取り時にはどのような配慮が必要か（特に知的障害者からの聞き取りに関する留意点）。また、相談・通報受理時に虐待かどうか判断に迷った行為や状態、その場合、どのような対応をとっているか。
- ・養護者支援を行うにあたって重視していることはどのようなことか、また、実際にどのような養護者支援を行っているか（特に、介護者の負担軽減以外の養護者支援の内容）。
- ・過去に虐待があったもしくは兆候を把握していた事例に対する再発防止、重度化（拡大）防止への対応として、市区町村の現場ではどのようなことを重要と考え、どのような取組を行っているか。
- ・障害者虐待の対応を行ううえでの課題、体制整備を進める上での課題 など

##### イ. 都道府県

- ・法において、都道府県は市区町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、情報提供、助言その他の援助を行うことが規定されているが、実際にどのような支援を行っているのか（支援内容）。
- ・過去に虐待があったもしくは兆候を把握していた事例に対する再発防止、重度化（拡大）防止への対応として、市区町村の現場ではどのようなことを重要と考え、どのような取組を行っているか。
- ・研修対象と内容（対象、目的、頻度、内容、日数など）
- ・障害者虐待の対応を行ううえでの課題、体制整備を進める上での課題 など

#### ②施設従事者虐待

##### ア. 市

- ・相談・通報受理時に虐待かどうか判断に迷った行為や状態、その場合、どのような対応をとっているか。
- ・過去に虐待があったもしくは兆候を把握していた事例に対する再発防止、重度化（拡大）防止への対応として、市区町村の現場ではどのようなことを重要と考え、どのような取組を行っているか。
- ・障害者虐待の対応を行ううえでの課題、体制整備を進める上での課題 など

##### イ. 都道府県

（・「①養護者虐待」の「イ. 都道府県」と同じ。）

2) 死亡事例対応を行った自治体

- ・事例概要
- ・事件後に自治体が行った対応
- ・その後の再発防止に向けた取組等                      など

2. 調査結果

(1) 障害者虐待の未然防止に向けて取組を進めている自治体

1) 養護者虐待

①市

ア. 相談・通報・届出受理時

相談・通報は、相談・通報者からの SOS と受け止め、必ず必要な支援につなげる必要がある。そのため、「i. 聞き取り時における配慮の内容」、「ii. 相談・通報受理時に虐待かどうか判断に迷った行為や状態、その場合、どのような対応をとっているか」、について回答を求めた。

ヒアリング調査では、i、iiともに、虐待かどうかにかかわらず、当事者や家族に必要な支援は何かを明らかにする姿勢や意識で聞き取りを行い、必要に応じて支援につなげているという回答を聞き取ることができた。

i. 聞き取り時における配慮の内容（特に知的障害者からの聞き取りに関する留意点）[市]

- ・ 家族の支援（福祉サービスの利用、相談先を増やす、関係機関による見守りの目を増やす）
- ・ 虐待と決めつけず、支援が必要なことはないかを明らかにする意識を持って聞き取る。
- ・ 本人が信頼を寄せている関係機関職員も同席しての聞き取りを行う。
- ・ 当事者の意思決定支援を意識している。
- ・ 専門職による複数対応。
- ・ 支援者から事前に情報を収集し、当事者がリラックスできる環境、場所、聞き方をするように留意している。

ii. 相談・通報受理時に虐待かどうか判断に迷った行為や状態、その場合の対応 [市]

- 【相談・通報受理時に虐待かどうか判断に迷った行為や状態】
- ・ 第三者からの客観的な状況確認ができない事例
  - ・ 本人が SOS を発しない（支援を望まない）事例
  - ・ 障害当事者が養護者や親族等に虐待であることを知られたいと主張する事例
  - ・ 障害者虐待の定義に該当しない事例
- 【対応】
- 家族支援、養護者支援の観点から、福祉サービス利用の提案を行う。
  - コアメンバー会議で検討。必要に応じて県の専門職ネットワークに助言をもらう。
  - 必要に応じて他部署につないだり、紹介したりしている。

## イ. 養護者支援、再発防止のための取組

法や「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成29年3月）（以下「国マニュアル（H29自治体版）」という。）」においても養護者支援の必要性は記載されている。自治体ヒアリング調査では、養護者支援を行うにあたって重視していることはどのようなことか、また、実際にどのような養護者支援を行っているか（特に、介護者の負担軽減以外の養護者支援の事例）、について回答を求めた。

また、過去に虐待があったもしくは兆候を把握していた事例に対する再発防止、重度化（拡大）防止への対応を適切に行うことが重要と考えられる。そのため、市区町村の現場ではどのようなことを重要と考え、どのような取組を行っているか、について回答を求めた。

自治体ヒアリング調査では「i. 養護者支援」について、被虐待者と虐待者双方の自立生活に向けた支援を重視しているという話を聞くことができた。また「ii. 再発防止、重度化（拡大）防止に向けた取組」については、状況の変化を前提にすることや支援者間で連携しながら継続的に見守りを行っている取組が紹介された。

### i. 養護者支援

#### 【重要だと考えること】

- ・ 再発防止のためには、被虐待者、虐待者双方がこれから社会生活を歩んでいくうえで、自立生活に向けた意識を醸成（本人たちがそれぞれ納得できること）できるようにするために、一緒に歩んでいくことが重要。そのために、生命、身体に緊急性がない事例であれば、時間をかけてでも、双方が自分の今後について納得することが大事。
- ・ 法に基づき、養護者とともに支援することを意識して対応している。

#### 【行った取組】

- ・ 生命、身体に緊急性がなく、双方が自分の今後に納得のいく生活環境を整えることに時間をかけられた事例のなかには、双方に約2年間継続して支援を行った事例がある。
- ・ 養護者を支援する担当者を配置し、養護者自身が自らの支援者と認識でき、関係性の構築に努め、問題解決に努めた。

### ii. 再発防止、重度化（拡大）防止に向けた取組

#### 【重要だと考えること】

- ・ 虐待状況が一時的に改善されたとしても「状況は常に変化する」ことを意識している。また、どんなに支援者と信頼関係を構築していても、行政職員は人事異動があるため、それによって事例対応を後退させることのないよう、しっかりと引継ぎが重要と考えている。
- ・ （再掲）再発防止のためには、被虐待者、虐待者双方がこれから社会生活を歩んでいくうえで、自立生活に向けた意識を醸成（本人たちがそれぞれ納得できること）できるようにするために、一緒に歩んでいくことが重要。そのために、生命、身体に緊急性がない事例であれば、時間をかけてでも、双方が自分の今後について納得することが大事。

#### 【行った取組】

- ・ 障害福祉サービス利用者であれば、毎月、相談支援専門員によるモニタリングを実施している。
- ・ 一次的に状況が改善した事例については、困難事例として支援者間で共有し、継続的にモニタリングをしている。

## 2) 施設従事者虐待

### ①市

#### ア. 相談・通報・届出受理時

施設従事者虐待対応における相談・通報受理時に虐待かどうか判断に迷った行為や状態、その場合、どのような対応をとっているか、について回答を求めた。

ヒアリング調査では、虐待かどうかを明確にすることよりも、サービス提供上の課題ととらえ、何かしらのかたちで施設・事業所に関わっているという回答を聞き取ることができた。

#### i. 相談・通報受理時に虐待かどうか判断に迷った行為や状態、その場合の対応

##### 【相談・通報受理時に虐待かどうか判断に迷った行為や状態】

- ・ 第三者からの客観的な状況確認ができない事例
- ・ 虐待者、被虐待者、管理者、通報者の証言が食い違う事例
- ・ 一般的な虐待の認識と本人がもっている虐待の認識が異なっている事例
- ・ 当事者が当該福祉サービス利用を止めてしばらくたってから訴えがあった事例

##### 【対応】

- 虐待認定しなくても「不適切な支援」として、実地指導の対象としている。
- ケアの延長線上で起こっている問題として、再度事例のアセスメントを実施する。

#### イ. 再発防止のための取組

養護者虐待と同様に、施設従事者虐待においても、過去に虐待があったもしくは兆候を把握していた事例に対する再発防止、重度化（拡大）防止への対応を適切に行うことが重要と考えられる。そのため、どのようなことを重要と考え、どのような取組を行っているか、について回答を求めた。

ヒアリング調査では、庁内関係部署間、市と都道府県間で協力しながら、実地指導を活用したり、継続的に施設・事業所に対してモニタリングを行っている取組を聞き取ることができた。

#### i. 再発防止、重度化（拡大）防止に向けた取組

##### 【行った取組】

- ・ 県、市で行う研修に多くの職員が出席できるよう、管理職に促す。
- ・ 事業所内で行われる研修に市も同席し、事業所が重視しているサービス提供における理念や行っている取組、サービス内容について確認する。
- ・ 県による実地指導に市も同行し、事業所の様子を確認する。
- ・ 施設・事業所の指導管理担当部署と、実地指導における情報の共有化（内部研修の実施状況と、職場内における効果の定期的な確認）。

## ②都道府県

## ア. 市区町村への支援

法では、都道府県は市区町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、情報提供、助言その他の援助を行うことが規定されている。そこで今回のヒアリング調査では、実際に「i. どのような支援を行っているのか（支援内容）」、「ii. 都道府県からみた、市区町村が行う対応について課題と考えられること」について、回答を求めた。

都道府県担当者からは、養護者虐待、施設従事者虐待にかかわらず、市区町村の虐待対応力の維持・向上、県内市区町村の対応力の底上げ・統一を図るために、市区町村が困りごとを言いやすい関係を構築しながら、市区町村への支援を行っていることを聞き取ることができた。

一方、課題については、養護者虐待、施設従事者虐待いずれにおいても、市区町村間で虐待対応力に差がみられることがあげられた。

## i. 市区町村に行っている支援内容

- ・ 研修の実施（後述）。
- ・ 専門性強化事業（市区町村から困難事例対応に関して相談があった場合、当自治体が契約している弁護士会・社会福祉士会とのネットワークから、当該市に専門職の派遣を依頼する事業。）
- ・ 市区町村が虐待対応時に活用できるシートの作成、配布。
- ・ 市区町村からの相談対応。
- ・ 指導員（アドバイザー）派遣事業（市区町村等から要請があれば、当自治体から指導員（アドバイザー）を派遣し、施設等における虐待防止対策について指導を行う。）
- ・ 市区町村職員を対象に連絡会を開催し、事案対応におけるポイントを説明、周知し、共有化を図っている。

## ii. 都道府県からみた、市区町村が行う対応について課題と考えられること

## 【養護者虐待】

- ・ 養護者虐待は、施設・使用者虐待のように、法17条の報告や法23条の通知に類する規定がないため、各市区町村の対応状況、対応力の把握ができない（人口比でみた場合に、通報件数が少ない、認定率にばらつきがあるなど）。

## 【施設従事者虐待】

- ・ 市区町村によっては、事実確認をしても、虐待と判断することを躊躇したり、確認調査をせずに虐待とは判断しないとする例がある。都道府県が市区町村に確認、助言をしても市区町村の判断だとして受け入れないことがある。
- ・ 市区町村にも総合支援法等に基づく権限を適切に行使するよう伝えているが、施設・事業所に対する指導に消極的な団体もある。

## 【管理職の市区町村責務に関する理解促進】

- ・ 障害者虐待対応では、市区町村が障害者総合支援法や障害者虐待防止法等にもとづいて判断を行う場面がある。その際、適切に市区町村のもつ権限を行使できるよう、特に管理職が市区町村の責務に関して理解を深める必要がある。

## イ. 再発防止のための取組

養護者虐待と同様に、施設従事者虐待においても、過去に虐待があったもしくは兆候を把握していた事例に対する再発防止、重度化（拡大）防止への対応を適切に行うことが重要と考えられる。そのため、今回のヒアリング調査では、都道府県としてどのようなことを重要と考え、どのような取組を行っているか、について回答を求めた。

ヒアリング調査では、市と同様に、庁内関係部署間、市と都道府県間で協力しながら、実地指導を活用したり、継続的に施設・事業所に対してモニタリングを行っている取組を聞き取ることができた。

### i. 再発防止、重度化（拡大）防止に向けた取組

#### 【行った取組】

- ・ 過去に虐待の起きた施設・事業所に対する定期、不定期の監査の実施。
- ・ 権限を委譲していない自治体で起こった虐待の場合、都道府県も事実確認調査に同行している。
- ・ 集団指導の場で、前年度に起きた虐待事例や対応時の留意点などを説明、共有している。
- ・ 虐待事案対応におけるポイントを説明、周知し、共有化を図るため、市区町村職員を対象に連絡会を開催している。

## ウ. 研修

法では、障害者虐待の防止や対応が専門的に行われるよう、人材確保と資質向上を図ることが規定されており、都道府県は市区町村や施設・事業所職員を対象に、虐待の防止や虐待対応力の向上を目的とした研修を行っている。そこで、都道府県担当者に対して「i. どのような研修を行っているのか（研修内容）」、「ii. 研修を行ううえで重視していることや工夫」、「iii. 研修を行う上での課題」について、それぞれ回答を求めた。

その結果、市区町村職員を対象とした研修については、対象者を分ける工夫や取り上げるテーマに関する工夫（対人援助、市区町村職員の困り事を解消するような説明やテーマを設定するなど）について聞き取ることができた。一方、課題としては、市区町村間で虐待対応力に差がみられることがあげられた。

施設・事業所職員を対象とした研修については、障害者の権利擁護や障害者虐待防止法の理解を基本としながら、組織運営や日常のケアとの関係で虐待防止の考え方を理解できるように取組を行っているということだった。また、課題としては、施設・事業所数が多いために、全施設・事業所の管理者の研修受講の把握の難しさなどがあげられた。

### i. 市区町村職員向けに行っている研修

#### i-1. 市区町村職員向けに行っている研修内容

- ・ 初任者向けの基礎研修<sup>1</sup>と、中堅職員向けの現任研修<sup>2</sup>を実施。
  - ※<sup>1</sup>：対象：人事異動後に初めて虐待対応業務を担当する市区町村および虐待防止センター職員。  
内容：法の基礎的な理解から、一連の虐待対応に関する講義と演習。講義1回、演習1回。
  - ※<sup>2</sup>：対象：虐待対応現任者である市区町村および虐待防止センター職員。  
内容：虐待対応力を維持・向上させることを目的とした講義。講義年3回。
- ・ 基本的に経験年数を問わずに出席できる研修を年4回開催（法の基礎的な理解から、一連の虐待対応に関する講義についての回のみ、人事異動後に初めて虐待対応業務を担当する市区町村および虐待防止センター職員への参加を勧奨）。

i-2. 研修を行ううえで重視していることや工夫

- ・ 障害者虐待には、法制度の理解だけで対応できるものではなく、現場における対人援助の要素が非常に大きい。そのため、基礎研修では、講義に加え、演習を取り入れて、対応時の留意点を体感できるようにしている。
- ・ 都道府県主催の研修開催に合わせて、市区町村から困難事例や対応に係る質問等を事前収集し、研修会と併せて開催している連絡会で、それらの疑問に答えたり、研修会の中で困難事例や対応に係る事例検討・情報共有等の場を設けたりしている。

i-3. 研修を行う上での課題

- ・ 職員の経験値（地域によって相談・通報件数が異なる、虐待内容の傾向が異なるなど）に違いがみられるため、研修テーマと内容をどのように組み立てるか苦慮する。
- ・ 市区町村から出される困難事例や対応に係る質問等の中には、以前に研修で取り上げた内容や国の手引きに記載されている内容が含まれていることがある。

ii. 施設・事業所職員向けに行っている研修

ii-1. 施設・事業所職員向けに行っている研修内容

- ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者、サービス管理責任者初任者を対象とした研修を実施。  
※内容：障害者の権利擁護に関する理解、障害者虐待の防止、組織運営体制の構築等。講義1回、演習1回。
- ・ 虐待防止マネージャーや管理者を対象にした研修については、参加者を責任者・管理者に限定し、施設・事業所における虐待防止の取組と体制整備に関する内容の研修を行い、施設・事業所での伝達研修とその実施報告書の提出を義務づけている。さらに、委託研修で、対象者を限定せず、メンタルヘルス、行動障害の理解と虐待につながる身体拘束の防止等、日常のケアと関連づけた内容の研修を実施している。

ii-2. 研修を行ううえで重視していることや工夫

- ・ 「虐待のサイン」や「通報義務」の重要性のより深い理解をめざして、施設において起こりうるエピソードを盛り込んだ事例から学べるよう、全体講義に加え、事例を使った演習（グループワーク）を実施している。また、事業所における虐待防止体制の基本として「マネジメント・ガバナンスの質」の重要性を説明している。

ii-3. 研修を行う上での課題

- ・ 施設・事業所数が非常に多く、施設・事業所の人員の異動や入れ替わりも激しいため、全事業所管理者の研修受講把握は困難。

### 3) 虐待対応の未然防止に向けた取組

「国マニュアル（H29 自治体版）」では、障害者虐待防止や早期発見等のポイントとして、虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチの必要性や、関係機関との連携協力体制の構築が推奨されている（9p、22p、23p）。そのため、各自治体ではどのような虐待防止のためのネットワークを構築し、どのようなことを行っているかについて回答を求めた。

自治体ヒアリング調査では、いずれの市でも各階層でのネットワーク構築などを通じて、虐待を防止するための意識づくり・地域づくりから、体制づくりを行っている取組を聞き取ることができた。

#### ア. 虐待防止ネットワークの構築 [市]

##### 【虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク】

- ・平成19年、障害者自立支援協議会を設立し、現在の構成メンバーは、福祉関係機関、事業所だけでなく、ハローワーク、民生委員、警察、町内会、障害のある当事者や家族など多数。活動内容は、勉強会や公開講座、パンフレットの作成など。勉強会や公開講座では、障害者差別条約や障害者総合支援法、差別解消法などの社会の動きを理解し、自分たちの地域にも取り入れていく必要性を自主的に学んでいる。また、パンフレットは、障害者やその親が地域生活を送る上で役に立つ情報だったり、周囲に理解してほしいことだったり、地域で障害者が暮らしやすくすることをめざした内容となっている。

##### 【サービス提供事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク】

- ・月2回、相談支援専門員と市の障害福祉担当部署職員が、情報共有と困難ケースについての相談、事例検討などを目的とした「相談ネットワーク会議」を開催している。この会議があることで、相談支援専門員間の連携強化だけでなく、虐待のリスクがあるケースを多数の関係者による見守りの強化、虐待対応最終事例をスムーズに通常の相談ケースへの移行につながっている。

##### 【専門機関による介入支援ネットワーク】

- ・年度末に、弁護士や社会福祉士、虐待防止センター職員などにも出席を依頼し、市として行った虐待対応の検証会議を行っている。専門職からの助言を受け、翌年度以降の虐待対応の参考にしている。
- ・個別ケース会議は、社会福祉士、保健師に加え、成年後見センター、医療職、知的障害者支援施設職員、精神障害支援施設職員で、必要に応じて県の障害者支援ネットワークメンバーである弁護士や社会福祉士に相談、助言を依頼している。

#### イ. 「共生のまちづくり、差別解消に向けた取組」をテーマに、全庁職員向けに研修会を実施 [市]

- ・障害者虐待が発生する背景には、障害者が社会のなかで認められていないことがベースにある。そのため、虐待防止だけに取り組んでいたのでは意味がない。障害者が地域で暮らしやすくするためには、①行政が一方的にイベントを開催しても意味がなく、障害当事者や親がこういう地域をつくりたい、自分たちに必要なこういうことをしたいと言える環境と機会が必要。②行政職員も障害者への対応ができたり、障害福祉サービスを支給する意味を理解できるような人材になってもらうことも必要。そのため、もともと枠組みとしてあった全庁職員向けの研修企画として、平成25年度から、「共生のまちづくり、差別解消に向けた取組」をテーマに、毎年度研修を実施している。

#### 4) 障害者虐待対応を行ううえでの課題、体制整備を進める上での課題

法施行から4年半が経過し、各自治体ではどのようなことを課題と感じているのか、「障害者虐待の対応を行ううえでの課題、体制整備を進める上での課題」について、意見を聞かせてもらった。

市の担当者が感じている課題は、実際の運用上における課題（分離保護するための施設の確保等や事例の引継ぎ）とともに、人材不足（専門職の養成、配置）、職員の知識や経験不足、また相談・通報につながらない一因として地域特性が考えられるといった意見が寄せられた。

#### ア. 障害者虐待の対応を行ううえでの課題、体制整備を進める上での課題 [市]

##### 【分離保護するための施設の確保、手続き等】

- ・ 特に自傷他害等のある障害者を受け入れてくれる施設が少ない。また、普段からの施設利用がないことや、健康診断書の手続き等で、すぐに受け入れができない場合がある。

##### 【事例の引継ぎ】

- ・ 年度をまたいで継続して関与するケースが増えており、正直一から事例対応をやり直しているイメージがある。
- ・ シートや会議録を用いることでケースとしては引き継げる。また、虐待の要素と個別支援の要素を分けて支援機関と共有することで、事例の引継ぎをしやすくなると感じている。

##### 【人材不足（専門職の養成、配置）、職員の知識や経験不足】

- ・ 相談支援機関や虐待防止センターの人材の確保。
- ・ いびつであってもそのなかでバランスをとって生活を保っている事例があると思われる。そのような「家族」をみられる専門職、低い安定性を評価できるような専門職が必要だと思う。
- ・ 再発を重ねている家庭については、訪問による見守り等が必要と考えるが、通常のサービス調整に時間と人手がさかれ、人材不足。
- ・ 高齢者虐待の通報元の多くが介護支援専門員であるように、障害分野においても相談支援専門員のスキルアップが必要と考える。そのために、現在のように業務中心の状況から、専門的な支援を行える報酬および体系の構築が必要と思われる。
- ・ まったく福祉と関係のない分野から異動してきた管理職は、虐待対応のことがわからないので、その部署の経験年数が長い職員や専門職に、市区町村権限の発動を委ねてしまうことがある。それは生活保護、高齢担当部署でも同じで、福祉部門全体における行政職のスキルアップをどう図るかという問題として考える必要があると感じている。都道府県から各自治体にその問題や市区町村の責務について説明してもらえると、市区町村としてはありがたい。

##### 【地域特性（通報者の犯人探し、無関心）】

- ・ 昔ながらのコミュニティの場合、通報なんかしたら村八分にされるし、誰が通報したんだと犯人探しになるから、誰も通報できない。大騒ぎにならないと事例化しないし、発見されても共依存関係が成立していて、家族の誰かが亡くなるか、入院するかしないと支援に入れない。今、障害、生活困窮、引きこもりが同じ状態。意図的に地域づくりとして動かしていく必要があると感じている。
- ・ その家の一員が庭で裸で行水している家庭を、周囲はいつもあんなことをしている家だからとみていて、引っ越してきた人が違和感をもって通報してきた事例がある。なので、コミュニティごと、あの家はああいう家だからとみている感覚が通報に至らないという問題もある。

## (2) 死亡事例対応を行った自治体

障害者虐待のなかでも重篤と考えられる死亡事例対応を行った自治体<sup>\*</sup>に対して、死亡に至るまでの経緯や状況、その兆候から、死亡を阻止するのに有効な手立てや体制を検討するための基礎資料を得る目的で、事例概要や事件後に自治体が行った対応、その後の再発防止に向けた取組等について聞き取りを行った。

※養護者虐待：平成27年度中に養護者による死亡事例対応を行った自治体

※施設従事者虐待：過去に施設従事者による死亡事例対応を行った自治体

### 1) 養護者虐待

#### ①事例概要

- ・ 知的障害のある50代の子（行動障害あり）を、80代の親が殺害した事例。
  - ・ 被虐待者は近隣市にあるグループホーム（GH）に居住し、平日の日中は日中活動の事業所に通い、週末に実家に帰宅する生活を送っていた（毎週末ではない）。
  - ・ 関係機関：GH（中心的役割）、日中活動の事業所、計画相談事業所、精神科クリニック医師、行政
- .....
- ・ 事件発生の約1年前に、親からGH職員に「本人（被虐待者）から暴力をふるわれた」との訴えがあった。しかし、暴力が続くことはなかったため、特に帰宅制限等は行っていなかった。
  - ・ 事件発生の約半年前に、被虐待者が親に日中活動場所についての悩みを打ち明け、親からGHにサポートを依頼。GHは主治医意見を確認しながら、日中活動の事業所との調整を行う。（その後、日常的な暴力の発生は確認できていない。）
  - ・ <実家帰宅中>事件発生。

#### ②事件後に自治体が行った対応

- ・ GHから、状況報告とGHが利用者や保護者に対して行った対応等について確認を行った。

#### ③再発防止に向けた取組

- ・ 本事例は、週末の一時帰宅等により家族との関係性を可能な限り維持しながらGH利用を中心にした支援を行ってきた。ただし、本人の病状悪化時には帰宅制限を検討するなど、養護者の負担を増幅するリスクを踏まえた対応の検討が必要と考えた。
- ・ 関係機関への研修等の機会を活用して、事案を踏まえたリスクマネジメントの重要性の周知徹底を図る予定。

※実施済み：自立支援協議会や、知的障害者関連施設・事業所向けに研修を実施。

## 2) 施設従事者虐待

※①②は、当自治体が設置した第三者検証委員会報告書からの抜粋。③は、当自治体における障害者虐待防止全般に向けた聞き取り内容。

### ①事例概要

- ・ 障害者入所施設にて、入所者（1名）の死亡事件が発生。自治体による複数回の立入調査および検証委員会による検証の結果、過去数年間で、他施設でのものも含め、複数の職員から複数の入所者に対して、暴行の他、複数の虐待行為が行われていた事実が判明した事例。

### ②事件後に自治体が行った対応

- ・ 立入調査の実施。
- ・ 自治体による第三者検証委員会の設置。虐待が発生した要因、今後の施設・法人のあるべき姿、方向性についての整理。→検証報告書の提出。以下は、検証報告書からの抜粋（虐待の発生要因）。
  - －複数回の立入調査の結果、過去数年間で、他施設でのものも含め、複数の職員から複数の入所者に対して、暴行の他、複数の虐待行為が行われていた事実が判明した。
  - －虐待を行った職員：強度行動障害や虐待防止に関する研修をほとんど受講していなかった。適切な支援の実施に努めず、安易に暴行を行うことを繰り返していた。周囲がやっているから自分もと感覚が麻痺していった。目撃されては困る職員の前では通常の支援を選択していた。また、自ら訴える能力のある利用者に対しては通常の支援を選択していた。
  - －同僚職員の対応：見て見ぬふりをして、上司への報告や通報をしていなかった。
  - －職員配置の問題：死亡事例が発生した施設は、他の行動障害を対象とする施設と比べ、職員配置が薄かった。
  - －施設長等の対応：施設長等は、過去の虐待発生時に、虐待を行った職員に対して注意や指導をした経験があるものの、それ以後、具体的な指導は行っていない。
  - －過去数年間の一連の暴行（疑いを含む）に対する情報は、都道府県、理事・評議会、施設内虐待防止委員会等に一切報告されていない。
- ・ 障害者総合支援法および児童福祉法による権限行使。以下は主な勧告内容。
  - －虐待防止のための体制の整備
  - －職員の人材育成、教育及び意識改革、支援現場の処遇改善
  - －事故発生時の自治体への迅速な報告、保護者への説明、情報提供の充実
  - －経営層、管理者層の処分、刷新

### ③再発防止に向けた取組

#### 【施設・法人に対して】

- ・ 事件後、「虐待防止法については理解したが、強度行動障害者に対するケアについてはどうしたらよいのか」、「興奮した障害者をどう抑えるかや自分たちは守られるのか」といった傾向の意見が寄せられたことを受け、強度行動障害者に対する理解や支援方法についての研修も取り入れた。現在は国で実施しているので（「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）」）、当自治体としての研修は通常の虐待防止法の研修に戻し、委託研修の中で扱っている。
- ・ 虐待防止マネージャーや管理者を対象とした研修については、参加者を責任者・管理者に限定し、施設・事業所における虐待防止の取組と体制整備に関する内容の研修を行い、施設・事業所での伝達研修と実施報告書の提出を義務づけている。さらに、委託研修で、対象者を限定せず、メンタルヘルス、行動障害の理解と虐待につながる身体拘束の防止等、日常のケアと関連づけた内容の研修を実施している。

**【施設・法人に対して】**

- ・ 地域生活支援事業の任意事業のうち「障害者虐待防止対策支援」事業を活用し、施設・法人や市区町村からの要請に応じて、当自治体から指導員（アドバイザー）を派遣し、虐待防止対策について指導を行う（指導員（アドバイザー）派遣事業）。

**【市区町村職員に対して】**

- ・ 市区町村職員を対象に連絡会を開催し、事案対応におけるポイントを説明、周知し、共有化を図っている。
- ・ 都道府県主催の研修開催に合わせて、市区町村から困難事例や対応に係る質問等を事前収集し、研修会と併せて開催している連絡会で、それらの疑問に答えたり、研修会の中で困難事例や対応に係る事例検討・情報共有等の場を設けたりしている。

### 3. 委員会での意見

自治体ヒアリング調査を受けて、委員会では以下のような意見が寄せられた。

#### (1) 養護者虐待

##### ○地域から孤立させない、排除しないための方策

- ・ 自治体ヒアリング調査では、相談・通報件数が少ない理由として、背景に地域特性（通報者の犯人捜し、無関心）があることが指摘された。また、自分も、障害児のいる家庭が、子どもの成長につれて子ども同士、親同士のトラブルに発展し、地域からも孤立してしまうという事例を知っている。地域のなかに、誰が通報したかわからないような仕組みや孤立させないための仕組みをつくるという発想に転換する必要があると思う。
- ・ 地域から障害者のいる家族を孤立させないための取組として、住民に対する啓発も重要だが、学校や医療機関、通所作業所など関係機関への、早期発見、情報共有に関する働きかけを強化する必要があるかもしれない。
- ・ 生活困窮者の例だが、ライフラインが止まったら役所に連絡が入る、庁内関係部署も情報共有するというネットワークができている自治体もある。

##### ○家族全体の問題をみる視点からのアプローチ

- ・ 自治体ヒアリングの回答シートに「家族をみられる支援」と書いてあったが、まさにそれだと思う。障害者虐待は、児童虐待、高齢者虐待、DV、夫婦げんかなど、なんでもありなのが特徴。経済的に脆弱している家庭もあり、多問題の家庭もある。そのため、支援に入ったとしても、そんなに簡単に解決しない事例が多い。なので、ファミリーサポートができる人、全体のリスクを理解できる専門家が相談にのったり対応することが重要だと思う。家族に起こっている問題全体をみる視点からアプローチする必要がある。

#### (2) 施設従事者虐待

##### ○研修の実施

- ・ 虐待の定義だけを示しても、現場の施設・事業所職員は理解できない。なので、事例の説明が必要。例えば、身体的虐待では有形力とは何か例を示したり、心理的虐待でいえば無視をするというように、放っておくと虐待に発展することが懸念されるような説明が必要。不適切な事例と虐待とはいつも議論になる。自分の施設でも、虐待防止委員会を立ち上げて、特に虐待が起こる前の対応が必要という観点で、いわゆるグレー、不適切な事例に焦点を当てて、不適切な事例への対応策を積み重ねていくというやり方で研修を行っている。

### ○密室にさせないための方策

- ・ 高齢者の場合、介護保険が導入されて、サービスの質を高めないと報酬にも影響するため、サービスの質を高めるために努力をすることが定着しているが、障害福祉サービスの場合、競争原理が働いていないような印象を受ける。  
 なので、風通しの良い仕掛けをどれだけつくれるか、つまり第三者の目をどれだけ入れられるかが重要と考えている。自分の施設では、オンブズマンの受け入れや家族会の設置、実習生にも気付いた点は自分たちに伝えてほしいと言っている。また、自治体の課長にサービス検討委員会に出席してもらい、苦情、ヒヤリハット、事故を報告し、意見をもらうようにしている。いろいろな人に関わってもらうことが重要と考えている。
- ・ 高齢者施設の事例だが、自治体内の同じ種類の施設職員が1、2か月に1回、施設をまわって視察と、自分の施設の困りごとについて相談し、みんなでアイデアを出し合う取組を行っていると言っている。最終的に施設を地域や社会にオープンにするという前の第一段階として、同業の第三者と交流したり、悩みや相談事をみんなで考えるというやり方もある。

### ○虐待防止という観点でのマネジメントの実施

- ・ 施設従事者虐待の発生要因として「設置者・管理者のマネジメント不足」があると感じている。大きな虐待事件が発生している施設・事業所は、すべてマネジメントが機能していない。職員は気付いていても声を出しづらく、管理者も対応していない。職員個人の取組だけでは防ぎきれない。また、多くの悲惨な虐待事例をみていると、共通しているのは、組織的な隠蔽が行われていること。それによって事態が悪化し、最悪の場合亡くなって、それで初めて世間に知られることになる。ある意味、虐待が発生するのはやむを得ないこと。そのため、その前提をふまえ、発生したら通報する。この徹底が必要と思う。

## (3) 使用者虐待

### ○多様な虐待の疑いをキャッチできる職員の育成

- ・ ヒアリング調査の回答を読んで感じたのだが、相談を受け付ける障害の幅がとても広く、特に、就労系や障害者雇用の現場では、今後も虐待防止だけでよいのか？と感じた。ハラスメント対策や障害者の合理的配慮で網がかかっているのに、虐待認定されるのは労働基準法違反（最低賃金）ばかり。自治体の虐待の相談窓口では、精神障害の妄想幻覚で悩む相談だけでなく、毎日遅刻する人を強い口調で叱る、それが虐待かという相談もあることにも対応しなくてはならない。多様な虐待の疑いをキャッチできる職員の育成が必要だと感じた。

## (4) 養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待に共通

### ○自治体職員の迷い

- ・ 各自治体の回答シートをみて、どの自治体も虐待か「不適切な支援」かで迷っていると、改めて感じた。他の自治体も同じように迷っていると思う。つきつめていくと、どこからが虐待かそうでないかという議論になるが、不適切な支援であって虐待でない事例はなんだろうと考えても答えを出すことはできない。

**第4章 虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点や留意点等**

---

アンケート調査、ヒアリング調査結果からみえてきたことを、障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点や留意点等の提案という観点から整理すると、以下のようになる。

障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点や留意点等

		障害者虐待の未然防止に向けて 有効と思われる取組の視点や留意点等	
		1. 養護者虐待	2. 施設従事者虐待
(1) 未然防止		権利擁護、地域づくり、体制構築	虐待を防止するための体制整備、マネジメント、研修の実施
(2) 適切な対応	①早期発見・早期対応	対人援助の視点と技術、ネットワーク、情報共有・連携	通報義務の徹底
	②個別ケース会議の開催による援助方針の決定	家族支援、アセスメントによる発生要因の分析	アセスメントによる発生要因の分析
	③再発防止、重度化(拡大)防止	モニタリング、エンパワメント、養護者支援、役割分担、ネットワーク、事例の整理(虐待の要素と個別支援の要素を分ける)	実地指導の活用(部署間の連携、市区町村と都道府県の連携)、虐待対応のふり返り(検証)

## 1. 養護者虐待

### (1) 未然防止 → 権利擁護、地域づくり、体制づくり

「国マニュアル(H29自治体版)」(9p、22p)では「虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要」であることから、都道府県及び市区町村は「住民や関係者に対する障害者虐待防止法の周知、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者に対する正しい理解の普及を図る」ことが必要と記載されている。

「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」結果をみると、「住民への障害者虐待の相談窓口の周知」については、市区町村は82.6%、都道府県は100%の実施率となっているが、「講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動」(市区町村51.5%、都道府県74.5%。以下、並び順同じ。)、 「障害福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知」(54.6%、100%)と、市区町村の取組が5割にとどまっている(表50、表52(32p、34p))。

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することである。自治体ヒアリング調査では、障害者虐待の未然防止に向けた取組として、多様なネットワークを構築し、そのなかで虐待を防止するための意識づくり・地域づくり、体制づくりに継続的に取り組んでいる事例が紹介された。

### 権利擁護、地域づくり、体制構築を実現するためのヒント（参考例）

#### 【虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワークの立ち上げ、運営（66p）】

- ・平成19年に設立した障害者自立支援協議会で、福祉関係機関、事業所だけでなく、ハローワーク、民生委員、警察、町内会、障害のある当事者や家族などが参加し、活動を展開。勉強会や公開講座では、障害者差別条約や障害者総合支援法、差別解消法などの社会の動きを理解し、自分たちの地域にも取り入れていく必要性を自主的に学んでいる。また、パンフレットは、障害者やその親が地域生活を送る上で役に立つ情報だったり、周囲に理解してほしいことだったり、地域で障害者が暮らしやすくなることをめざした内容となっている。

#### 【専門機関による介入支援ネットワークの活用（66p）】

- ・年度末に、弁護士や社会福祉士、虐待防止センター職員などにも出席を依頼し、市としておこなった虐待対応の検証会議を行っている。専門職からの助言を受け、翌年度以降の虐待対応の参考にしている。
- ・個別ケース会議は、社会福祉士、保健師に加え、成年後見センター、医療職、知的障害者支援施設職員、精神障害者支援施設職員で、必要に応じて県の障害者支援ネットワークメンバーである弁護士や社会福祉士に相談、助言を依頼している。

#### 【「共生のまちづくり、差別解消に向けた取組」をテーマに、全庁職員向けに研修会を実施（66p）】

- ・行政職員も障害者への対応ができたり、障害福祉サービスを支給する意味を理解できるような人材になってもらうため、もともと枠組みとしてあった全庁職員向けの研修企画として、平成25年度から、「共生のまちづくり、差別解消に向けた取組」をテーマに、毎年度研修を実施している。

## （2）適切な対応

### ①早期発見・早期対応 → 対人援助の視点と技術、ネットワーク、情報共有・連携

「国マニュアル（H29自治体版）」（24p）では、虐待を早期に発見するために、虐待者が不当な扱いや虐待を受けていることを相談・通報を受けた職員が見逃さない、聞き漏らさないことの重要性が記載されている。

しかし「虐待対応状況調査」で、4か年（実質は3年半）を通して1件も相談・通報件数がない市区町村が、養護者虐待では3割、施設従事者虐待では5割、使用者虐待では7割を超えていることが明らかとなった（表4-2、表4-3、表4-4（36p～39p））。

障害者虐待を未然に防止するには、相談・通報を受け付けた職員が、その情報を相談・通報者からの何らかのSOSと受け止めて聞き漏らさないこと、必要に応じて適切な支援につながる事が重要である。あわせて、この認識は障害者虐待担当以外の部署・機関の窓口でも共通に求められることといえる。

その意味で、自治体ヒアリング調査で紹介された、市区町村職員向けの研修で対人援助について取り上げていること（65p）や、地域から障害者のいる家族を孤立させないための取組として、学校や医療機関、通所作業所など関係機関への、早期発見、情報共有に関する働きかけを強化することの有効性の提案（70p）は重要といえる。

**対人援助の視点と技術、ネットワーク、情報共有・連携を実現するためのヒント（参考例）**

【市区町村職員向け研修で対人援助の重要性を理解できるような組み立てを実施（65p）】

- ・ 障害者虐待には、法制度の理解だけで対応できるものではなく、現場における対人援助の要素が非常に大きいことから、市区町村初任者向けの研修では、講義に加え、演習を取り入れて、対応時の留意点を体感できるようにしている。

【学校や医療機関、通所作業所など関係機関への、早期発見、情報共有に関する働きかけの強化（70p）】

- ・ 地域から障害者のいる家族を地域から孤立させないための取組として、住民に対する啓発も重要だが、学校や医療機関、通所作業所など関係機関への、早期発見、情報共有に関する働きかけを強化す

②個別ケース会議の開催による援助方針の決定 → **家族支援、アセスメントによる発生要因の分析**

「国マニュアル（H29 自治体版）」（40p）では、個別ケース会議において対応方針を検討する際、障害者の生命や身体に危険性があるかどうかの見極めとともに、障害者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、表出されていないニーズについてもアセスメントすることの重要性が指摘されている。

「平成 27 年度 障害者虐待対応状況調査」で養護者虐待の重篤ケースに限定した虐待の発生要因をみても、虐待の程度が「重度」の事例の場合、「家庭における経済的要因」や「虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響」、「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」など、家族全体の経済的問題や養護者自身に支援が必要な問題が、虐待の発生要因として考えられている（表 4-15（53p））。自治体ヒアリング調査や委員からも、家族全体の問題をみられる視点からアプローチすることが重要という意見が出された（67p、70p）。

個別ケース会議の開催による援助方針の決定時には、家族全体をみたうえでのアセスメントの実施と、そのうえで再発防止策を考えることが重要である。

**家族支援、アセスメントによる発生要因の分析を実現するためのヒント（参考例）**

【家族全体の問題をみる視点からのアプローチ（67p、70p）】

- ・ いびつであってもそのなかでバランスをとって生活を保っている事例があると思われる。そのような「家族」をみられる専門職、低い安定性を評価できるような専門職が必要だと思う。
- ・ 自治体ヒアリングの回答シートに「家族をみられる支援」と書いてあったが、まさにそれだと思う。障害者虐待は、児童虐待、高齢者虐待、DV、夫婦げんかなど、なんでもありなのが特徴。経済的に脆弱している家庭もあり、多問題の家庭もある。そのため、支援に入ったとしても、そんなに簡単に解決しない事例が多い。なので、ファミリーサポートができる人、全体のリスクを理解できる専門家が相談にのったり対応することが重要だと思う。家族に起こっている問題全体をみる視点からアプローチする必要がある。

③再発防止、重度化（拡大）防止 → モニタリング、エンパワメント、養護者支援、役割分担、ネットワーク、事例の整理（虐待の要素と個別支援の要素を分ける）

「国マニュアル（H29 自治体版）」（70p）では、養護者虐待において「定期的なモニタリング」や「虐待対応の終結」の判断を行う必要性が記載されている。「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」において、過去に虐待があった事例かどうかをたずねた調査項目で、約3割の事例が「過去に虐待があった」または「兆候が把握されていた事例」だった（表20（17p））ことを考えると、再発防止、重度化（拡大）防止のためには、虐待事例から通常の相談ケースに移行した後も、継続的にモニタリングすることが重要といえる。自治体ヒアリング調査でも、実際に継続している事例としてモニタリングを行っている話を聞き取ることができた（61p）。

また、虐待対応の終結と事例の引継ぎという点で「虐待の要素と個別支援の要素を分けて支援機関と共有すること」で、事例の引継ぎをしやすくなるという意見や、再発防止のためには、必要に応じて養護者支援を行っている取組も紹介された（67p）。

虐待の再発防止、重度化（拡大）防止のためには、支援機関が連携、情報共有、役割分担をしながら、被虐待者のエンパワメント（必要に応じて養護者への支援）と、事例の整理（虐待の要素と個別支援の要素を分ける）を行って、モニタリングを継続することが重要である。

**モニタリング、エンパワメント、養護者支援、役割分担、ネットワーク、事例の整理（虐待の要素と個別支援の要素を分ける）を実現するためのヒント（参考例）**

【困難事例としてのモニタリング（61p）】

- ・ 一次的に状況が改善した事例については、困難事例として支援者間で共有し、継続的にモニタリングをしている。

【養護者支援において重視している考え方（61p）】

- ・ 再発防止のためには、被虐待者、虐待者双方がこれから社会生活を歩んでいくうえで、自立生活に向けた意識を醸成（本人たちがそれぞれ納得できること）できるようにするために、一緒に歩んでいくことが重要。
- ・ 養護者を支援する担当者を配置し、養護者自身が自らの支援者と認識でき、関係性の構築に努め、問題解決に努めた。

【役割分担、ネットワーク（66p）】

- ・ 月2回、相談支援専門員と市の障害福祉担当部署職員が、情報共有と困難ケースについての相談、事例検討などを目的とした「相談ネットワーク会議」を開催している。この会議があることで、相談支援専門員間の連携強化委だけでなく、虐待のリスクがあるケースを多数の関係者による見守りの強化、虐待対応集結事例をスムーズに通常の相談ケースへの移行につながっている。

【虐待対応の終結と事例の引継ぎ（67p）】

虐待の要素と個別支援の要素を分けて支援機関と共有する

## 2. 施設従事者虐待

### (1) 未然防止 → 虐待を防止するための体制整備、マネジメント、研修の実施

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（以下「国マニュアル（H29施設版）」という。）」では、「虐待は、どの障害者福祉施設等でも起こりうる構造的な要因がある」ことを指摘したうえで、障害者福祉施設等において虐待を防止するための体制構築、研修の実施、虐待を防止するための取組（日常的な支援場面等の把握、虐待防止のための環境整備）等の必要性が明記されている（「国マニュアル（H29施設版）」10p～20p）。

委員からも、施設・事業所における虐待防止という観点でのマネジメントの重要性や、研修、密室にさせないための取組の工夫が紹介されている（65p）。自治体ヒアリング調査でも、施設従事者等に対する研修として、事業所における虐待防止体制の基本として「マネジメント・ガバナンスの質」の重要性を説明したり、法人や施設の社会的意義との関係で虐待防止の必要性を伝える取組内容が紹介された（71p）。

施設従事者虐待の未然防止には、まずは施設・事業所の全職員が、虐待を起こさないための体制や環境整備を進めることが基本である。同時に、都道府県、市区町村は、施設・事業所職員がこうした認識や取組を継続、共有できるよう、研修や相談を通じた支援や周知、喚起していくことが重要である。

#### 虐待を防止するための体制整備、マネジメント、研修を実現するためのヒント（参考例）

##### 【虐待防止という観点でのマネジメントの実施（71p）】

- 施設従事者虐待の発生要因として「設置者・管理者のマネジメント不足」があると感じている。大きな虐待事件が発生している施設・事業所は、すべてマネジメントが機能していない。職員は気付いていても声を出しづらく、管理者も対応していない。職員個人の取組だけでは防ぎきれない。また、多くの悲惨な虐待事例をみていると、共通しているのは、組織的な隠蔽が行われていること。それによって事態が悪化し、最悪の場合亡くなって、それで初めて世間に知られることになる。

##### 【密室にさせないための方策（71p）】

- 高齢者施設の事例だが、自治体内の同じ種類の施設職員が1、2か月に1回、施設をまわって視察と、自分の施設の困りごとについて相談し、みんなでアイデアを出し合う取組を行っているという。最終的に施設を地域や社会にオープンにするという前の第一段階として、同業の第三者と交流したり、悩みや相談事をみんなで考えるというやり方もある。

##### 【体制整備に関する研修の実施（65p）】

- 虐待防止マネージャーや管理者に対しては、施設・事業所における虐待防止の取組と体制整備に関する内容を、職員に対してはメンタルヘルス、行動障害の理解、身体拘束の防止等、日常のケアと関

## (2) 適切な対応

### ①早期発見・早期対応 → 通報義務の徹底

「国マニュアル（H29 施設版）」（8p、9p）では、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務が記載されている。

しかし、施設従事者虐待による事例検証を行った報告書では、見て見ぬふりをして上司に報告しなかった職員の業務負担の大きさや、上司に相談しにくい雰囲気、「相談しても無駄」というあきらめがあったことを、虐待発生要因のひとつとしてあげており、通報義務が徹底されていない実態がうかがえた。

今回の自治体ヒアリング調査でも、施設・事業所職員向け研修で虐待のサインや通報義務の理解を深めるための研修を行っていることが紹介された（65p）。委員からも、虐待が発生することはやむを得ないことを前提と考え、発生したら通報することの徹底が重要であるという意見が出された（71p）。

施設従事者虐待の早期発見・早期対応には、まずは施設・事業所の全職員が、委員から指摘のあったような考え方を組織の共通認識としてもつことが基本である。同時に、都道府県、市区町村は、施設・事業所職員がこうした認識や取組を継続、共有できるよう、研修や相談を通じた支援や周知、喚起していくことが重要である。

#### 通報義務の徹底を実現するためのヒント（参考例）

##### 【虐待のサインや通報義務の理解を深めるための研修の実施（65p）】

- ・ 「虐待のサイン」や「通報義務」の重要性のより深い理解をめざして、施設において起こりうるエピソードを盛り込んだ事例から学べるよう、全体講義に加え、事例を使った演習（グループワーク）を実施している。

##### 【虐待防止という観点でのマネジメントの実施（71p）】

- ・ ある意味、虐待が発生するのはやむを得ないこと。そのため、その前提をふまえ、発生したら通報する。この徹底が必要と思う。

### ②個別ケース会議の開催による援助方針の決定 → アセスメントによる発生要因の分析

障害者福祉施設における第三者委員会による検証報告書では、虐待を起こした職員個人の障害者へのケアに対する知識や技術の未熟さ、見て見ぬふりをする職場環境、管理職層のマネジメント不足など、複数の要因が重なって虐待が発生していたと結論づけている。

しかし「平成27年度 障害者虐待対応状況調査」では、市区町村および都道府県職員は、施設従事者虐待の発生要因を「教育・知識・介護技術等に関する問題（56.1%）」、「虐待を行った職員の性格や資質の問題（51.2%）」と認識している割合が5割を超えている一方で、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ（24.8%）」、や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ（23.0%）」は2割強にとどまっていることをふまえると、虐待発生要因として組織のマネジメントの問題や複合的な要因を認識している割合は低いといえる（表43（27p））。

委員会でも指摘されているように（71p）、虐待の発生要因を見極めるにあたっては「施設長・管理者のマネジメント不足」に着目することが重要であり、そのうえで、再発防止に向けた取組を検討することが不可欠といえる。

③再発防止、重度化（拡大）防止 → **実地指導の活用（部署間の連携、市区町村と都道府県の連携）、虐待対応のふり返り（検証）**

虐待の再発防止のためには、施設従事者虐待においても、虐待を起こした施設・事業所へのモニタリングは不可欠である。

自治体ヒアリング調査では、工夫をしながら施設・事業所へのモニタリングをしている事例を多く聞き取ることができた。また、年度末に市として行った虐待対応の検証（ふり返り）を行い、翌年度以降の虐待対応力を向上させている取組も紹介された。

市や都道府県が連携・協力したり、実地指導を活用しながら、再発防止のための取組を積み重ね、ケアの質向上と虐待防止の体制整備、連携強化が進むことが期待される。

**実地指導の活用（部署間の連携、市区町村と都道府県の連携）、虐待対応のふり返り（検証）を実現するためのヒント（参考例）**

【実地指導の活用（部署間の連携、市区町村と都道府県の連携等）（62p）】

- ・ 施設・事業所の指導管理担当部署との情報の共有化（内部研修の実施状況と、職場内における効果の定期的な確認）。
- ・ 県による実地指導に市も同行し、事業所の様子を確認する。

【市による施設・事業所への介入強化（62p）】

- ・ 事業所内で行われる研修に市も同席し、事業所が重視しているサービス提供における理念や行っている取組、サービス内容について確認する。

【市として行った虐待対応の検証（ふり返り）（66p）】

- ・ 年度末に、弁護士や社会福祉士、虐待防止センター職員などにも出席を依頼し、市として行った虐待対応の検証会議を行っている。専門職などの助言を受け、翌年度以降の虐待対応の改善を行っている。

3. 死亡事例（養護者虐待、施設従事者虐待共通）

今回の自治体ヒアリング調査では、養護者虐待、施設従事者虐待ともに1つの死亡事例について、自治体が行った対応、その後の再発防止に向けた取組等について聞き取りを行った。

障害者虐待における死亡事例のような重篤な事例に関する自治体ヒアリング調査は初めての試みであり、かつ各1事例ではサンプル数が不十分なため、再発防止のための取組や体制構築に向けた検証を行うことは難しい。今後も引き続き、死亡事例のような重篤な事例の背景や状況等に関する情報を収集・蓄積し、それらをもとに検証を行う方策や仕組みを検討することが必要である。

## 参 考 資 料

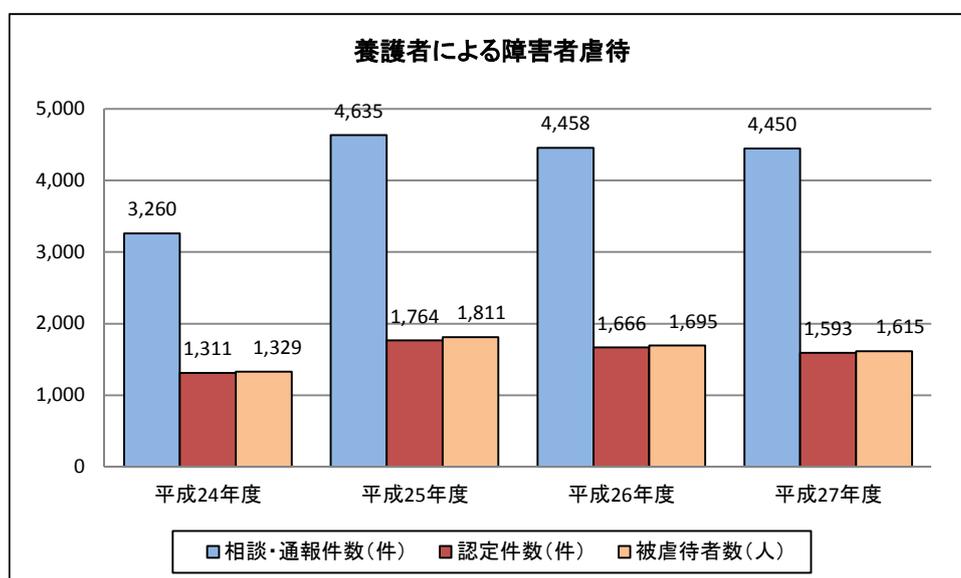
---

参考資料1 障害者虐待の経年比較

1. 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数、虐待認定件数、被虐待者数等の推移

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450
認定件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待認定件数の推移

	養護者虐待：相談・通報対応件数				26年、27年の比較		養護者虐待：認定件数				26年、27年の比較	
	24年度	25年度	26年度	27年度	増減数	増減率	24年度	25年度	26年度	27年度	増減数	増減率
北海道	110	213	270	356	86	132%	34	73	69	89	20	129%
青森県	20	23	27	45	18	167%	6	6	5	13	8	260%
岩手県	14	18	26	23	-3	88%	6	8	11	11	0	100%
宮城県	43	80	48	70	22	146%	19	30	27	32	5	119%
秋田県	13	15	23	17	-6	74%	8	9	12	14	2	117%
山形県	23	31	34	26	-8	76%	11	12	14	11	-3	79%
福島県	37	35	44	36	-8	82%	20	18	25	25	0	100%
茨城県	39	63	66	50	-16	76%	9	21	31	13	-18	42%
栃木県	26	19	22	24	2	109%	10	10	5	13	8	260%
群馬県	91	100	81	57	-24	70%	14	24	18	13	-5	72%
埼玉県	128	152	165	186	21	113%	55	65	77	83	6	108%
千葉県	137	250	184	197	13	107%	60	82	67	84	17	125%
東京都	236	300	306	291	-15	95%	93	110	110	102	-8	93%
神奈川県	236	347	258	182	-76	71%	91	114	99	83	-16	84%
新潟県	86	80	59	83	24	141%	49	43	37	31	-6	84%
富山県	40	36	28	29	1	104%	15	10	7	9	2	129%
石川県	35	44	59	43	-16	73%	18	16	19	13	-6	68%
福井県	23	31	22	25	3	114%	2	14	7	11	4	157%
山梨県	39	36	24	34	10	142%	14	14	7	11	4	157%
長野県	61	78	58	56	-2	97%	19	31	35	19	-16	54%
岐阜県	48	34	42	34	-8	81%	10	17	13	7	-6	54%
静岡県	84	128	113	79	-34	70%	32	55	47	32	-15	68%
愛知県	154	224	216	250	34	116%	87	129	102	117	15	115%
三重県	51	82	72	74	2	103%	11	24	34	19	-15	56%
滋賀県	77	124	120	109	-11	91%	37	51	56	48	-8	86%
京都府	65	72	72	43	-29	60%	32	54	39	27	-12	69%
大阪府	429	722	770	865	95	112%	199	297	272	257	-15	94%
兵庫県	133	123	179	197	18	110%	48	34	47	52	5	111%
奈良県	29	31	33	29	-4	88%	20	12	12	14	2	117%
和歌山県	18	33	34	18	-16	53%	5	12	13	10	-3	77%
鳥取県	23	33	28	20	-8	71%	14	11	16	10	-6	63%
島根県	36	32	38	32	-6	84%	20	20	20	18	-2	90%
岡山県	59	100	63	64	1	102%	23	31	28	28	0	100%
広島県	93	148	120	104	-16	87%	33	37	26	30	4	115%
山口県	40	45	39	54	15	138%	15	16	16	18	2	113%
徳島県	24	26	29	36	7	124%	7	10	8	10	2	125%
香川県	22	38	38	35	-3	92%	6	12	14	12	-2	86%
愛媛県	31	43	72	56	-16	78%	11	12	39	28	-11	72%
高知県	27	24	30	34	4	113%	8	5	8	7	-1	88%
福岡県	82	187	170	164	-6	96%	36	60	45	46	1	102%
佐賀県	35	48	32	27	-5	84%	5	13	4	8	4	200%
長崎県	46	44	37	33	-4	89%	21	22	23	30	7	130%
熊本県	33	49	45	53	8	118%	16	13	18	19	1	106%
大分県	29	54	36	44	8	122%	11	12	9	9	0	100%
宮崎県	43	60	65	47	-18	72%	8	21	18	18	0	100%
鹿児島県	47	53	71	37	-34	52%	9	16	19	13	-6	68%
沖縄県	65	127	90	82	-8	91%	34	58	38	26	-12	68%
合計	3,260	4,635	4,458	4,450	—	—	1,311	1,764	1,666	1,593	—	—

増加(件数)		
1	大阪府	95
2	北海道	86
3	愛知県	34
4	新潟県	24
5	宮城県	22

減少(件数)		
1	神奈川県	-76
2	静岡県	-34
2	鹿児島県	-34
4	京都府	-29
5	群馬県	-24

増加(件数)		
1	北海道	20
2	千葉県	19
3	愛知県	15
4	青森県	8
4	栃木県	8

減少(件数)		
1	茨城県	-18
2	神奈川県	-16
3	長野県	-16
4	静岡県	-15
4	三重県	-15
4	大阪府	-15

## (3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

	件数					構成割合				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)
本人による届出	884	1,153	956	948	-8	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	-0.1%
家族・親族	280	332	267	279	12	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	0.3%
近隣住民・知人	173	246	174	140	-34	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	-0.8%
民生委員	66	53	43	30	-13	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	-0.3%
医療機関関係者	166	223	182	210	28	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	0.6%
教職員	31	51	40	43	3	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.1%
相談支援専門員・障害福祉施設 従事者等	894	1,280	1,330	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	-	-	-	-	14.7%	-
施設・事業所の職員	-	-	-	784	-	-	-	-	17.6%	-
虐待者自身	32	25	30	32	2	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.0%
警察	354	679	819	965	146	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	3.3%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	2	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	0.1%
介護保険法に基づく居宅サービ ス事業等従事者等	-	-	121	132	11	-	-	2.7%	3.0%	0.3%
成年後見人等	-	-	-	18	-	-	-	-	0.4%	-
その他	212	315	230	178	-52	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	-1.2%
不明	80	90	51	40	-11	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	-0.2%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	212	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度：3260件

平成25年度：4635件

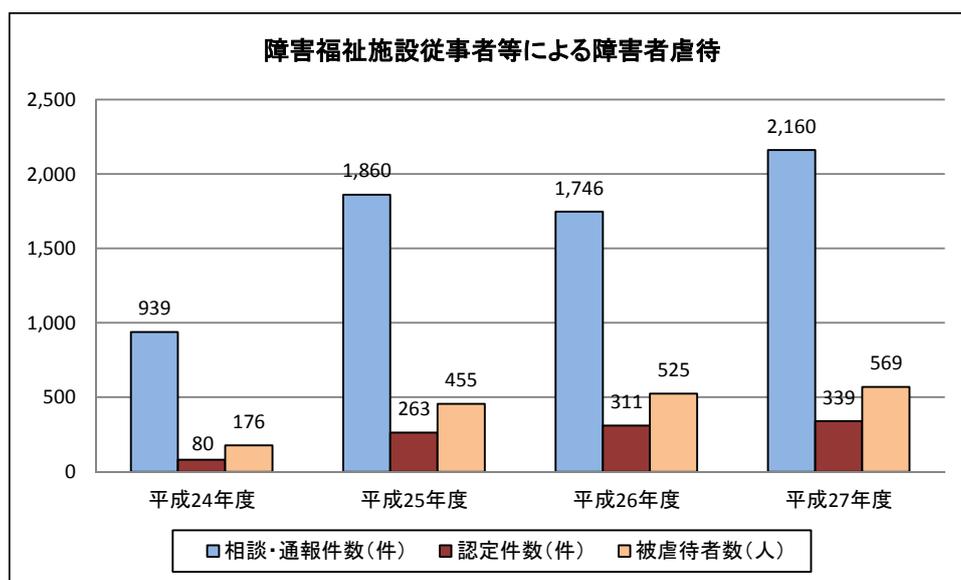
平成26年度：4458件

平成27年度：4450件

## 2. 障害福祉施設従事者による障害者虐待

### (1) 相談通報件数、虐待認定件数、被虐待者数等の推移

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160
認定件数(件)	80	263	311	339
被虐待者数(人)	176	455	525	569



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待認定件数の推移

	施設従事者虐待:相談・通報対応件数				26年、27年の比較		施設従事者虐待:認定件数				26年、27年の比較	
	24年度	25年度	26年度	27年度	増減数	増減率	24年度	25年度	26年度	27年度	増減数	増減率
北海道	39	80	71	121	50	170%	2	7	9	12	3	133%
青森県	17	23	23	25	2	109%	0	3	3	5	2	167%
岩手県	4	14	4	17	13	425%	1	0	0	1	1	-
宮城県	12	19	35	33	-2	94%	3	4	9	6	-3	67%
秋田県	5	4	11	13	2	118%	1	1	2	1	-1	50%
山形県	7	7	12	12	0	100%	0	1	5	2	-3	40%
福島県	3	6	13	17	4	131%	1	1	2	3	1	150%
茨城県	13	15	22	24	2	109%	2	1	3	2	-1	67%
栃木県	9	11	7	21	14	300%	2	1	0	4	4	-
群馬県	15	14	33	45	12	136%	2	6	10	9	-1	90%
埼玉県	23	34	49	47	-2	96%	3	3	9	14	5	156%
千葉県	37	104	77	83	6	108%	3	19	20	16	-4	80%
東京都	85	169	197	221	24	112%	7	17	26	26	0	100%
神奈川県	103	388	201	158	-43	79%	8	29	15	16	1	107%
新潟県	7	10	5	15	10	300%	0	0	1	3	2	300%
富山県	2	2	10	5	-5	50%	0	0	1	2	1	200%
石川県	8	16	20	36	16	180%	2	2	2	3	1	150%
福井県	12	24	8	24	16	300%	0	8	5	7	2	140%
山梨県	7	18	11	23	12	209%	0	3	1	3	2	300%
長野県	25	32	37	32	-5	86%	3	7	6	7	1	117%
岐阜県	8	10	21	24	3	114%	0	1	0	1	1	-
静岡県	19	38	32	27	-5	84%	3	13	7	9	2	129%
愛知県	31	79	75	99	24	132%	5	15	16	18	2	113%
三重県	19	33	27	44	17	163%	1	5	4	4	0	100%
滋賀県	23	17	35	69	34	197%	1	5	9	18	9	200%
京都府	18	26	23	34	11	148%	4	4	9	6	-3	67%
大阪府	89	152	147	221	74	150%	5	22	27	45	18	167%
兵庫県	44	63	93	101	8	109%	3	9	18	11	-7	61%
奈良県	9	12	14	21	7	150%	1	2	2	4	2	200%
和歌山県	11	9	22	19	-3	86%	2	3	5	3	-2	60%
鳥取県	10	11	21	26	5	124%	1	4	2	4	2	200%
島根県	9	20	21	23	2	110%	1	5	9	6	-3	67%
岡山県	20	39	25	34	9	136%	3	4	5	5	0	100%
広島県	29	57	37	51	14	138%	1	10	9	7	-2	78%
山口県	9	23	10	28	18	280%	0	4	1	3	2	300%
徳島県	11	17	28	13	-15	46%	0	0	5	0	-5	0%
香川県	7	17	22	9	-13	41%	0	1	1	5	4	500%
愛媛県	10	21	9	15	6	167%	0	3	1	3	2	300%
高知県	8	9	7	20	13	286%	0	3	1	13	12	1300%
福岡県	32	60	73	90	17	123%	1	4	7	6	-1	86%
佐賀県	12	21	15	26	11	173%	1	4	5	1	-4	20%
長崎県	21	21	38	36	-2	95%	0	6	14	5	-9	36%
熊本県	14	29	24	39	15	163%	2	7	5	7	2	140%
大分県	11	16	14	40	26	286%	1	0	1	2	1	200%
宮崎県	12	15	15	26	11	173%	2	5	10	5	-5	50%
鹿児島県	11	32	28	32	4	114%	2	7	1	4	3	400%
沖縄県	9	23	24	21	-3	88%	0	4	8	2	-6	25%
合計	939	1,860	1,746	2,160	-	-	80	263	311	339	-	-

増加(件数)	
1	大阪府 74
2	北海道 50
3	滋賀県 34
3	大分県 26
5	東京都 24

減少(件数)	
1	神奈川県 -43
2	徳島県 -15
2	香川県 -13
4	長野県 -5
5	富山県 -5

増加(件数)	
1	大阪府 18
2	高知県 12
3	滋賀県 9
4	栃木県 4
4	香川県 4

減少(件数)	
1	長崎県 -9
2	兵庫県 -7
3	沖縄県 -6
4	徳島県 -5
4	宮崎県 -5

## (3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

	件数					構成割合				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)
本人による届出	279	613	413	494	81	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	-0.8%
家族・親族	169	306	259	339	80	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	0.9%
近隣住民・知人	55	90	96	113	17	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	-0.3%
民生委員	2	1	2	4	2	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%
医療機関関係者	8	18	16	25	9	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.2%
教職員	2	4	3	10	7	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	11.3%	8.4%	11.6%	-	-
相談支援専門員	-	-	-	140	-	-	-	-	6.5%	-
他の施設・事業所の職員	-	-	-	81	-	-	-	-	3.8%	-
当該施設・事業所職員	142	217	238	351	113	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	2.6%
当該施設・事業所元職員	48	75	79	95	16	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	-0.1%
当該施設・事業所設置者・管理者	15	96	151	162	11	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	-1.1%
当該施設・事業所利用者	-	-	-	30	-	-	-	-	1.4%	-
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	-	-	-	3	-	-	-	-	0.1%	-
当該市町村行政職員	-	-	-	81	-	-	-	-	3.8%	-
警察	21	17	19	25	6	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.1%
運営適正化委員会	6	9	12	8	-4	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	-0.3%
居宅サービス事業等従事者等	-	-	3	10	7	-	-	0.2%	0.5%	0.3%
成年後見人等	-	-	-	8	-	-	-	-	0.4%	-
その他	96	153	161	183	22	10.2%	8.2%	9.2%	8.5%	-0.7%
不明(匿名を含む)	64	191	187	149	-38	6.8%	10.3%	10.7%	6.9%	-3.8%
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	469	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度:939件

平成25年度:1860件

平成26年度:1746件

平成27年度:2160件

(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待認定件数の推移

①施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待認定件数の推移

	件数					構成割合				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)
障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)	18	71	76	88	12	22.5%	27.0%	24.4%	26.0%	1.5%
居宅介護	1	2	12	9	-3	1.3%	0.8%	3.9%	2.7%	-1.2%
重度訪問介護	0	2	1	3	2	0.0%	0.8%	0.3%	0.9%	0.6%
同行援護	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
行動援護	0	1	0	0	0	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	2	2	7	1	-6	2.5%	0.8%	2.3%	0.3%	-2.0%
生活介護	9	36	40	43	3	11.3%	13.7%	12.9%	12.7%	-0.2%
短期入所	2	5	13	11	-2	2.5%	1.9%	4.2%	3.2%	-0.9%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練	0	1	3	1	-2	0.0%	0.4%	1.0%	0.3%	-0.7%
就労移行支援	1	4	4	5	1	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%	0.2%
就労継続支援A型	7	16	22	23	1	8.8%	6.1%	7.1%	6.8%	-0.3%
就労継続支援B型	20	51	45	49	4	25.0%	19.4%	14.5%	14.5%	0.0%
共同生活介護	10	35	-	-	-	12.5%	13.3%	-	-	-
共同生活援助	4	10	45	63	18	5.0%	3.8%	14.5%	18.6%	4.1%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0	0	1	1	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%
移動支援事業	0	3	3	2	-1	0.0%	1.1%	1.0%	0.6%	-0.4%
地域活動支援センターを運営する事業	3	6	6	2	-4	3.8%	2.3%	1.9%	0.6%	-1.3%
福祉ホームを運営する事業	1	0	1	0	-1	1.3%	0.0%	0.3%	0.0%	-0.3%
児童発達支援	1	3	2	2	0	1.3%	1.1%	0.6%	0.6%	-0.1%
医療型児童発達支援	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%
放課後等デイサービス	1	15	30	35	5	1.3%	5.7%	9.6%	10.3%	0.7%
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童相談支援事業(障害児相談支援事業)	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	80	263	311	339	28	-	-	-	-	-

※構成割合は、認定件数に対するもの。

平成24年度: 80件  
 平成25年度: 263件  
 平成26年度: 311件  
 平成27年度: 339件

## ②施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待認定施設の割合（発生率）

	施設・事業所数(各年度末時点)					虐待認定施設の割合				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)
障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)	-	2,621	2,615	2,608	-7	-	2.71%	2.91%	3.37%	0.47%
居宅介護	-	17,981	18,586	19,273	687	-	0.01%	0.06%	0.05%	-0.02%
重度訪問介護	-	6,261	6,590	7,002	412	-	0.03%	0.02%	0.04%	0.03%
同行援護	-	5,579	5,723	6,070	347	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
行動援護	-	1,331	1,456	1,521	65	-	0.08%	0.00%	0.00%	0.00%
療養介護	-	239	242	245	3	-	0.84%	2.89%	0.41%	-2.48%
生活介護	-	8,492	8,919	9,351	432	-	0.42%	0.45%	0.46%	0.01%
短期入所	-	3,742	3,974	4,199	225	-	0.13%	0.33%	0.26%	-0.07%
重度障害者等包括支援	-	9	9	9	0	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
自立訓練	-	1,319	1,340	1,358	18	-	0.08%	0.22%	0.07%	-0.15%
就労移行支援	-	2,756	2,971	3,120	149	-	0.15%	0.13%	0.16%	0.03%
就労継続支援A型	-	2,131	2,769	3,205	436	-	0.75%	0.79%	0.72%	-0.08%
就労継続支援B型	-	8,647	9,312	10,102	790	-	0.59%	0.48%	0.49%	0.00%
共同生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同生活援助	-	6,295	6,686	7,008	322	-	0.16%	0.67%	0.90%	0.23%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移動支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域活動支援センターを運営する事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福祉ホームを運営する事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童発達支援	-	2,608	3,100	3,820	720	-	0.12%	0.06%	0.05%	-0.01%
医療型児童発達支援	-	100	99	97	-2	-	0.00%	0.00%	1.03%	1.03%
放課後等デイサービス	-	4,595	6,117	8,352	2,235	-	0.33%	0.49%	0.42%	-0.07%
保育所等訪問支援	-	207	261	344	83	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
児童相談支援事業(障害児相談支援事業)	-	1,696	2,789	3,514	725	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

※虐待認定施設の割合は、各年度末の各施設・事業所数に対するもの。

## (5) 職種別にみた虐待者数の推移

	件数					構成割合				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)
サービス管理責任者	10	19	27	24	-3	11.5%	5.8%	7.5%	5.8%	-1.7%
管理者	11	31	36	45	9	12.6%	9.5%	10.1%	10.9%	0.9%
設置者・経営者	9	20	17	17	0	10.3%	6.2%	4.7%	4.1%	-0.6%
医師	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
看護職員	6	1	5	6	1	6.9%	0.3%	1.4%	1.5%	0.1%
生活支援員	27	142	164	183	19	31.0%	43.7%	45.8%	44.5%	-1.3%
理学療法士	0	1	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
作業療法士	0	0	1	0	-1	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	-0.3%
言語聴覚士	0	0	1	0	-1	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	-0.3%
職業指導員	3	16	17	15	-2	3.4%	4.9%	4.7%	3.6%	-
就労支援員	1	2	3	6	3	1.1%	0.6%	0.8%	1.5%	0.6%
サービス提供責任者	0	2	0	2	2	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	0.5%
世話人	4	16	19	31	12	4.6%	4.9%	5.3%	7.5%	2.2%
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
相談支援専門員	0	0	0	3	3	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%
介護福祉士	0	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-
地域移行支援員	-	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指導員	4	7	10	28	18	4.6%	2.2%	2.8%	6.8%	4.0%
保育士	0	1	4	2	-2	0.0%	0.3%	1.1%	0.5%	-0.6%
児童発達支援管理責任者	0	3	1	8	7	0.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.7%
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
児童指導員	0	3	2	1	-1	0.0%	0.9%	0.6%	0.2%	-0.3%
栄養士	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
調理員	0	1	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
訪問支援員	0	3	0	4	4	-	-	-	1.0%	-
居宅介護従業者(居宅介護従事者)	1	0	5	4	-1	1.1%	0.0%	1.4%	1.0%	-0.4%
重度訪問介護従業者(重度訪問介護従事者)	0	2	0	2	2	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	0.5%
行動援護従業者(行動援護従事者)	0	1	0	1	1	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	0.2%
同行援護従業者	-	-	-	0	-	-	-	-	0.0%	-
その他従事者	11	53	46	25	-21	12.6%	16.3%	12.8%	6.1%	-6.8%
不明	-	-	-	3	-	-	-	-	0.7%	-
合計	87	325	358	411	53	-	-	-	-	-

※構成割合は、被虐待者が特定された人数に対するもの。

平成24年度:87人

平成25年度:325人

平成26年度:358人

平成27年度:411人

(6) 虐待認定施設・事業所に対する指導等の状況

①市区町村による指導等の実施状況（経年推移）

(件数)

		24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	44
	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	29
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	59

②障害者総合支援等の規定による権限行使等（経年比較）

(件数)

		24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	56	151	188	180	-8
	改善勧告	10	25	33	60	27
	公表	0	0	0	2	2
	改善命令	0	0	6	0	-6
	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	-4
	指定取消	0	0	0	3	3
	合計	66	180	235	249	
都道府県・指定・中核市等による指導	一般指導	52	162	163	211	48

③当該施設等における改善措置の取組状況（経年比較、複数回答）

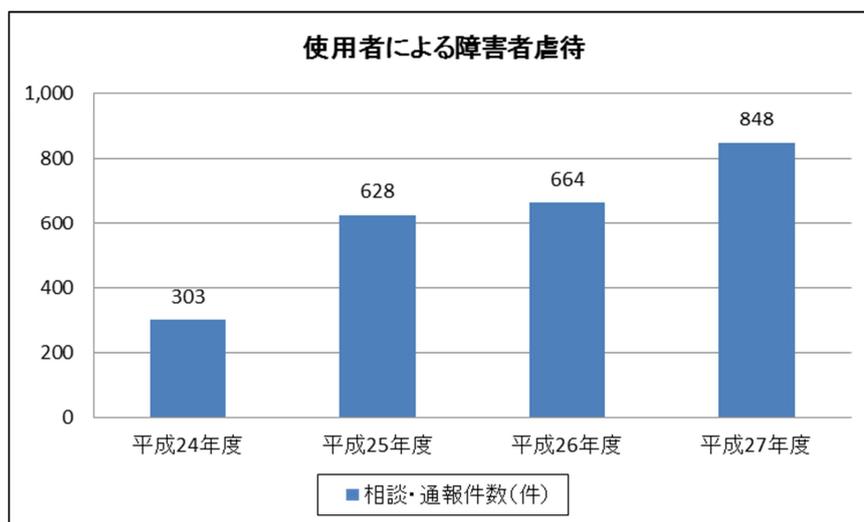
(件数)

		24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)
当該施設等における改善措置	施設・事業所等からの改善計画の提出	54	216	250	319	69
	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	2

### 3. 使用者による障害者虐待

#### (1) 相談・通報件数の推移

使用者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談・通報件数(件)	303	628	664	848



#### (2) 相談・通報・届出者の経年比較 (複数回答)

	件数					構成割合				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度-26年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度-26年度)
本人による届出	145	302	232	305	73	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	1.0%
家族・親族	48	83	89	89	0	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	-2.9%
近隣住民・知人	31	22	22	20	-2	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	-1.0%
民生委員	2	1	1	1	0	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%
医療機関関係者	3	2	4	3	-1	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	-0.2%
教職員	1	6	3	1	-2	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	-0.3%
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	36	63	77	77	0	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	-2.5%
職場の同僚	20	24	18	32	14	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	1.1%
当該事業所管理者	2	2	7	6	-1	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	-0.3%
警察	4	5	3	11	8	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.8%
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	14	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	-1.2%
居宅サービス事業等従事者等	-	-	1	2	1	-	-	0.3%	0.2%	-0.1%
その他	39	129	199	290	91	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	-29.8%
不明	23	24	22	24	2	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	-4.2%
合計	361	677	692	889	197	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度: 303件

平成25年度: 628件

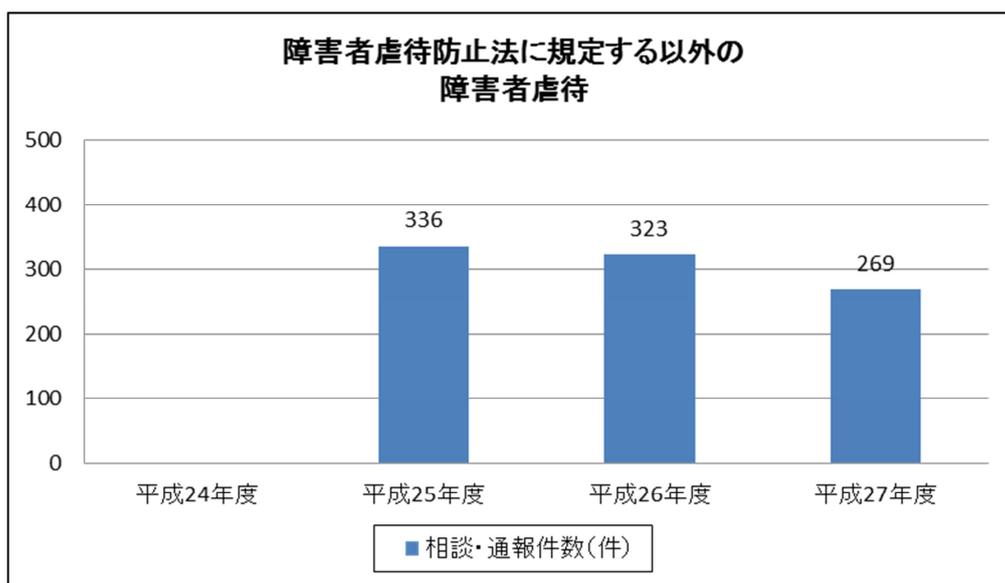
平成26年度: 664件

平成27年度: 848件

#### 4. 法に規定する以外の虐待

##### (1) 相談・通報件数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談・通報件数(件)	-	336	323	269



##### (2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移

	件数					構成割合				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度-26年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度-26年度)
保育所等	-	8	2	1	-1	-	2.4%	0.6%	0.4%	-0.2%
学校	-	40	30	19	-11	-	11.9%	9.3%	7.1%	-2.2%
医療機関	-	88	80	80	0	-	26.2%	24.8%	29.7%	5.0%
官公署	-	37	40	36	-4	-	11.0%	12.4%	13.4%	1.0%
その他	-	145	152	114	-38	-	43.2%	47.1%	42.4%	-4.7%
不明	-	18	19	19	0	-	5.4%	5.9%	7.1%	1.2%
合計	0	336	323	269	-54	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成25年度: 336件

平成26年度: 323件

平成27年度: 269件

## (3) 相談の対応状況（経年比較）

	件数				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度-26年度)
該当機関に引き継いだ事例	-	109	101	99	-2
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	-	5	3	1	-2
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	-	26	23	11	-12
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	-	25	18	31	13
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	-	17	23	22	-1
その他	-	36	34	34	0
該当機関に引き継いでいない事例	-	227	222	170	-52
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	-	78	66	47	-19
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不用と判断した事例	-	111	128	90	-38
その他	-	38	28	33	5
合計	0	336	323	269	-54

	構成割合				
	24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度-26年度)
該当機関に引き継いだ事例	-	32.4%	31.3%	36.8%	5.5%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	-	4.6%	3.0%	1.0%	-2.0%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	-	23.9%	22.8%	11.1%	-11.7%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	-	22.9%	17.8%	31.3%	13.5%
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	-	15.6%	22.8%	22.2%	-0.6%
その他	-	33.0%	33.7%	34.3%	0.7%
該当機関に引き継いでいない事例	-	67.6%	68.7%	63.2%	-5.5%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	-	34.4%	29.7%	27.6%	-2.1%
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不用と判断した事例	-	48.9%	57.7%	52.9%	-4.7%
その他	-	16.7%	12.6%	19.4%	6.8%
合計	0	100.0%	100.0%	100.0%	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成25年度：336件

平成26年度：323件

平成27年度：269件

## 5. 体制整備状況

### (1) 市区町村

#### 【市区町村：障害者虐待防止センターの設置状況】

		24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	-8
		構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	-0.5%
	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	9
		構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	0.5%
	直営と委託の両方	市町村数	182	217	213	212	-1
		構成割合	10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	0.0%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度、平成27年度の母数は1,737。

#### 【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

		24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,509	1,326	1,441	1,434	-7	
	構成割合	86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	-0.4%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	493	522	592	576	-16	
	構成割合	28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	-0.9%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,250	1,235	1,256	1,253	-3	
	構成割合	71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	-0.2%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,118	986	898	895	-3	
	構成割合	64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	-0.2%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	980	952	937	948	11	
	構成割合	56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	0.7%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	—	524	568	629	61	
	構成割合	—	30.1%	32.7%	36.2%	3.5%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数	770	833	879	918	39	
	構成割合	44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	2.2%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	751	830	879	905	26	
	構成割合	43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	1.5%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	—	548	645	667	22
		構成割合	—	31.5%	37.1%	38.4%	1.3%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	—	365	423	474	51
		構成割合	—	21.0%	24.4%	27.3%	2.9%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	549	550	550	535	-15	
	構成割合	31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	-0.9%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	800	799	789	776	-13	
	構成割合	46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	-0.7%	
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	779	848	917	69	
	構成割合	37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	4.0%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	708	—	—	—	—	
	構成割合	40.7%	—	—	—	—	
	マニュアルの作成	市町村数	—	549	586	621	35
		構成割合	—	31.6%	33.7%	35.8%	2.1%
	業務指針の作成	市町村数	—	366	370	389	19
		構成割合	—	21.1%	21.3%	22.4%	1.1%
	対応フロー図の作成	市町村数	—	639	662	717	55
		構成割合	—	36.8%	38.1%	41.3%	3.2%
事例集の作成	市町村数	—	68	85	110	25	
	構成割合	—	3.9%	4.9%	6.3%	1.4%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	548	591	651	704	53	
	構成割合	31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	3.0%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	397	432	465	33
		構成割合	—	22.8%	24.9%	26.8%	1.9%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	365	406	447	41
		構成割合	—	21.0%	23.4%	25.7%	2.3%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	267	312	344	32
		構成割合	—	15.4%	18.0%	19.8%	1.8%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	271	309	361	52
		構成割合	—	15.6%	17.8%	20.8%	3.0%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	577	607	715	752	37	
	構成割合	33.2%	34.9%	41.2%	43.3%	2.1%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度、平成27年度の母数は1,737。

(2) 都道府県

【都道府県：障害者権利擁護センターの設置状況】

		24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	
障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	都道府県数	29	31	30	30	0
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	0.0%
	委託のみ	都道府県数	9	8	11	10	-1
		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	-2.1%
	直営と委託の両方	都道府県数	9	8	6	7	1
		構成割合	19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	2.1%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

		24年度	25年度	26年度	27年度	差(27年度 -26年度)	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	0	
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	0.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	0	
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	0.0%	
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	0	
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	0.0%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	0	
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	0.0%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	1	
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	2.1%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	5	
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	10.6%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	36	33	33	35	2	
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	4.3%	
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	30	28	30	2	
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	4.2%	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	-2	
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	-4.3%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	19	19	20	1	
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	2.2%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	0	
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	0.0%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	1	
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	2.1%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	1	
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	2.1%	
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	—	24	27	29	2
		構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	4.3%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	—	23	23	24	1
		構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	2.2%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数		30	—	—	—	—
	構成割合		63.8%	—	—	—	—
	マニュアルの作成	都道府県数	—	22	25	25	0
		構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	0.0%
	業務指針の作成	都道府県数	—	17	16	17	1
		構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	2.2%
	対応フロー図の作成	都道府県数	—	31	29	28	-1
		構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	-2.1%
事例集の作成	都道府県数	—	7	9	13	4	
	構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	8.6%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	3	
	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	6.3%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	13	1
		構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	2.2%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	15	14	15	1
		構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	2.1%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	13	12	14	2
		構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	4.3%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	10	10	12	2	
	構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	4.2%	

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

参考資料2 施設従事者による障害者虐待（平成27年度） クロス集計結果

1. 施設・事業所種別にみた施設従事者による障害者虐待の類型

事業所種別	虐待件数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	339件 100.0%	197件 58.1%	48件 14.2%	139件 41.0%	18件 5.3%	26件 7.7%
障害者支援施設	88件 100.0%	71件 80.7%	7件 8.0%	27件 30.7%	3件 3.4%	3件 3.4%
居宅介護	9件 100.0%	4件 44.4%	2件 22.2%	3件 33.3%	1件 11.1%	1件 11.1%
重度訪問介護	3件 100.0%	2件 66.7%	0件 0.0%	1件 33.3%	0件 0.0%	0件 0.0%
療養介護	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
生活介護	43件 100.0%	31件 72.1%	4件 9.3%	14件 32.6%	2件 4.7%	2件 4.7%
短期入所	11件 100.0%	6件 54.5%	2件 18.2%	3件 27.3%	2件 18.2%	0件 0.0%
自立訓練	1件 100.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労移行支援	5件 100.0%	1件 20.0%	1件 20.0%	3件 60.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労継続支援A型	23件 100.0%	6件 26.1%	4件 17.4%	14件 60.9%	1件 4.3%	4件 17.4%
就労継続支援B型	49件 100.0%	12件 24.5%	17件 34.7%	25件 51.0%	0件 0.0%	5件 10.2%
共同生活援助	63件 100.0%	29件 46.0%	8件 12.7%	28件 44.4%	7件 11.1%	11件 17.5%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%
移動支援事業	2件 100.0%	1件 50.0%	1件 50.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
地域活動支援センターを営む事業	2件 100.0%	2件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
児童発達支援	2件 100.0%	2件 100.0%	0件 0.0%	2件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
医療型児童発達支援	1件 100.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
放課後等デイサービス	35件 100.0%	28件 80.0%	2件 5.7%	18件 51.4%	1件 2.9%	0件 0.0%

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

参考 被虐待者の障害種別(重複あり)	計	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	339件 100.0%	197件 58.1%	48件 14.2%	139件 41.0%	18件 5.3%	26件 7.7%
身体障害	99件 100.0%	43件 43.4%	5件 5.1%	38件 38.4%	7件 7.1%	6件 6.1%
知的障害	340件 100.0%	172件 50.6%	35件 10.3%	102件 30.0%	14件 4.1%	17件 5.0%
精神障害(発達障害を除く)	53件 100.0%	11件 20.8%	12件 22.6%	22件 41.5%	5件 9.4%	3件 5.7%
発達障害	18件 100.0%	7件 38.9%	2件 11.1%	7件 38.9%	1件 5.6%	1件 5.6%
不明	7件 100.0%	4件 57.1%	0件 0.0%	3件 42.9%	0件 0.0%	0件 0.0%

※被虐待者に複数の障害がある場合は該当する障害種別すべてに計上しているため、全体の件数とは一致しない

## 2. 施設・事業所種別にみた被虐待者の属性

### (1) 性別、年代

	計	性別		年代							
		男性	女性	中学生以下	15~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	569	378	191	69	30	108	132	114	51	53	12
	100.0%	66.4%	33.6%	12.1%	5.3%	19.0%	23.2%	20.0%	9.0%	9.3%	2.1%
障害者支援施設	200	147	53	0	3	18	61	54	26	32	6
	100.0%	73.5%	26.5%	0.0%	1.5%	9.0%	30.5%	27.0%	13.0%	16.0%	3.0%
居宅介護	9	6	3	0	2	2	0	2	3	0	0
	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	22.2%	22.2%	0.0%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%
重度訪問介護	3	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0
	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
生活介護	73	54	19	0	2	23	25	14	3	3	3
	100.0%	74.0%	26.0%	0.0%	2.7%	31.5%	34.2%	19.2%	4.1%	4.1%	4.1%
短期入所	17	14	3	5	4	2	0	3	2	1	0
	100.0%	82.4%	17.6%	29.4%	23.5%	11.8%	0.0%	17.6%	11.8%	5.9%	0.0%
自立訓練	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	5	3	2	0	0	3	1	1	0	0	0
	100.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	31	15	16	0	0	12	6	8	3	2	0
	100.0%	48.4%	51.6%	0.0%	0.0%	38.7%	19.4%	25.8%	9.7%	6.5%	0.0%
就労継続支援B型	56	25	31	0	2	26	12	7	5	3	1
	100.0%	44.6%	55.4%	0.0%	3.6%	46.4%	21.4%	12.5%	8.9%	5.4%	1.8%
共同生活援助	95	46	49	0	7	20	25	22	9	12	0
	100.0%	48.4%	51.6%	0.0%	7.4%	21.1%	26.3%	23.2%	9.5%	12.6%	0.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを営 営する事業	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療型児童発達支援	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	71	60	11	60	9	0	0	0	0	0	2
	100.0%	84.5%	15.5%	84.5%	12.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

※複数の被虐待者がいる場合は、それぞれに計上しているため、全体の合計値と一致しない。

	計	性別		年代							
		男性	女性	中学生以下	15~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	569	378	191	69	30	108	132	114	51	53	12
	100.0%	66.4%	33.6%	12.1%	5.3%	19.0%	23.2%	20.0%	9.0%	9.3%	2.1%
身体障害	143	99	44	21	8	21	24	31	17	15	6
	100.0%	69.2%	30.8%	14.7%	5.6%	14.7%	16.8%	21.7%	11.9%	10.5%	4.2%
知的障害	493	332	161	61	29	101	124	92	38	46	2
	100.0%	67.3%	32.7%	12.4%	5.9%	20.5%	25.2%	18.7%	7.7%	9.3%	0.4%
精神障害(発達障害を除く)	81	50	31	7	7	14	13	18	14	8	0
	100.0%	61.7%	38.3%	8.6%	8.6%	17.3%	16.0%	22.2%	17.3%	9.9%	0.0%
発達障害	31	26	5	23	4	1	1	2	0	0	0
	100.0%	83.9%	16.1%	74.2%	12.9%	3.2%	3.2%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	10	9	1	6	0	0	0	0	0	0	4
	100.0%	90.0%	10.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%

※被虐待者に複数の障害がある場合は該当する障害種別すべてに計上しているため、全体の件数とは一致しない

(2) 障害支援区分認定状況

事業所種別	(人)								
	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	569 100.0%	7 1.2%	31 5.4%	53 9.3%	80 14.1%	92 16.2%	138 24.3%	117 20.6%	51 9.0%
障害者支援施設	200 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 5.0%	27 13.5%	58 29.0%	94 47.0%	1 0.5%	10 5.0%
居宅介護	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	3 33.3%	3 33.3%	0 0.0%	1 11.1%
重度訪問介護	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	73 100.0%	0 0.0%	1 1.4%	1 1.4%	18 24.7%	15 20.5%	22 30.1%	1 1.4%	15 20.5%
短期入所	17 100.0%	1 5.9%	1 5.9%	2 11.8%	1 5.9%	3 17.6%	5 29.4%	4 23.5%	0 0.0%
自立訓練	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	5 100.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%
就労継続支援A型	31 100.0%	2 6.5%	4 12.9%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 67.7%	3 9.7%
就労継続支援B型	56 100.0%	1 1.8%	10 17.9%	11 19.6%	6 10.7%	3 5.4%	0 0.0%	18 32.1%	7 12.5%
共同生活援助	95 100.0%	2 2.1%	13 13.7%	23 24.2%	25 26.3%	8 8.4%	12 12.6%	7 7.4%	5 5.3%
一般相談支援事業所及び特定 相談支援事業所	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを運営 する事業	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
児童発達支援	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%
医療型児童発達支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	71 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.8%	59 83.1%	9 12.7%

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

※複数の被虐待者がいる場合は、それぞれに計上しているため、全体の合計値と一致しない。

参考 被虐待者の障害種別(重複あり)

	(人)								
	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	569 100.0%	7 1.2%	31 5.4%	53 9.3%	80 14.1%	92 16.2%	138 24.3%	117 20.6%	51 9.0%
身体障害	143 100.0%	1 0.7%	5 3.5%	8 5.6%	9 6.3%	26 18.2%	47 32.9%	36 25.2%	11 7.7%
知的障害	493 100.0%	6 1.2%	25 5.1%	45 9.1%	78 15.8%	81 16.4%	126 25.6%	98 19.9%	34 6.9%
精神障害(発達障害を除く)	81 100.0%	1 1.2%	10 12.3%	13 16.0%	12 14.8%	3 3.7%	11 13.6%	25 30.9%	6 7.4%
発達障害	31 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	1 3.2%	2 6.5%	25 80.6%	2 6.5%
不明	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 40.0%	6 60.0%

※被虐待者に複数の障害がある場合は該当する障害種別すべてに計上しているため、全体の件数とは一致しない

(3) 障害の種類

事業所種別	(人)							
	計	障害の種類						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害 を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	569 100.0%	95 16.7%	474 83.3%	50 8.8%	13 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 1.1%
障害者支援施設	200 100.0%	37 18.5%	182 91.0%	4 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
居宅介護	9 100.0%	6 66.7%	1 11.1%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	3 100.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	73 100.0%	15 20.5%	63 86.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.1%
短期入所	17 100.0%	3 17.6%	13 76.5%	3 17.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	5 100.0%	0 0.0%	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	31 100.0%	6 19.4%	19 61.3%	8 25.8%	2 6.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援B型	56 100.0%	3 5.4%	43 76.8%	13 23.2%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	95 100.0%	11 11.6%	84 88.4%	13 13.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
一般相談支援事業所及び特定 相談支援事業所	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	2 100.0%	1 50.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営 する事業	2 100.0%	1 50.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
医療型児童発達支援	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	71 100.0%	6 8.5%	57 80.3%	4 5.6%	9 12.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.2%

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

※複数の被虐待者がいる場合は、それぞれに計上しているため、全体の合計値と一致しない。

(4) 行動障害の有無

事業所種別		(人)				
	計	行動障害の有無				
		強い行動障害がある (区分3、行動関連 項目10点以上)	認定調査を受けては いないが、①と同程度 の行動障害がある	行動障害がある (①、②に該当しない 程度の行動障害)	行動障害が ない	行動障害の有 無が不明
全体	569 100.0%	99 17.4%	18 3.2%	47 8.3%	193 33.9%	212 37.3%
障害者支援施設	200 100.0%	59 29.5%	3 1.5%	10 5.0%	65 32.5%	63 31.5%
居宅介護	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	5 55.6%	3 33.3%
重度訪問介護	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%
生活介護	73 100.0%	26 35.6%	0 0.0%	8 11.0%	11 15.1%	28 38.4%
短期入所	17 100.0%	2 11.8%	0 0.0%	2 11.8%	3 17.6%	10 58.8%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
就労移行支援	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	3 60.0%
就労継続支援A型	31 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	19 61.3%	12 38.7%
就労継続支援B型	56 100.0%	1 1.8%	0 0.0%	3 5.4%	25 44.6%	27 48.2%
共同生活援助	95 100.0%	7 7.4%	0 0.0%	8 8.4%	49 51.6%	31 32.6%
一般相談支援事業所及び特定 相談支援事業所	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
移動支援事業	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%
地域活動支援センターを運営 する事業	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
児童発達支援	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
医療型児童発達支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
放課後等デイサービス	71 100.0%	4 5.6%	15 21.1%	15 21.1%	12 16.9%	25 35.2%

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

※複数の被虐待者がいる場合は、それぞれに計上しているため、全体の合計値と一致しない。

参考 被虐待者の障害種別 (重複あり)		(人)				
	計	行動障害の有無				
		強い行動障害がある (区分3、行動関連 項目10点以上)	認定調査を受けては いないが、①と同程度 の行動障害がある	行動障害がある (①、②に該当しない 程度の行動障害)	行動障害が ない	行動障害の有 無が不明
全体	569 100.0%	99 17.4%	18 3.2%	47 8.3%	193 33.9%	212 37.3%
身体障害	143 100.0%	25 17.5%	6 4.2%	13 9.1%	48 33.6%	51 35.7%
知的障害	493 100.0%	97 19.7%	18 3.7%	41 8.3%	158 32.0%	179 36.3%
精神障害(発達障害を除く)	81 100.0%	8 9.9%	0 0.0%	7 8.6%	45 55.6%	21 25.9%
発達障害	31 100.0%	2 6.5%	11 35.5%	7 22.6%	7 22.6%	4 12.9%
不明	10 100.0%	0 0.0%	3 30.0%	1 10.0%	1 10.0%	5 50.0%

※被虐待者に複数の障害がある場合は該当する障害種別すべてに計上しているため、全体の件数とは一致しない

### 3. 施設・事業所種別にみた虐待者の属性

#### (1) 性別、年代

	計	性別		年代					
		男性	女性	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明
全体	411 100.0%	290 70.6%	121 29.4%	61 14.8%	59 14.4%	82 20.0%	74 18.0%	84 20.4%	51 12.4%
障害者支援施設	121 100.0%	87 71.9%	34 28.1%	27 22.3%	19 15.7%	24 19.8%	27 22.3%	17 14.0%	7 5.8%
居宅介護	11 100.0%	7 63.6%	4 36.4%	1 9.1%	2 18.2%	3 27.3%	1 9.1%	0 0.0%	4 36.4%
重度訪問介護	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
生活介護	51 100.0%	38 74.5%	13 25.5%	6 11.8%	11 21.6%	15 29.4%	7 13.7%	7 13.7%	5 9.8%
短期入所	15 100.0%	10 66.7%	5 33.3%	1 6.7%	0 0.0%	2 13.3%	3 20.0%	2 13.3%	7 46.7%
自立訓練	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	8 100.0%	5 62.5%	3 37.5%	2 25.0%	0 0.0%	3 37.5%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%
就労継続支援A型	24 100.0%	17 70.8%	7 29.2%	3 12.5%	0 0.0%	3 12.5%	9 37.5%	3 12.5%	6 25.0%
就労継続支援B型	59 100.0%	40 67.8%	19 32.2%	5 8.5%	10 16.9%	8 13.6%	5 8.5%	19 32.2%	12 20.3%
共同生活援助	69 100.0%	43 62.3%	26 37.7%	5 7.2%	8 11.6%	15 21.7%	10 14.5%	29 42.0%	2 2.9%
移動支援事業	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	3 100.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
医療型児童発達支援	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	42 100.0%	33 78.6%	9 21.4%	8 19.0%	7 16.7%	8 19.0%	9 21.4%	5 11.9%	5 11.9%

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

※複数の虐待者がいる場合は、それぞれに計上しているため、全体の合計値と一致しない。

	計	性別		年代					
		男性	女性	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明
全体	411 100.0%	290 70.6%	121 29.4%	61 14.8%	59 14.4%	82 20.0%	74 18.0%	84 20.4%	51 12.4%
身体障害	100 100.0%	67 67.0%	33 33.0%	24 24.0%	13 13.0%	23 23.0%	17 17.0%	15 15.0%	8 8.0%
知的障害	334 100.0%	235 70.4%	99 29.6%	53 15.9%	48 14.4%	65 19.5%	65 19.5%	68 20.4%	35 10.5%
精神障害(発達障害を除く)	52 100.0%	38 73.1%	14 26.9%	3 5.8%	8 15.4%	8 15.4%	8 15.4%	15 28.8%	10 19.2%
発達障害	15 100.0%	11 73.3%	4 26.7%	2 13.3%	1 6.7%	6 40.0%	1 6.7%	2 13.3%	3 20.0%
不明	3 100.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%

※被虐待者に複数の障害がある場合は該当する障害種別すべてに計上しているため、全体の件数とは一致しない

(2) 職種・職位

事業所種別	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	411 100.0%	24 5.8%	45 10.9%	17 4.1%	6 1.5%	183 44.5%	15 3.6%	6 1.5%	2 0.5%	31 7.5%	3 0.7%
障害者支援施設	121 100.0%	4 3.3%	7 5.8%	0 0.0%	5 4.1%	92 76.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	2 1.7%
居宅介護	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	51 100.0%	2 3.9%	5 9.8%	0 0.0%	1 2.0%	38 74.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
短期入所	15 100.0%	0 0.0%	2 13.3%	0 0.0%	0 0.0%	13 86.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	8 100.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	24 100.0%	3 12.5%	7 29.2%	4 16.7%	0 0.0%	3 12.5%	2 8.3%	2 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援B型	59 100.0%	2 3.4%	10 16.9%	5 8.5%	0 0.0%	19 32.2%	11 18.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	69 100.0%	10 14.5%	6 8.7%	5 7.2%	0 0.0%	15 21.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	30 43.5%	0 0.0%
移動支援事業	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	3 100.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
医療型児童発達支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	42 100.0%	1 2.4%	5 11.9%	3 7.1%	0 0.0%	2 4.8%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

※複数の虐待者がいる場合は、それぞれに計上しているため、全体の合計値と一致しない。

参考 被虐待者の障害種別(重複あり)	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	411 100.0%	24 5.8%	45 10.9%	17 4.1%	6 1.5%	183 44.5%	15 3.6%	6 1.5%	2 0.5%	31 7.5%	3 0.7%
身体障害	100 100.0%	3 3.0%	11 11.0%	1 1.0%	3 3.0%	56 56.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	3 3.0%	2 2.0%
知的障害	334 100.0%	20 6.0%	33 9.9%	14 4.2%	6 1.8%	157 47.0%	10 3.0%	4 1.2%	0 0.0%	28 8.4%	2 0.6%
精神障害(発達障害を除く)	52 100.0%	4 7.7%	9 17.3%	6 11.5%	0 0.0%	15 28.8%	5 9.6%	2 3.8%	1 1.9%	3 5.8%	1 1.9%
発達障害	15 100.0%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%	3 20.0%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※被虐待者に複数の障害がある場合は該当する障害種別すべてに計上しているため、全体の件数とは一致しない

事業所種別 (人)

事業所種別	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)										
		指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	栄養士	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	行動援護 従業者	その他従 事者	不明
全体	411 100.0%	28 6.8%	2 0.5%	8 1.9%	1 0.2%	1 0.2%	4 1.0%	4 1.0%	2 0.5%	1 0.2%	25 6.1%	3 0.7%
障害者支援施設	121 100.0%	3 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 5.0%	0 0.0%
居宅介護	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 36.4%	3 27.3%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%	0 0.0%
重度訪問介護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	51 100.0%	1 2.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.9%	0 0.0%
短期入所	15 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%
就労継続支援A型	24 100.0%	2 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%
就労継続支援B型	59 100.0%	3 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 13.6%	1 1.7%
共同生活援助	69 100.0%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.9%	0 0.0%
移動支援事業	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	3 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
医療型児童発達支援	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	42 100.0%	16 38.1%	0 0.0%	8 19.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 7.1%	1 2.4%

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

※複数の虐待者がいる場合は、それぞれに計上しているため、全体の合計値と一致しない。

参考 被虐待者の障害種別(重複あり) (人)

事業所種別	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)										
		指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	栄養士	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	行動援護 従業者	その他従 事者	不明
全体	411 100.0%	28 6.8%	2 0.5%	8 1.9%	1 0.2%	1 0.2%	4 1.0%	4 1.0%	2 0.5%	1 0.2%	25 6.1%	3 0.7%
身体障害	100 100.0%	2 2.0%	2 2.0%	3 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.0%	4 4.0%	1 1.0%	0 0.0%	4 4.0%	0 0.0%
知的障害	334 100.0%	25 7.5%	2 0.6%	6 1.8%	1 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.3%	1 0.3%	21 6.3%	1 0.3%
精神障害(発達障害を除く)	52 100.0%	1 1.9%	0 0.0%	2 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.8%	1 1.9%
発達障害	15 100.0%	1 6.7%	0 0.0%	3 20.0%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%
不明	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※被虐待者に複数の障害がある場合は該当する障害種別すべてに計上しているため、全体の件数とは一致しない

(3) 虐待の発生要因（複数回答）

事業所種別	虐待の発生要因(複数回答)							(人)
	計	教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	虐待を行った職員の性格や資質の問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	
全体	411 100.0%	183 44.5%	137 33.3%	167 40.6%	143 34.8%	81 19.7%	75 18.2%	
障害者支援施設	121 100.0%	61 50.4%	53 43.8%	45 37.2%	38 31.4%	20 16.5%	23 19.0%	
居宅介護	11 100.0%	7 63.6%	5 45.5%	7 63.6%	6 54.5%	4 36.4%	4 36.4%	
重度訪問介護	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	
生活介護	51 100.0%	21 41.2%	13 25.5%	22 43.1%	15 29.4%	8 15.7%	15 29.4%	
短期入所	15 100.0%	5 33.3%	5 33.3%	7 46.7%	5 33.3%	3 20.0%	3 20.0%	
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
就労移行支援	8 100.0%	2 25.0%	2 25.0%	2 25.0%	3 37.5%	0 0.0%	1 12.5%	
就労継続支援A型	24 100.0%	9 37.5%	6 25.0%	15 62.5%	9 37.5%	7 29.2%	1 4.2%	
就労継続支援B型	59 100.0%	26 44.1%	19 32.2%	28 47.5%	25 42.4%	13 22.0%	7 11.9%	
共同生活援助	69 100.0%	28 40.6%	15 21.7%	24 34.8%	24 34.8%	15 21.7%	14 20.3%	
移動支援事業	2 100.0%	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	
地域活動支援センターを経営	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	
児童発達支援	3 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
医療型児童発達支援	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
放課後等デイサービス	42 100.0%	19 45.2%	16 38.1%	13 31.0%	15 35.7%	10 23.8%	6 14.3%	

※障害者支援施設にはのぞみの園を含む。

※複数の虐待者がいる場合は、それぞれに計上しているため、全体の合計値と一致しない。

参考 被虐待者の障害種別(重複あり)

	虐待の発生要因(複数回答)							(人)
	計	教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	虐待を行った職員の性格や資質の問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	
全体	411 100.0%	183 44.5%	137 33.3%	167 40.6%	143 34.8%	81 19.7%	75 18.2%	
身体障害	100 100.0%	43 43.0%	31 31.0%	48 48.0%	34 34.0%	22 22.0%	21 21.0%	
知的障害	334 100.0%	153 45.8%	110 32.9%	124 37.1%	110 32.9%	63 18.9%	65 19.5%	
精神障害(発達障害を除く)	52 100.0%	20 38.5%	17 32.7%	27 51.9%	25 48.1%	14 26.9%	8 15.4%	
発達障害	15 100.0%	4 26.7%	6 40.0%	6 40.0%	3 20.0%	3 20.0%	1 6.7%	
不明	3 100.0%	2 66.7%	1 33.3%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	

※被虐待者に複数の障害がある場合は該当する障害種別すべてに計上しているため、全体の件数とは一致しない

## 4. 相談・通報者別にみた認定件数割合

相談・通報件数(A)

相談・通報者	件数(A)
本人による届出	494
家族・親族	339
近隣住民・知人	113
民生委員	4
医療機関関係者	25
教職員	10
相談支援専門員	140
他の施設・事業所の職員	81
当該施設・事業所職員	351
当該施設・事業所元職員	95
当該施設・事業所設置者・管理者	162
当該市町村行政職員	81
運営適正化委員会	8
成年後見人等	8
当該施設・事業所利用者	30
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	3
警察	25
居宅サービス事業等従事者等	10
その他	183
不明(匿名を含む)	149
計	2311

認定事例における相談・通報件数(B)

相談・通報者	件数(B)	(B)÷(A)
本人による届出	19	3.8%
家族・親族	28	8.3%
近隣住民・知人	4	3.5%
民生委員	0	0.0%
医療機関関係者	2	8.0%
教職員	0	0.0%
相談支援専門員	14	10.0%
他の施設・事業所の職員	10	12.3%
当該施設・事業所職員	53	15.1%
当該施設・事業所元職員	12	12.6%
当該施設・事業所設置者・管理者	113	69.8%
当該市町村行政職員	7	8.6%
運営適正化委員会(社会福祉法第83条)	0	0.0%
成年後見人等	3	37.5%
その他	39	15.5%
不明	26	1.0%
複数の通報者	8	
	338	13.7%

### 参考資料3 検討委員会の設置

本事業では、「平成 28 年度 虐待事案の未然防止のための調査研究業務」に係る検討委員会を設置し、虐待の発生要因や自治体の対応に関する分析を行うとともに、障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組の視点と課題を整理をするための検討を行った。

本事業の委員会メンバーおよび開催日程、議題等は以下のとおりである。

#### 「平成 28 年度 虐待事案の未然防止のための調査研究業務」に係る検討委員会 メンバー ※敬称略

氏名	所属
◎小山 聡子	日本女子大学 副学長 人間社会学部社会福祉学科 教授
志賀 利一	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画局研究部長
谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部 准教授
三瓶 徹	社会福祉法人北海長正会 北広島リハビリセンター 常務理事／総合施設長
鈴木 康仁	愛知県蒲郡市障がい者支援センター センター長／相談支援専門員

(◎委員長)

#### 【事務局】

一般財団法人 日本総合研究所

#### 「平成 28 年度 虐待事案の未然防止のための調査研究業務」に係る検討委員会 開催日程、議題等

第1回	平成 28 年 11 月 22 日	1. 報告事項 (1) 平成 27 年度『「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査』基礎集計結果の報告 2. 協議事項 (1) 調査結果について (2) 詳細分析の実施方針について
第2回	平成 29 年 1 月 30 日	1. 自治体ヒアリング調査のふり返り 2. 「平成 27 年度障害者虐待対応状況調査」クロス集計分析結果の説明
第3回	平成 29 年 3 月 13 日	1. 報告事項 (1) 平成 27 年度「障害者虐待対応状況調査」追加分析 (2) 自治体ヒアリング調査結果 (3) 報告書目次構成案 2. 虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組みや施策について（意見交換）

平成 28 年度 虐待事案の未然防止のための調査研究事業

平成 28 年度 虐待事案の未然防止のための調査研究事業  
報告書

平成 29 年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所